

第3次山形市地域福祉計画

令和3年度～令和7年度

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画の推進により、SDGsのこのゴールの達成に貢献することを目指します

令和3年3月

山形市

は じ め に



山形市長 佐藤 孝弘

山形市では、これまで平成28年度から令和2年度までを計画期間とする第2次山形市地域福祉計画に基づき、基本理念である「ともに支え合い、“つながり” 広がるまち『やまがた』」を目指し、地域住民が主体的に地域の困りごとを把握し、自ら解決につなげられるような体制を構築する「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるとともに、福祉まるごと相談員の配置により、制度の狭間にある住民に対する相談支援体制の強化などに取り組んできました。

この間、山形市においても、少子高齢化や核家族化が進み、地域でのつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境の変化により、ひきこもりや8050問題をはじめとする地域や家庭における課題は増加し、その内容も複雑化しております。

こうした中、山形市は平成31年4月に中核市に移行し、地域ニーズに即したきめ細かな施策を展開してきました。また、「健康医療先進都市」の確立に向け、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「山形市発展計画2025」を策定し、「地域共生社会の実現」を重点政策の一つに掲げ、地域福祉の充実を通し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進しています。

このたび策定した第3次山形市地域福祉計画では、「地域とつながり 幸せをつむぐまち やまがた ～地域共生社会をめざして～」を基本理念とし、基本理念を実現するため、「みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり」、「みんなが社会とつながる仕組みづくり」、「みんなが何でも相談できる体制づくり」、「みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり」の4つを基本目標に掲げました。

この計画は、令和3年度からの5年間を計画期間とし、その推進に当たっては、基本目標を柱に11の基本的な方向性に沿って各施策に取り組み、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現をより一層目指してまいります。そのためには、市民の皆様をはじめ、事業者、企業、学校など、様々な皆様と連携を図り、協働しながら取り組んでいく必要がありますので、今後とも、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な視点から貴重なご意見とご提言をいただきました山形市社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただきました多くの市民や事業者の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の趣旨	4
3 計画期間	6
4 計画の策定体制	8
第2章 山形市の地域を取り巻く現状と課題	9
1 山形市の現状	9
(1) 人口と世帯の状況	9
(2) 高齢者の状況	11
(3) 介護保険制度の状況	11
(4) 障がい者の状況	12
(5) 子どもの状況	13
(6) 生活保護の状況	14
(7) NPO法人数の推移	15
(8) 自殺者の推移	16
(9) 避難行動要支援者への対応	17
2 意見の聴取	18
(1) 市民アンケート・福祉事業所アンケート	18
(2) 地区ニーズ検討会	32
3 第2次山形市地域福祉計画の評価と課題、今後の方向性	34
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 計画の体系	42
第4章 施策の展開	45
基本目標1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり	45
(1) 市民意識の向上と社会参加の促進	45
(2) 福祉の人材づくりと活躍の場づくり	47
(3) 地域における担い手づくり	49

基本目標 2 みんなが社会とつながる仕組みづくり	51
(1) 地域住民が集う場づくり	51
(2) 各分野と連携した支援づくり	53
(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり	55
基本目標 3 みんなが何でも相談できる体制づくり	57
(1) 包括的な相談支援体制の構築	57
(2) 多機関連携によるネットワークの構築	59
基本目標 4 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり	60
(1) 災害時における支え合いの仕組みづくり	60
(2) 権利擁護の推進	62
(3) 暮らしやすい環境づくりの推進	64
基本目標に関連する施策・事業等	67

第5章 計画の推進と評価	71
1 計画の進捗管理と評価について	71
2 SDGsとの関連について	72

資料編	73
1 地域福祉に関する市民アンケート調査結果	73
2 地域福祉に関する事業所アンケート調査結果	93
3 策定経過	103
4 山形市社会福祉審議会委員名簿	104
5 山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	106
6 社会福祉法（抜粋）	107
7 山形市社会福祉審議会条例	111
8 山形市社会福祉審議会運営要綱	114
9 用語説明集	117

第1章

計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

少子高齢化の進展や人口減少、単身世帯の増加など社会構造の変化により、住民が抱える生活課題は一層複雑化・複合化しています。80代の親が無収入の50代の子を支える8050問題や、子育てと親の介護に同時に直面するダブルケア、ひきこもり問題など、高齢、障がい、子育てといった単一の分野では解決が難しい問題が増加しています。

こうした中、国では、縦割りになりがちな制度・分野の枠や「支え手」「受け手」といった従来の役割関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域課題を「我が事」として捉え、人と人、人と社会が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を理念として掲げています。平成30年に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向け、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが明記されました。

また、改正法の附則において、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされ、国では、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施するとともに、令和元年には、地域共生社会推進検討会を設置し、検討が加えられました。

これらの状況を踏まえ、令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

一方、山形市では、平成23年に「山形市地域福祉計画」、平成28年に「第2次山形市地域福祉計画」を策定し、住民や地域団体、関係法人等と連携を図りながら地域や住民が抱える様々な問題と向き合い、住民一人ひとりがともに支え合いながら、しあわせに暮らせるまちを目指し、地域福祉の推進を図ってきました。

平成28年度からは国のモデル事業である「地域福祉相談支援体制構築事業」を実施し、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあり、対応が困難な問題を抱える住民に対し、包括的な支援を受けることができるよう、相談支援包括化推進員（福祉まるごと相談員[※]）を配置しております。また、平成29年度からは国のモデル事業である「我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業[※]」を実施し、住民の身近な地域に拠点を設置し、住民が主体的に地域の困り事を我が事として丸ごと受け止め、解決につなげられるような相談支援体制づくりに取り組んでいます。この取組では、住民たちの身近な課題を普段の活動の中で話すことで、住民自らが解決する仕組みを作りあげ、また、子どもから高齢者まで世代を問わず交流活動を行うなど、住民が一体となった地域づくりが行われています。

平成30年度からこの2つのモデル事業を「我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業」として統合し実施しており、これらのモデル事業を実施している中で、複合的な課題や制度の狭

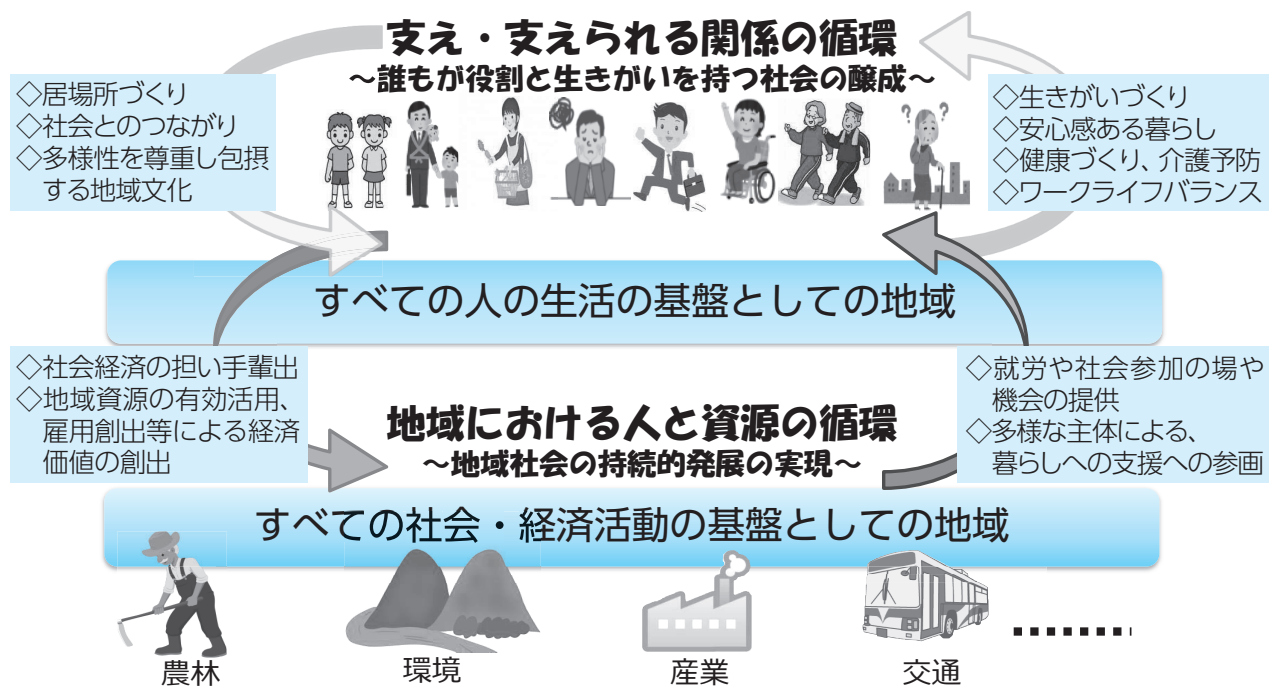
間へのニーズに対応するためには、分野を超えた包括的な支援体制の整備が必要であることがわかりました。

これらの社会変化や国の動きを踏まえ、これまで山形市が取り組んできた「我が事・丸ごと」の地域づくり及び様々な地域課題の解決に向けた取組はこれからも推進していく必要があります。そして、地域で暮らすみんなが安心して生活することができ、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し共生する地域社会の実現を目指すため、また、第2次山形市地域福祉計画の計画期間が令和2年度で満了することから、第3次山形市地域福祉計画を策定するものです。

本計画を推進するためには、世代や属性を問わない包括的な支援体制の構築が必要であるため、今後、山形市では、重層的支援体制整備事業の実施を目指し準備を進めていきます。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



(資料：厚生労働省 重層的支援体制整備事業全国担当者会議)

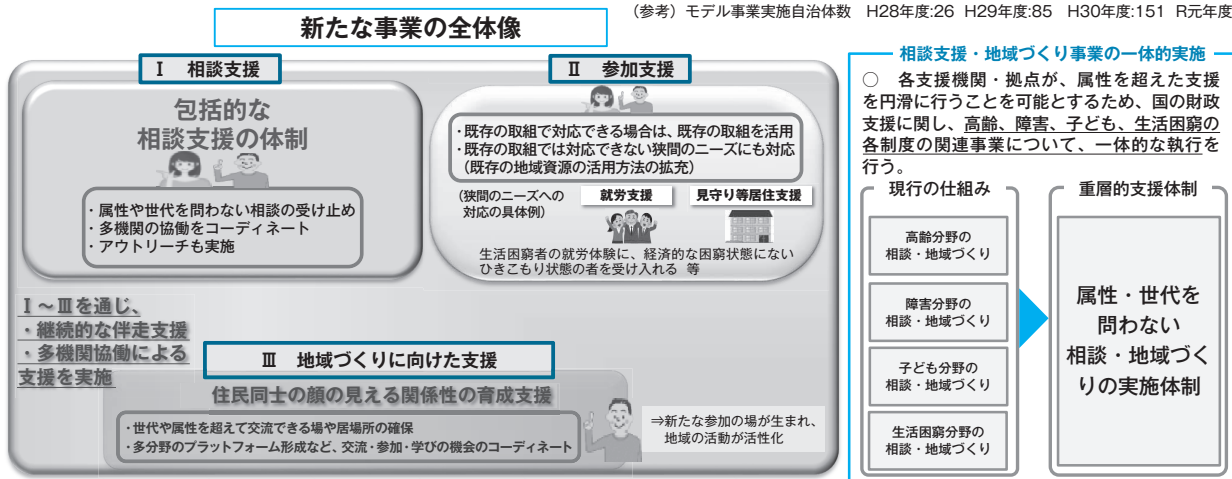
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考) モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
- (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

(資料：厚生労働省 重層的支援体制整備事業全国担当者会議)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

(資料：厚生労働省 重層的支援体制整備事業全国担当者会議)

2 計画の趣旨

(1) 計画の根拠法と位置づけ

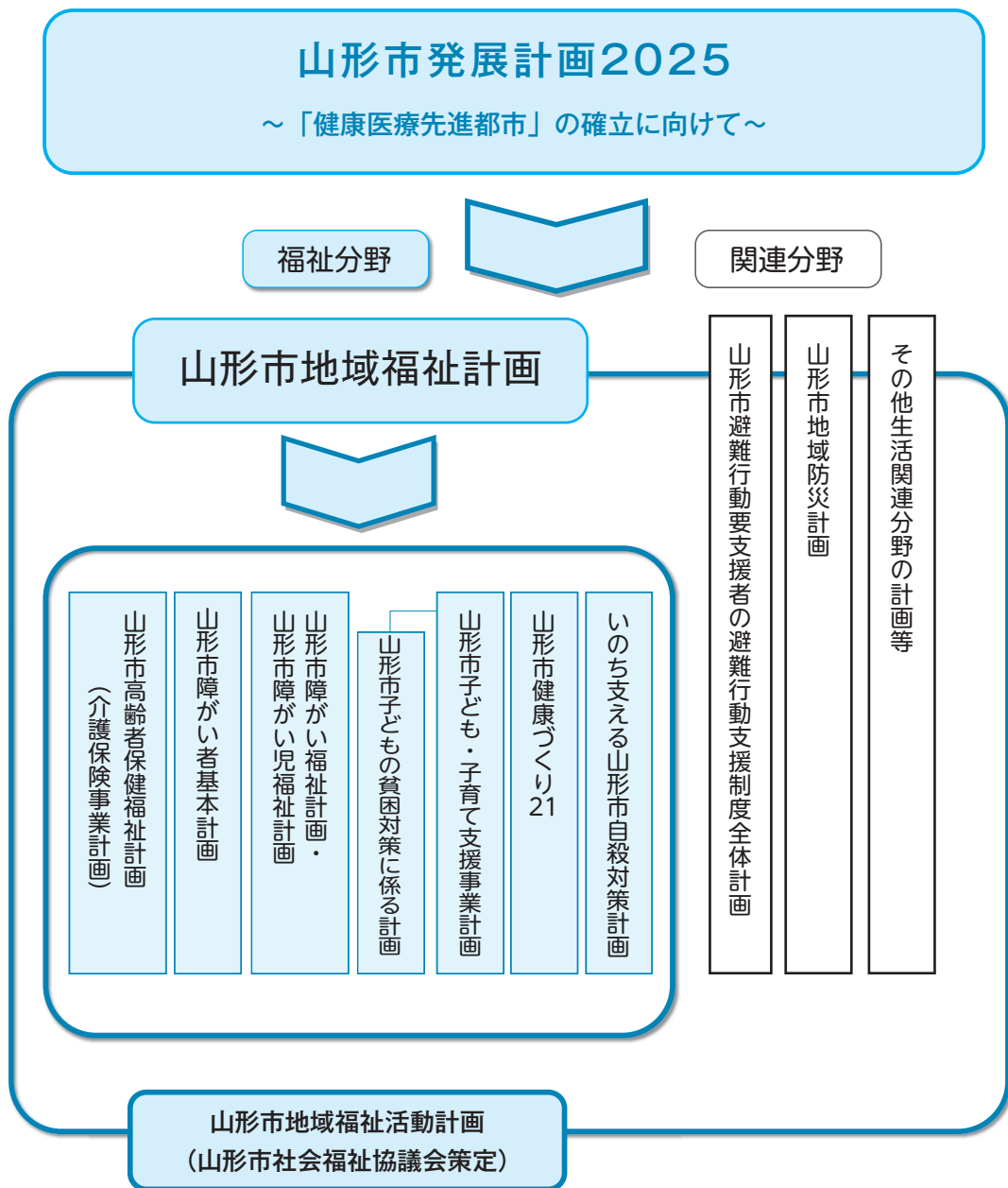
本計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」であり、同条に掲げられた5つの事項を一体的に定め、山形市の地域福祉を総合的に推進する計画です。

この計画は山形市の基本方針に基づき策定された「山形市発展計画2025」を上位計画とした、地域福祉を推進する計画です。また、平成30年4月に施行された社会福祉法の改正において、市町村が定める地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載することとし、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の上位計画として位置づけられました。これにより、「山形市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「山形市子ども・子育て支援事業計画」、「山形市障がい者基本計画」、「山形市障がい福祉計画・山形市障がい児福祉計画」、「山形市健康づくり21」、「いのち支える山形市自殺対策計画」などと調和を図るとともに、地域福祉と関連する「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」、「山形市地域防災計画」などその他の関連する計画と整合性や関連性を持たせながら、地域福祉を総合的に推進します。

(2) 第五次山形市地域福祉活動計画との関連性

福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉施設・機関等を中心とした住民主体の活動・行動計画として、山形市社会福祉協議会が策定する「第五次山形市地域福祉活動計画」と相互に連携を図り、一体的に地域福祉の充実を図ります。

【体系図】



3 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とします。

計 画 名	計画期間	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
山形市発展計画2025	5年		→					
山形市地域福祉計画	5年	第2次	→ 第3次					
山形市高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)	3年	第7期	→ 第8期			→ 第9期		
山形市障がい者基本計画	5年	第3次	→ 第4次					第5次
山形市障がい福祉計画・ 山形市障がい児福祉計画	3年	第4期	→ 第5期・第1期			→ 第6期・第2期		
山形市子ども・子育て支援 事業計画	5年	第1期	→ 第2期					第3期
山形市健康づくり21	10年	→						
いのち支える山形市自殺 対策計画	5年	→						
山形市避難行動要支援者の 避難行動支援制度全体計画	期間なし	→						
山形市地域防災計画	期間なし	→						

山形市地域福祉活動計画 (山形市社会福祉協議会)	5年	第四次	→ 第五次					
-----------------------------	----	-----	-------	--	--	--	--	--

計 画 名	計 画 の 概 要
山形市発展計画2025	山形市の発展に関わる政策の方向性と取組を定めたもの
山形市地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づき、市の地域福祉を総合的に推進するもの
山形市高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)	老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、市の高齢者保健福祉施策を定めたもの なお、成年後見制度利用促進基本計画として成年後見制度の利用促進に関する総合的な取組を定めている
山形市障がい者基本計画	障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、市の障がい者のための施策を定めたもの なお、市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策についての基本的な計画を包含している
山形市障がい福祉計画・ 山形市障がい児福祉計画	障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、3年ごとの障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の利用見込み量のほか目標値を設定するもの
山形市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、全ての子どもたちと子育て家庭を対象に進めていく予定の、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すもの
山形市健康づくり21	健康増進法第8条第2項の規定に基づき、市民の健康づくりについて定めたもの
いのち支える山形市自殺対策計画	自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、市の区域内における自殺対策について定めるもの
山形市避難行動要支援者の 避難行動支援制度全体計画	災害対策基本法、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針及び市地域防災計画に基づき、避難行動支援制度の運用を行うため、市や地域などの平常時と災害時の支援体制や連携方法などを定めたもの
山形市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、山形市防災会議において定められるもので、市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的なもの
山形市地域福祉活動計画 (山形市社会福祉協議会策定)	住民の活動、行動のあり方と社会福祉協議会がその活動をどのように支援するのかを定めたもの 市地域福祉計画と連携を図り、地域福祉を推進することが求められる

4 計画の策定体制

(1) 庁内組織

地域福祉に関連する関係部課等で構成するワーキンググループや関係部課長会議を開催し、関係部課との連携を図り検討を行いました。

(2) 山形市社会福祉協議会との調整

計画期間が同じとなる第五次地域福祉活動計画と連携するため、合同の事務局会議を開催し情報共有を図るとともに、両計画の連携を図るため検討を行いました。

(3) 山形市社会福祉審議会

山形市社会福祉審議会に本計画の策定について諮問し、審議いただきました。

また、本計画の策定に当たり、山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、第2次山形市地域福祉計画の最終評価を決定し、本計画策定に向け意見をいただきました。

第2章

山形市の地域を取り巻く現状と課題

第2章 山形市の地域を取り巻く現状と課題

1 山形市の現状

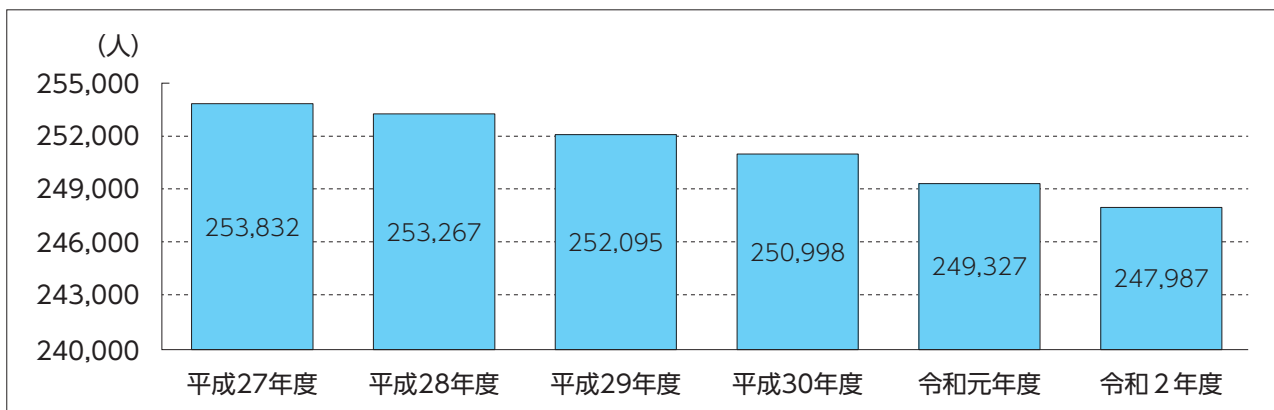
(1) 人口と世帯の状況

山形市の令和2年10月1日現在の総人口は、247,987人、世帯数は103,922世帯となっています。

これまでの人口の推移を見ると一貫して減少傾向にあります。年齢別にみると、15歳未満の年少人口、15歳～64歳までの生産年齢人口は減少していますが、65歳以上の老年人口は年々増加しています。人口の構成比率でも同様に15歳未満及び15歳～64歳までの比率は減少し、65歳以上の比率が増加していることから、少子高齢化が年々進行していることが伺えます。

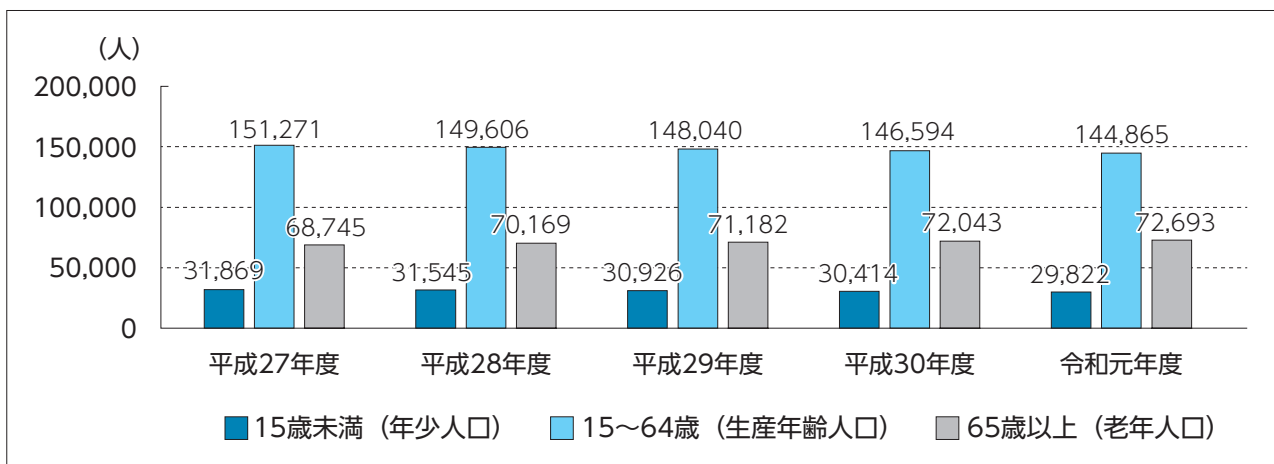
世帯構成については、世帯数が増加している一方、一世帯あたりの世帯人員は減少しているため、単身世帯の増加や核家族化が進行しています。

総人口の推移



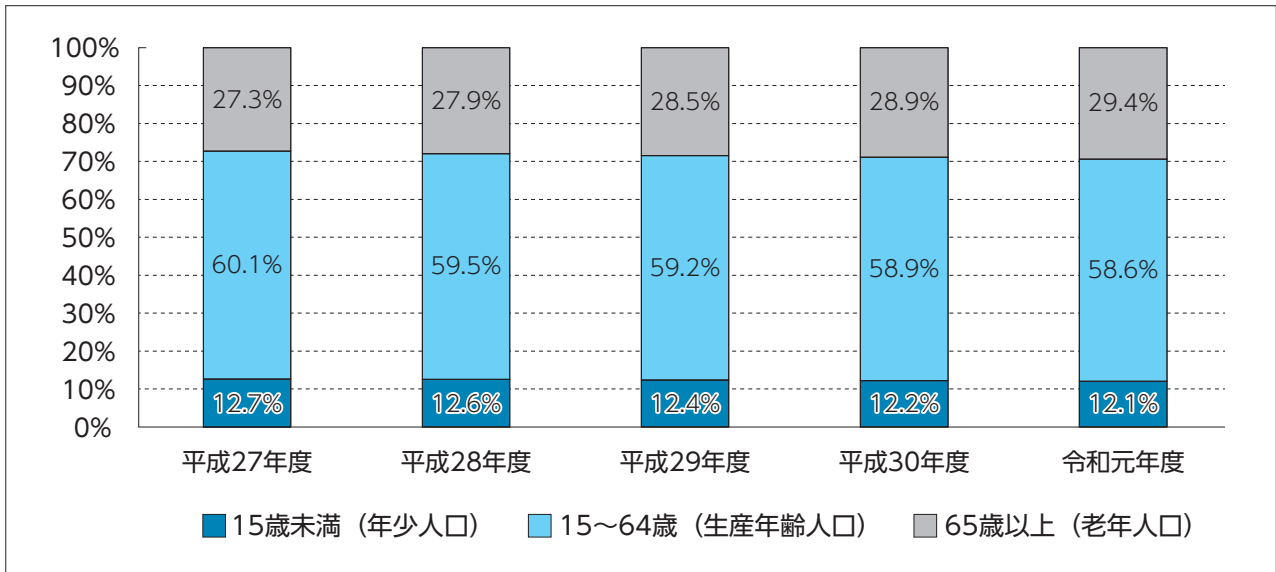
(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

年齢3区分別人口の推移



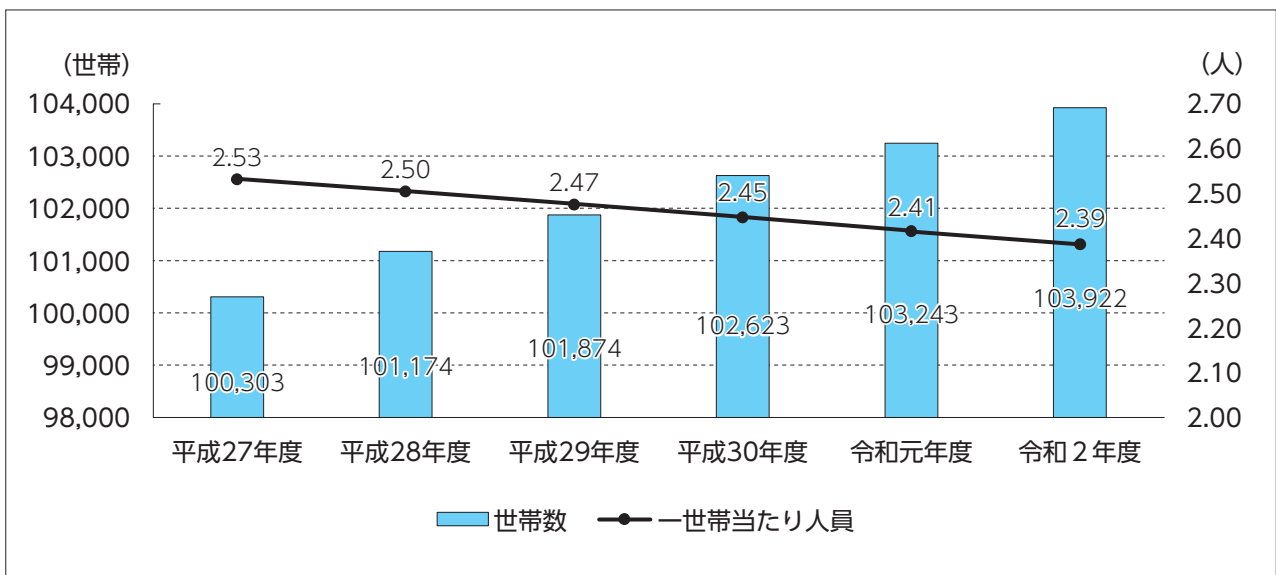
(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

年齢3区分別人口割合の推移



(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

世帯数・1世帯あたりの人員の推移

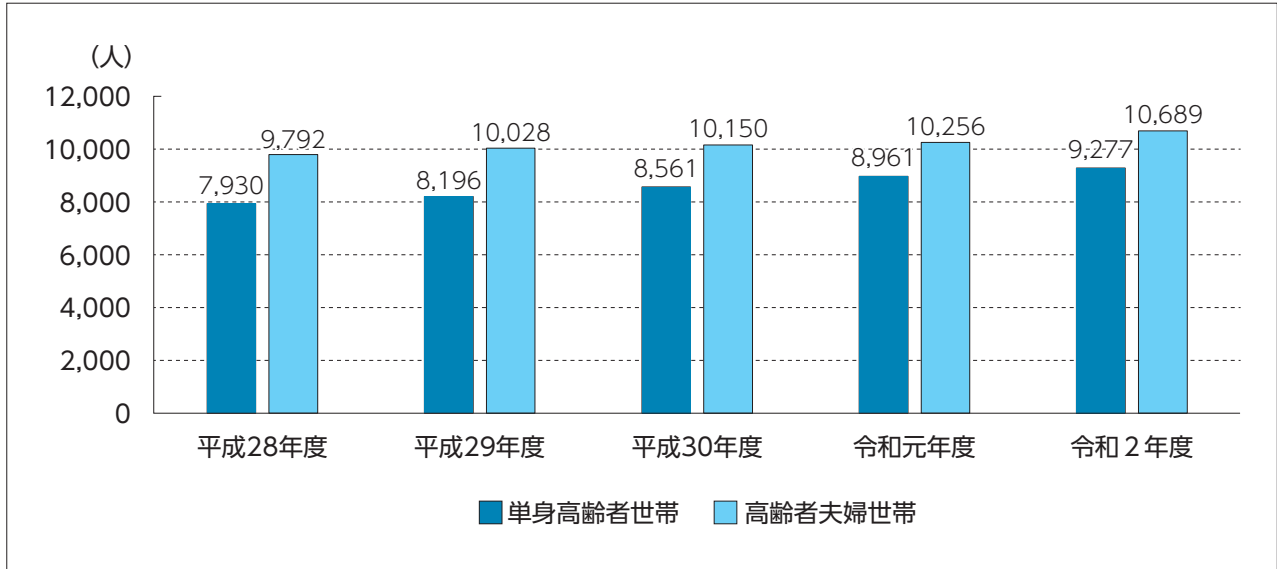


(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

(2) 高齢者の状況

単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、いずれも年々増加しています。平成28年から令和2年にかけて単身高齢者世帯は約1,300世帯、高齢者夫婦世帯は約900世帯増加しています。

単身高齢者及び高齢者夫婦世帯の推移

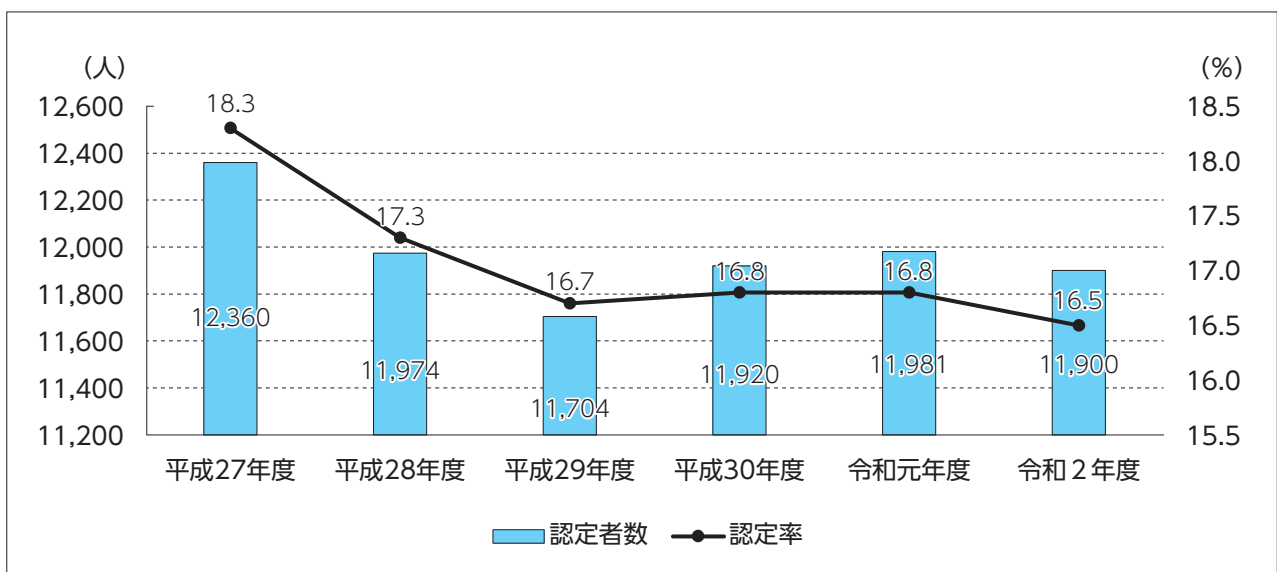


(資料：市在宅高齢者実態調査 各年4月1日現在)

(3) 介護保険制度の状況

要介護（要支援）認定数は、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことから一時的に減少し、その後はほぼ横ばい状態にあります。

要介護（要支援）認定状況



要介護（要支援）認定状況（内訳）

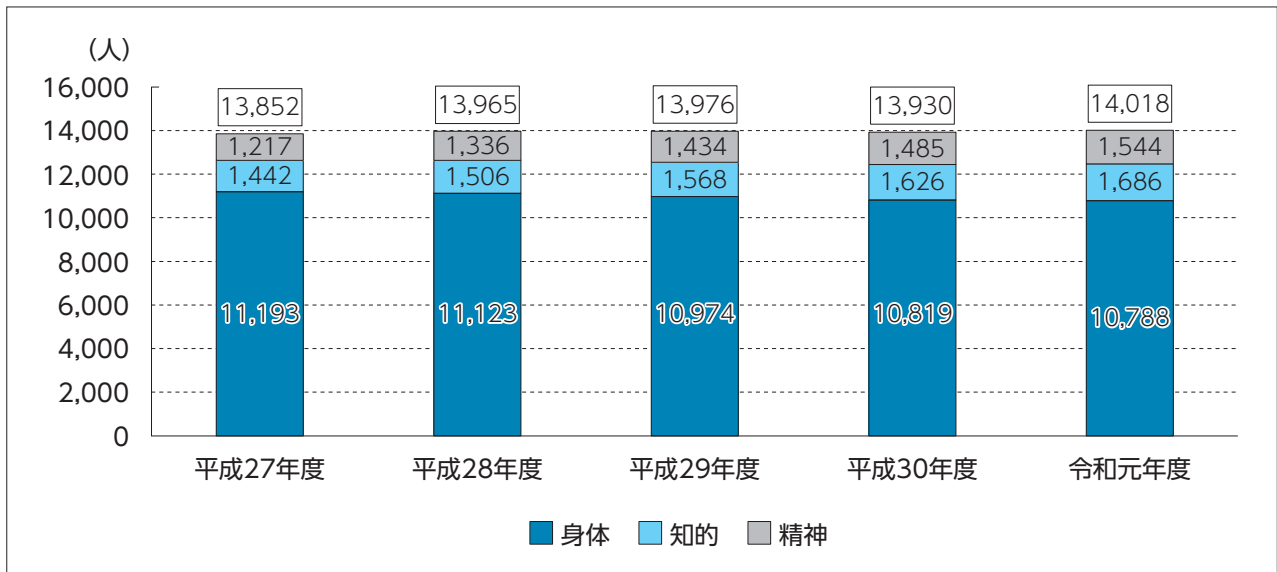
年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者数	認定率
平成27年度	1,860	1,684	2,325	2,333	1,581	1,400	1,177	12,360	18.3%
平成28年度	1,388	1,508	2,331	2,411	1,659	1,484	1,193	11,974	17.3%
平成29年度	1,027	1,348	2,311	2,529	1,713	1,548	1,228	11,704	16.7%
平成30年度	1,022	1,313	2,392	2,632	1,776	1,515	1,270	11,920	16.8%
令和元年度	1,054	1,344	2,451	2,626	1,767	1,551	1,188	11,981	16.8%
令和2年度	1,118	1,375	2,435	2,507	1,796	1,584	1,085	11,900	16.5%

（資料：市介護保険課 各年9月末現在）

（4）障がい者の状況

令和元年末の障がい者手帳の所有者の合計は14,018人となっています。身体障がい者手帳の所持者は平成27年から年々減少していますが、療育手帳（知的障がい）及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、所持者全体も増加しています。

障がい者手帳所持者数の推移



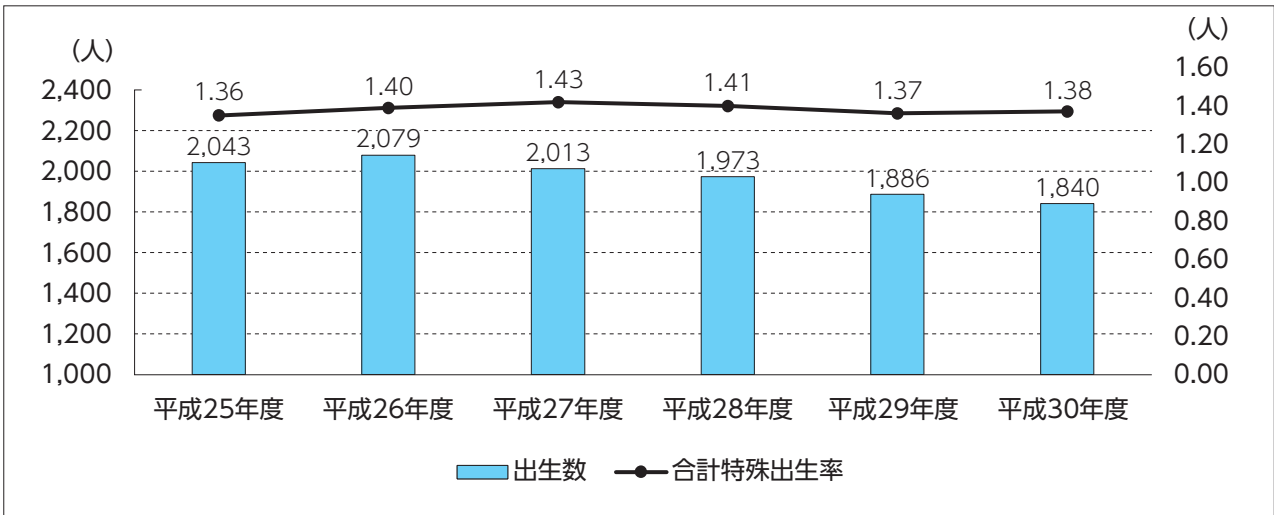
（資料：市障がい福祉課 各年度末現在）

(5) 子どもの状況

出生数は平成25年から平成26年にかけては増加していましたが、それ以降は減少傾向にあり、平成30年の出生数は1,840人です。1人の女性が一生に産むであろう子どもの人数である合計特殊出生率は近年ほぼ横ばいで推移しており、平成30年は1.38となっています。

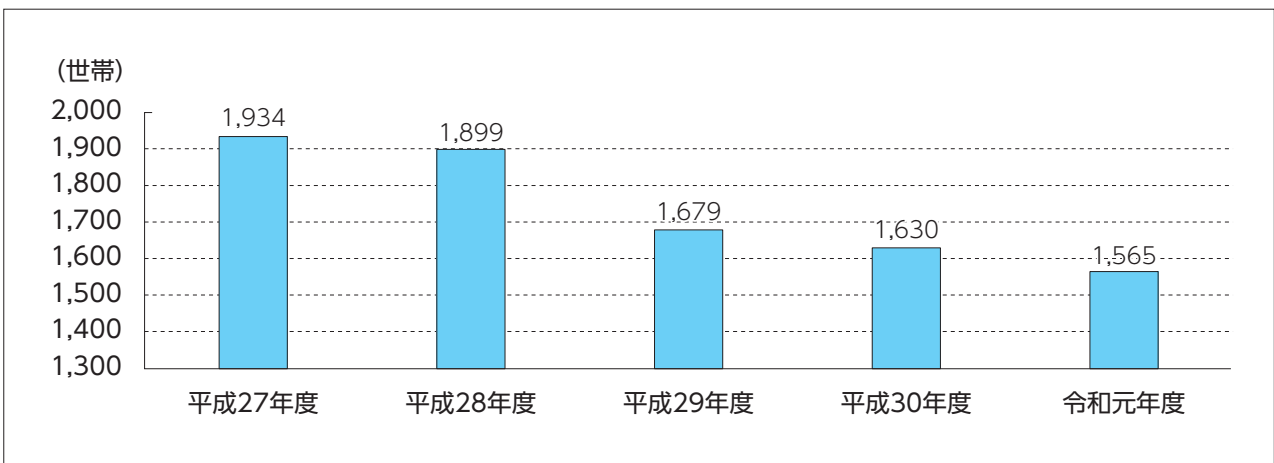
また、ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当の受給者数は年々減少しており、令和元年では1,565人となっています。

出生数・合計特殊出生率の推移



(資料：山形県村山総合支庁保健福祉環境部「統計で見る村山地域の保健・福祉・環境（令和元年度）」、山形県保健福祉統計年報)

児童扶養手当受給者数の推移



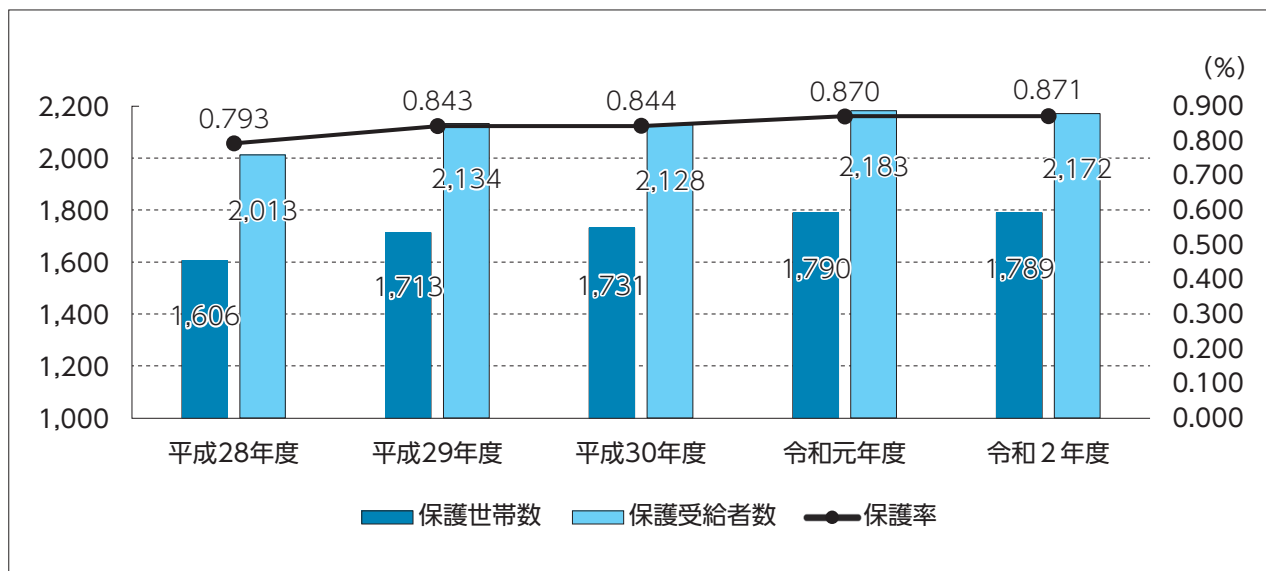
(資料：市家庭支援課 各年度末現在)

(6) 生活保護の状況

令和2年10月末時点における生活保護の状況は、被保護世帯1,789世帯、被保護人員2,172人、保護率0.871%となっています。ここ数年は保護世帯、保護受給者、保護率全てにおいて増加傾向にあります。

世帯類型を見ると、高齢者世帯、傷病・障がい者世帯が全体の約85.0%を占めています。

保護世帯、保護受給者、保護率の推移



(資料：市生活福祉課 平成28年度～令和元年度までは各年度末現在 令和2年度は10月末現在)

世帯類型別の状況

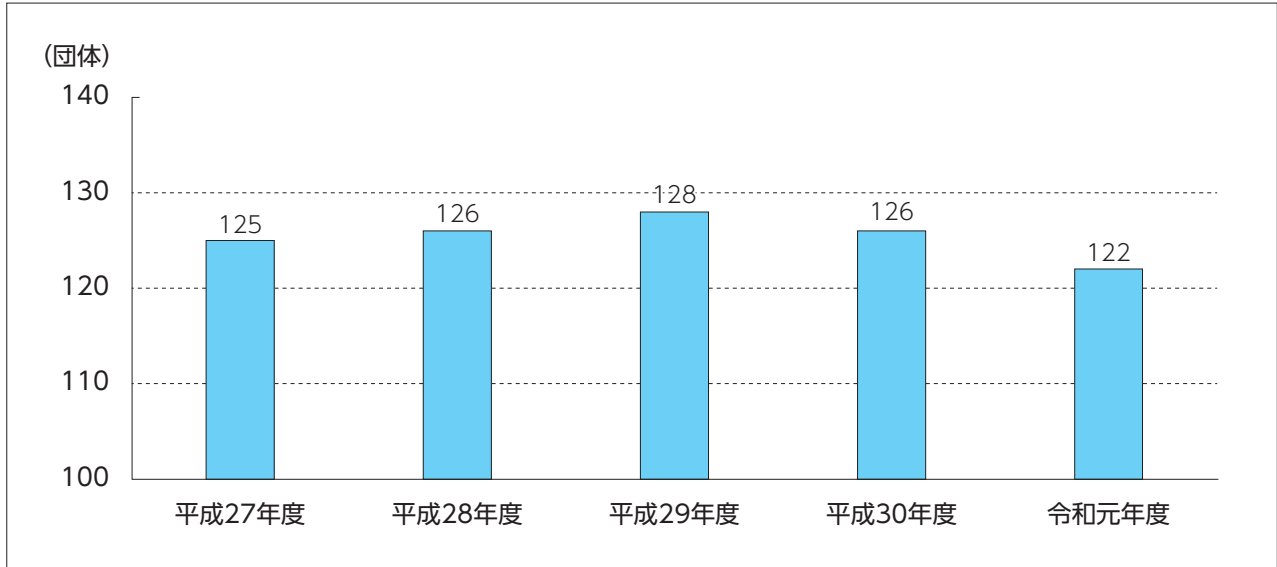
年度	区分	単身者世帯			2人以上の世帯			
		高齢者世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯
平成28年度		787	398	138	52	67	95	49
平成29年度		839	434	137	55	73	89	63
平成30年度		877	425	140	47	67	96	53
令和元年度		916	446	140	50	69	89	55
令和2年度		902	451	153	50	73	93	48

(資料：市生活福祉課 平成28年度～令和元年度までは各年度末現在 令和2年度は10月末現在 保護停止中の世帯を除く)

(7) NPO法人数の推移

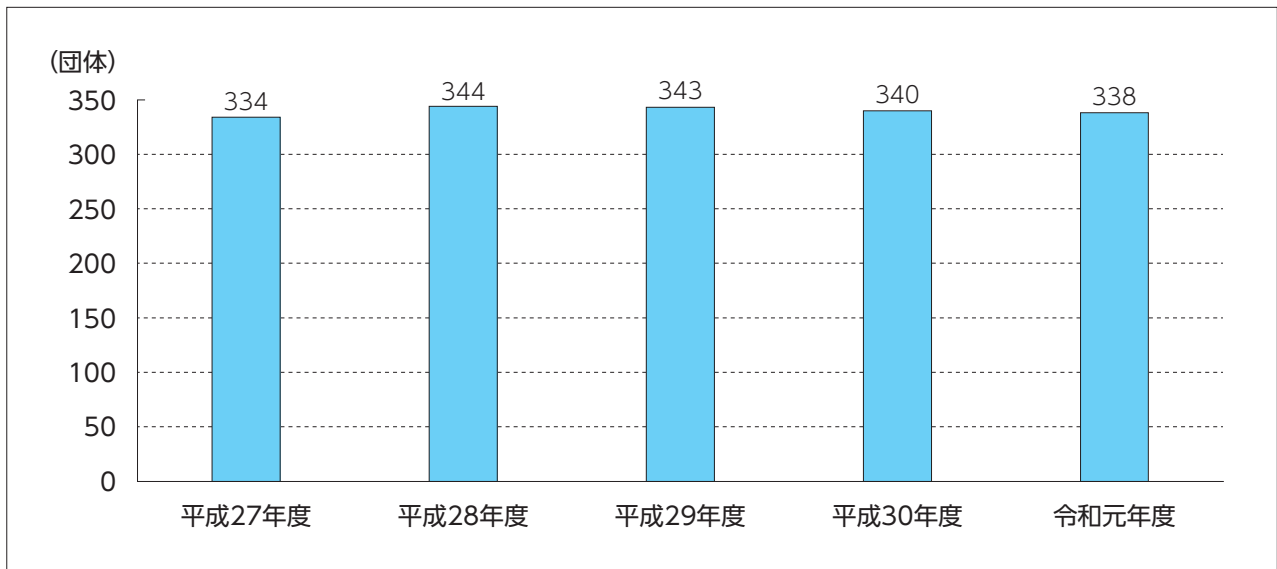
NPO法人数、市民活動支援センター利用登録団体数は近年ほぼ横ばいで推移しています。令和元年ではNPO法人が122法人、市民活動支援センター利用登録団体が338団体となっています。

NPO法人数の推移



(資料：市企画調整課 各年度末現在)

市民活動支援センター利用登録団体数の推移

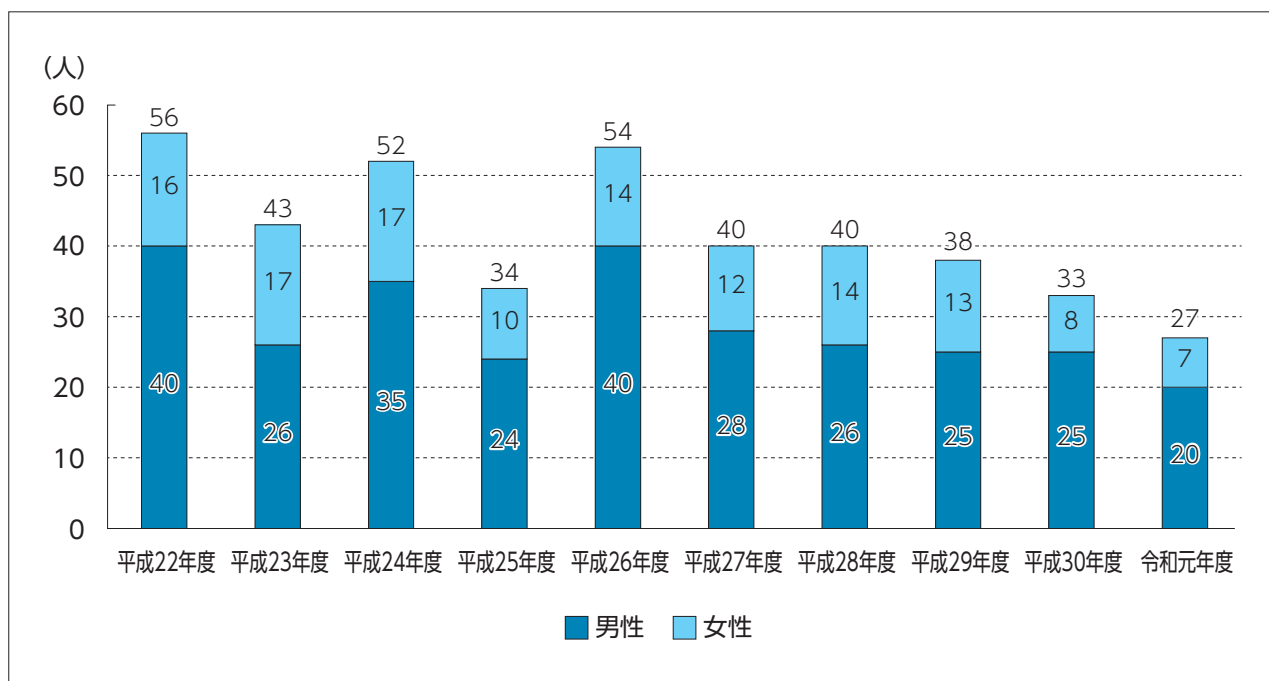


(資料：市企画調整課 各年度末現在)

(8) 自殺者の推移

山形市の自殺者数は、ここ5年間で減少傾向にあり、令和元年度の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）でも、全国の15.67に対し山形市は10.94と、全国的にみても少ない傾向にあります。判明している自殺の原因（動機）としては、健康問題が1番多く、次いで経済的問題となっています。今般のコロナ禍の影響により、今後自殺者数が増えると言われており、さらなる注意が必要です。

自殺者数の推移



(資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

(9) 避難行動要支援者への対応

災害時、自力避難が困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者（いわゆる災害弱者）の逃げ遅れを防ぐため、避難行動支援制度の中で要支援者に対する個別計画を作成することが急務となっております。しかし、個別計画は、要支援者本人の同意があることや、避難ルートや避難場所、手助けする支援者の氏名などを明らかにする必要があり、対象者全員の個別計画を作成した市町村は全体の12%にとどまっています（令和元年6月時点、政府調べ）。そこで、政府では、令和3年の通常国会で災害対策基本法の改正を行い、個別計画の作成について市町村の努力義務とすることを検討しています。

しかしながら、個別計画は高齢者らの心身の状況等を踏まえる必要があり、市町村だけの作成は難しく、日常的にケアを行っている福祉関係者や地域住民の協力を得ることが必要です。

要支援者、同意者、個別計画作成者の状況（山形市）

項目	平成27年 6月末	平成28年 6月末	平成29年 6月末	平成30年 6月末	令和元年 6月末	令和2年 6月末
要支援者数(A)	19,811人	20,278人	20,779人	21,355人	21,838人	22,222人
同意者数(B)	2,218人	2,354人	2,213人	2,031人	1,866人	1,820人
同意率(B/A)	11.20%	11.61%	10.65%	9.51%	8.55%	8.19%
個別計画作成者数(C)	2,040人	2,263人	2,169人	2,007人	1,857人	1,714人
個別計画の作成率(C/A)	10.29%	11.15%	10.43%	9.40%	8.50%	7.71%

(資料：市防災対策課)

2 意見の聴取

(1) 市民アンケート・福祉事業所アンケート

本計画の策定に際して、市民の地域福祉に関する現状認識や地域におけるニーズ、福祉事業所の活動内容や取組、要望等について把握するため、市民及び福祉事業所を対象に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

①地域福祉に関する市民アンケート調査

調査対象	無作為抽出による18歳以上の山形市民 2,500人
回答数	946件
回答率	37.8%
調査方法	郵送によるアンケート調査票の送付・回収
調査時期	令和2年5月～6月

②地域福祉に関する事業所アンケート調査

調査対象	山形市社会福祉施設等連絡会会員福祉事業所 51事業所
回答数	40件
回答率	78.4%
調査方法	郵送によるアンケート調査票の送付・回収
調査時期	令和2年6月～7月

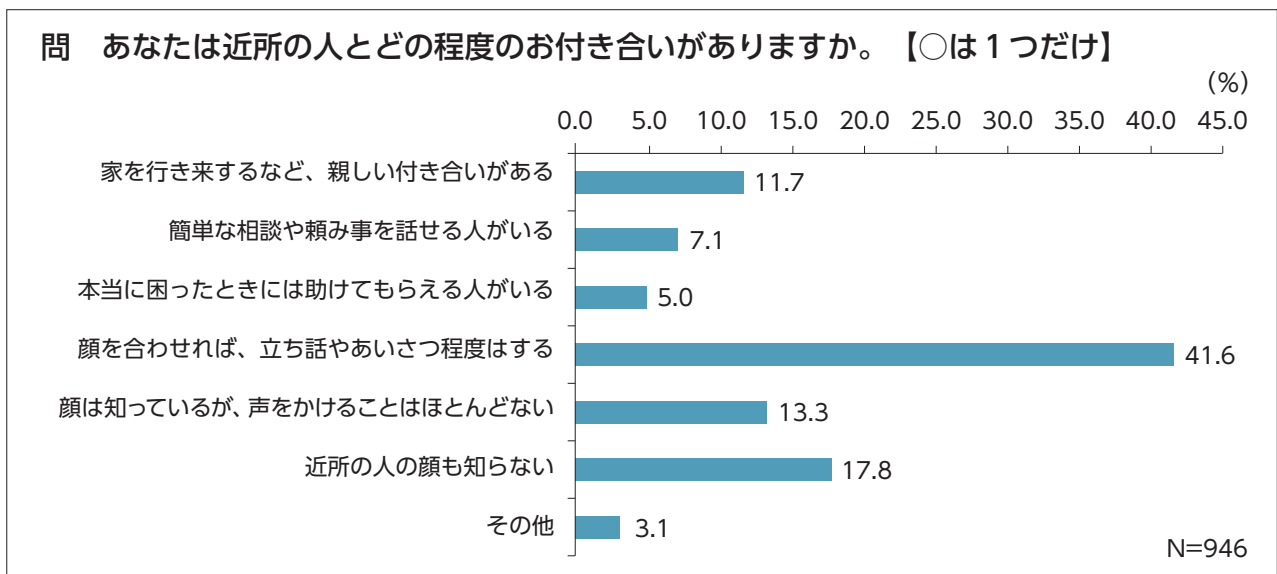
<<地域福祉に関する市民アンケート調査結果概要>>

■地域のことについて

近所付き合いについて

近所の人との付き合いについては、「顔を合わせれば、立ち話やあいさつ程度はする」との回答が41.6%と最も多く、次に「近所の人顔も知らない」が17.8%、「顔は知っているが、声をかけることはほとんどない」が13.3%と続きました。

年代別に見ると、低い年代では近所関係の希薄化が見られ、年代が上がるに連れて近所とのつながりが深くなっている傾向にあります。



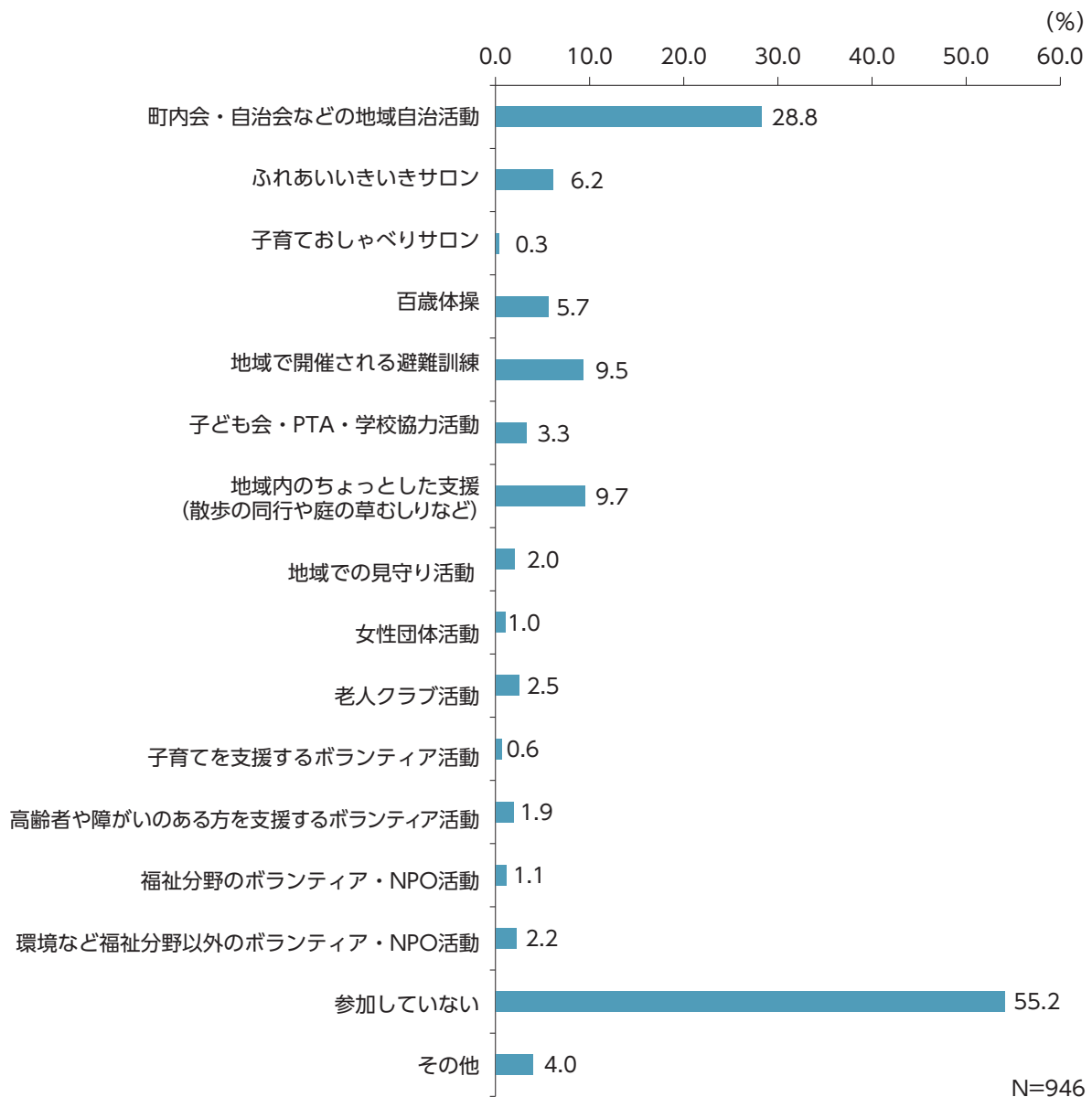
年代別	回答者数	回答率 (%)							
		家が親しい付き合いがある	家を行き来する	簡単な相談や頼み事を話せる人がいる	人には助けてもらえない	本当に困ったとき	立ち話やあいさつ程度はする	顔を合わせれば、立ち話やあいさつ程度はする	顔は知っているが、声をかけることはほとんどない
10代	14	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	85.7	0.0
20代	51	5.9	0.0	2.0	13.7	23.5	54.9	0.0	
30代	93	2.2	0.0	2.2	29.0	17.2	47.3	2.2	
40代	127	4.7	2.4	3.1	37.8	21.3	28.3	3.1	
50代	130	5.4	3.1	6.2	43.8	17.7	18.5	3.1	
60代	189	7.9	10.6	5.3	55.0	14.3	4.8	3.2	
70代	208	23.1	12.5	5.8	45.2	8.2	3.8	2.9	
80代以上	127	23.6	11.0	7.9	44.1	1.6	5.5	5.5	

地域活動の参加内容について

地域活動への参加については、「参加していない」との回答が最も多く半数を超えています。参加している活動としては、「町内会・自治会などの地域自治活動」が28.8%と多く、続いて「地域内のちょっとした支援（散歩の同行や庭の草むしりなど）」、「地域で開催される避難訓練」がそれぞれ1割弱でした。

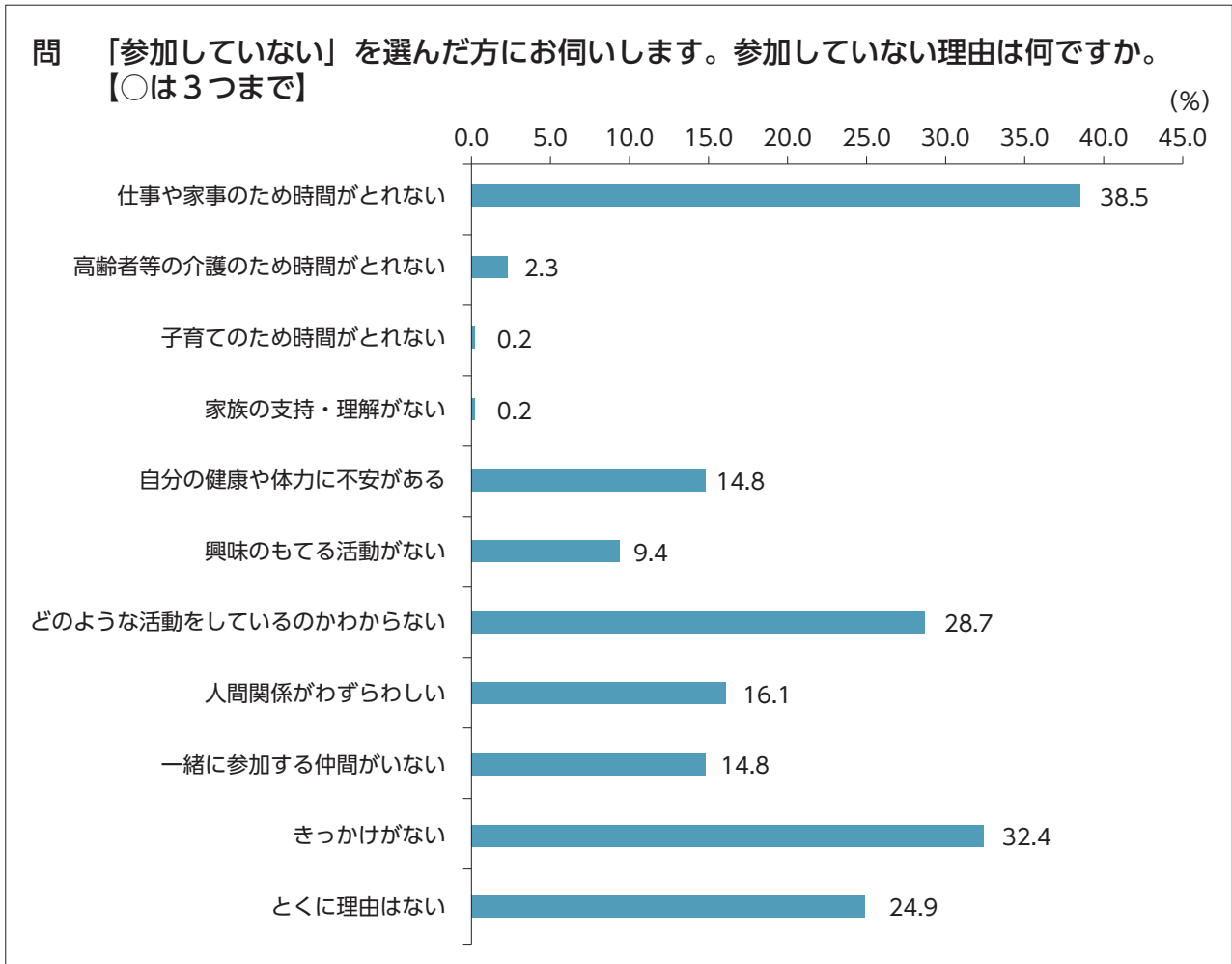
問 あなたは過去5年間でどんな地域活動に参加しましたか。【○は3つまで】

※ 4つ以上ある方は、特に積極的に参加していたものを3つ選んでください。



地域活動に参加していない理由について

地域活動に「参加していない」と回答した理由については、「仕事や家事のため時間が取れない」が38.5%と最も多く、「きっかけがない」が32.4%、「どのような活動をしているのかわからない」が28.7%と続きました。また「とくに理由はない」も24.9%の回答がありました。



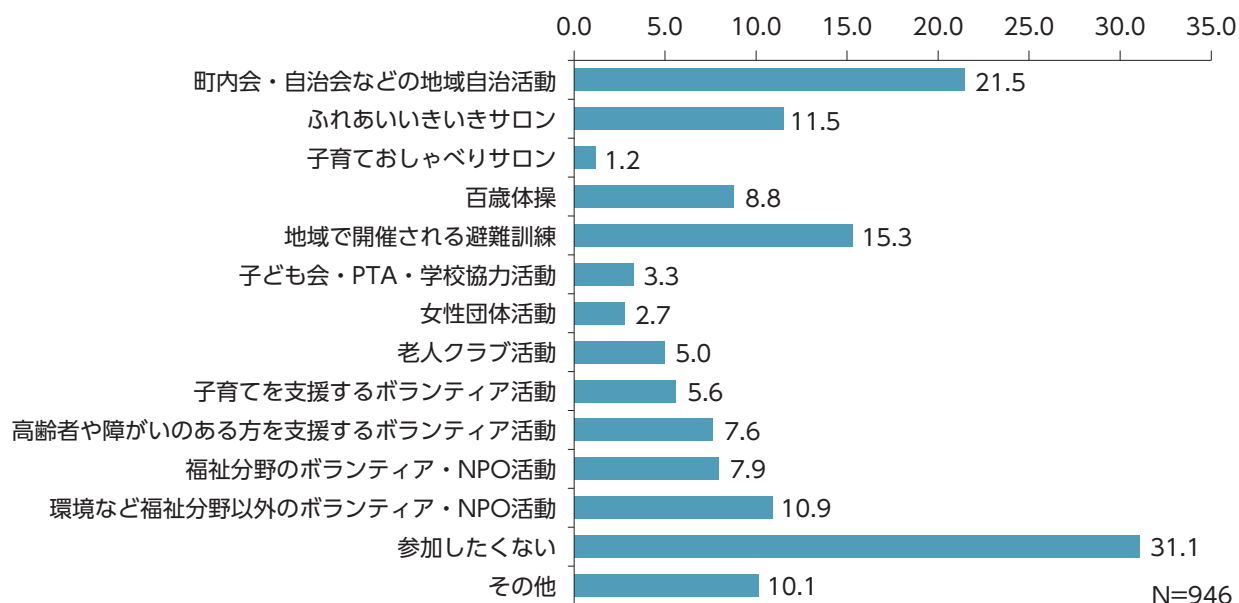
今後参加したい地域活動について

今後の地域活動については、「参加したくない」との回答が31.1%でした。参加したい活動としては、「町内会・自治会などの地域自治活動」が21.5%、「地域で開催される避難訓練」が15.3%、「ふれあいいいききサロン*」が11.5%との結果でした。

活動内容を見ると、10代・20代の若年層では「環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動」が多く、70代以上では「ふれあいいいききサロン」が増えています。「町内会・自治会などの地域自治活動」は40代以上になると増加し、「地域で開催される避難訓練」は年代を問わず参加したいと考えている傾向にありました。

問 今後、どのような地域活動に参加したいですか。【○は3つまで】

※4つ以上ある方は、特に積極的に参加したいと考えているものを3つ選んでください。(%)

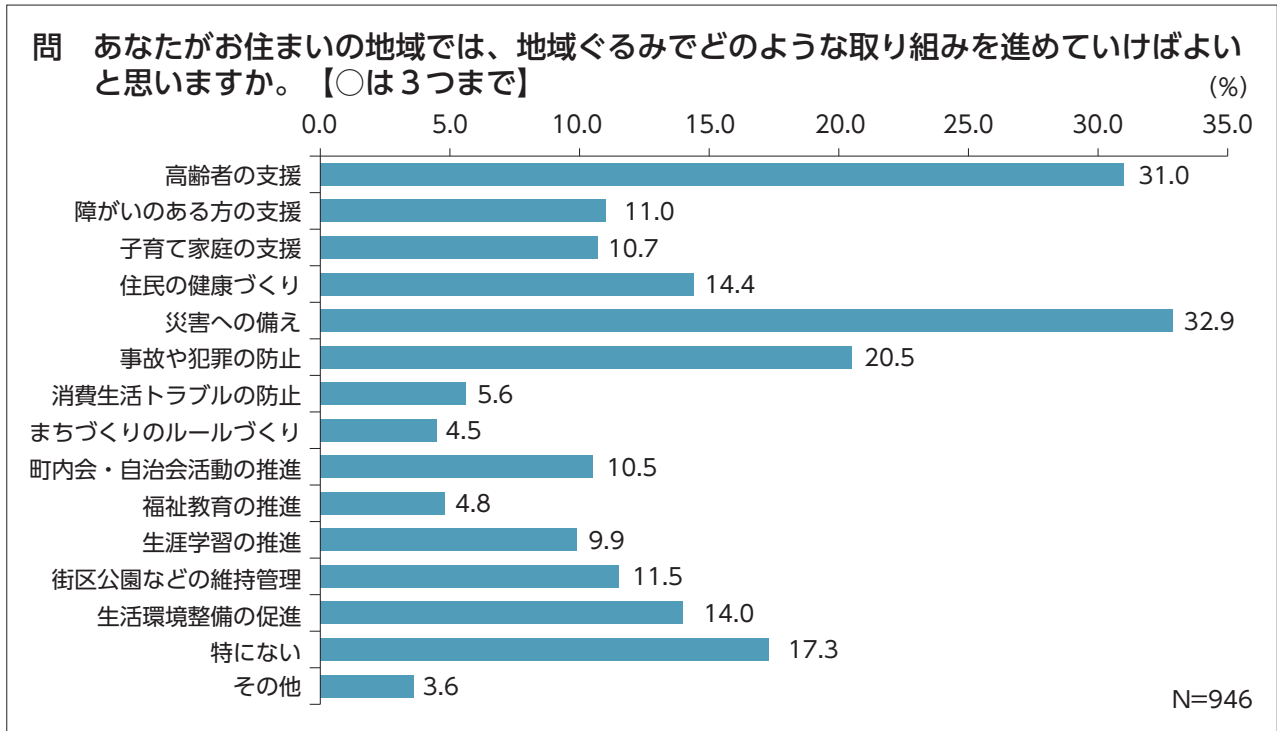


年代別	回答者数	回答率 (%)													
		町内会・自治会などの地域自治活動	ふれあいいきいきサロン	子育ておしゃべりサロン	百歳体操	地域で開催される避難訓練	子ども会・PTA・学校協力活動	女性団体活動	老人クラブ活動	子育てを支援するボランティア活動	高齢者や障がいのある方を支援するボランティア活動	福祉分野のボランティア・NPO活動	環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動	参加したくない	その他
10代	14	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	21.4	21.4	35.7	50.0	0.0
20代	51	3.9	0.0	2.0	0.0	17.6	0.0	0.0	0.0	9.8	3.9	13.7	19.6	41.2	7.8
30代	93	8.6	2.2	5.4	1.1	11.8	8.6	2.2	0.0	7.5	5.4	8.6	10.8	49.5	8.6
40代	127	16.5	1.6	0.8	2.4	11.0	3.9	1.6	0.0	3.1	11.0	12.6	17.3	44.1	7.1
50代	130	19.2	6.2	0.0	5.4	12.3	0.8	2.3	1.5	6.2	13.1	10.0	11.5	36.9	10.0
60代	189	29.1	9.5	1.1	5.3	14.3	5.8	5.3	1.1	10.1	6.9	9.0	12.7	26.5	11.1
70代	208	31.7	22.6	0.5	17.8	22.6	2.4	2.4	10.1	4.3	5.3	3.8	7.7	20.2	9.1
80代以上	127	18.9	25.2	0.8	19.7	15.0	0.8	3.1	17.3	0.0	4.7	2.4	0.8	18.1	17.3

地域ぐるみでの取組について

地域ぐるみで進めてほしい取組については、「災害への備え」が32.9%、「高齢者への支援」が31.0%と多い結果でした。

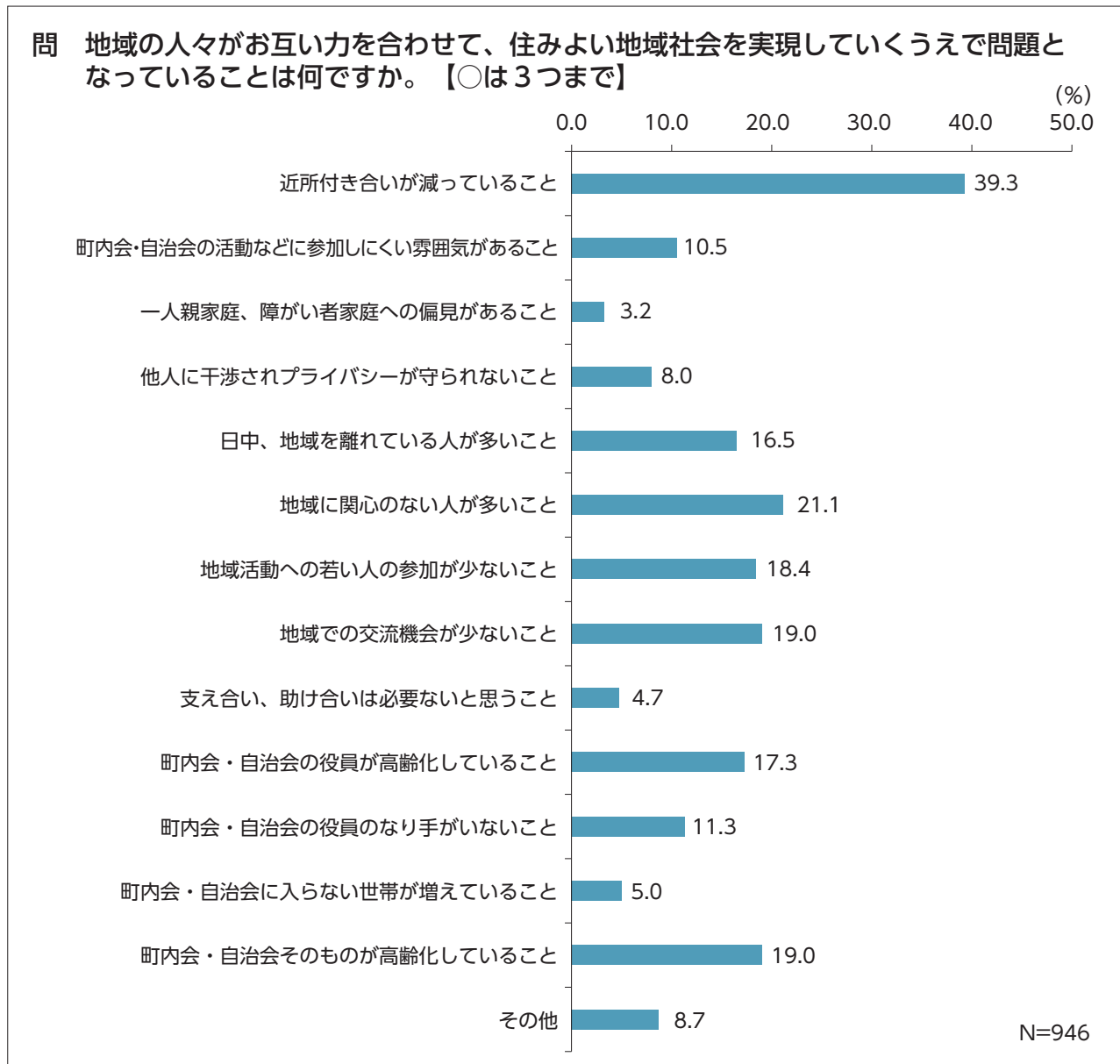
「災害への備え」は幅広い年代で回答が多い一方、「高齢者の支援」は50代以上で多い結果でした。



年代別	回答者数	回答率 (%)														
		高齢者の支援	障がいのある方の支援	子育て家庭の支援	住民の健康づくり	災害への備え	事故や犯罪の防止	消費生活トラブルの防止	まちづくりのルールづくり	町内会・自治会活動の推進	福祉教育の推進	生涯学習の推進	街区公園などの維持管理	生活環境整備の促進	特にない	その他
10代	14	14.3	7.1	21.4	14.3	42.9	14.3	14.3	0.0	0.0	7.1	7.1	14.3	21.4	28.6	0.0
20代	51	13.7	3.9	31.4	5.9	39.2	37.3	2.0	0.0	5.9	7.8	13.7	17.6	11.8	17.6	2.0
30代	93	21.5	11.8	22.6	6.5	48.4	24.7	3.2	4.3	3.2	8.6	8.6	14.0	20.4	18.3	2.2
40代	127	26.0	15.7	11.0	9.4	40.2	23.6	5.5	7.1	9.4	5.5	11.0	11.0	11.0	11.8	6.3
50代	130	34.6	8.5	9.2	11.5	31.5	17.7	3.1	4.6	6.9	2.3	10.8	14.6	19.2	17.7	4.6
60代	189	34.4	9.0	8.5	12.7	30.2	16.9	4.8	3.2	15.3	3.2	12.2	12.2	19.0	19.6	4.2
70代	208	32.7	11.5	6.7	19.7	28.8	17.3	6.7	5.8	15.9	4.3	9.1	10.6	10.6	19.7	2.9
80代以上	127	40.9	13.4	3.9	26.0	23.6	22.8	10.2	4.7	7.9	5.5	6.3	5.5	5.5	13.4	2.4

地域社会の問題について

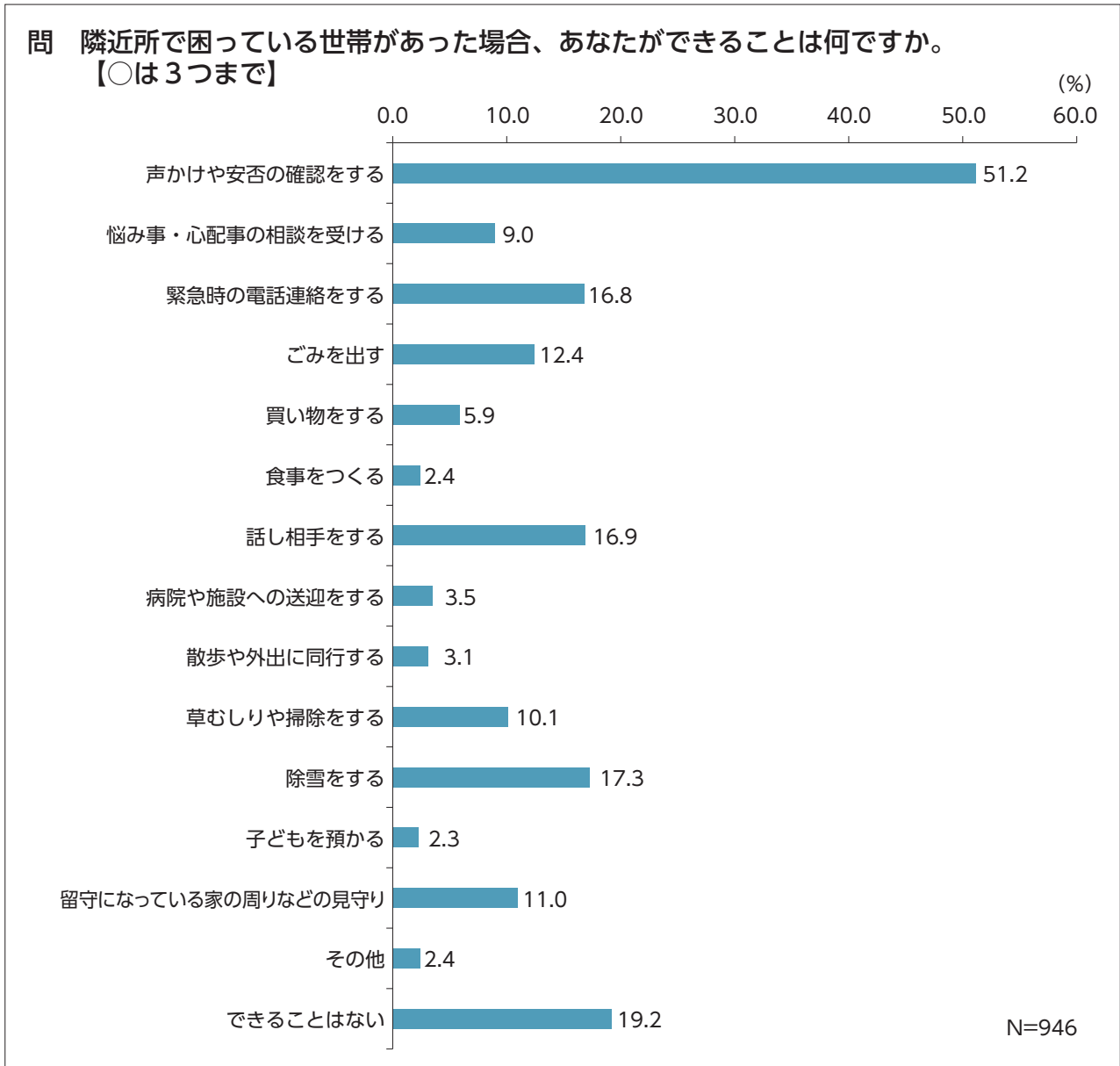
住みよい地域社会を実現していくうえで問題となっていることについては、「近所付き合いが減っていること」が39.3%と最も多く、次いで「地域に関心のない人が多いこと」が21.1%との結果で、地域内での交流やつながりが少なくなっていることを問題と感じている人が多い結果でした。



■地域福祉について

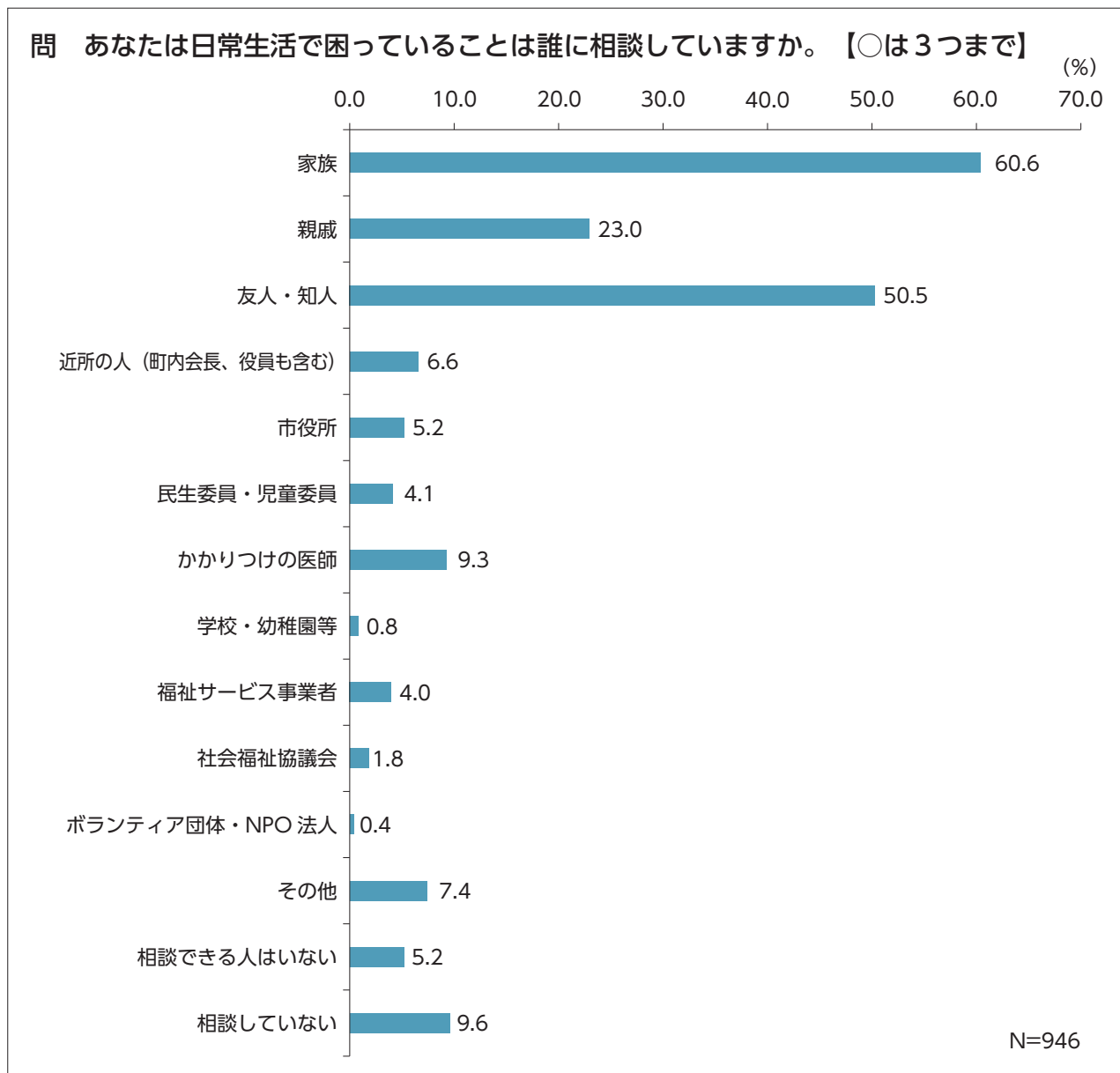
隣近所で困っている世帯にできることについて

隣近所で困っている世帯にできることについては、「声がけや安否の確認をする」が半数を超える回答で、身近な支え合いを考えている人が多い一方、「できることはない」との回答も19.2%ありました。



相談相手について

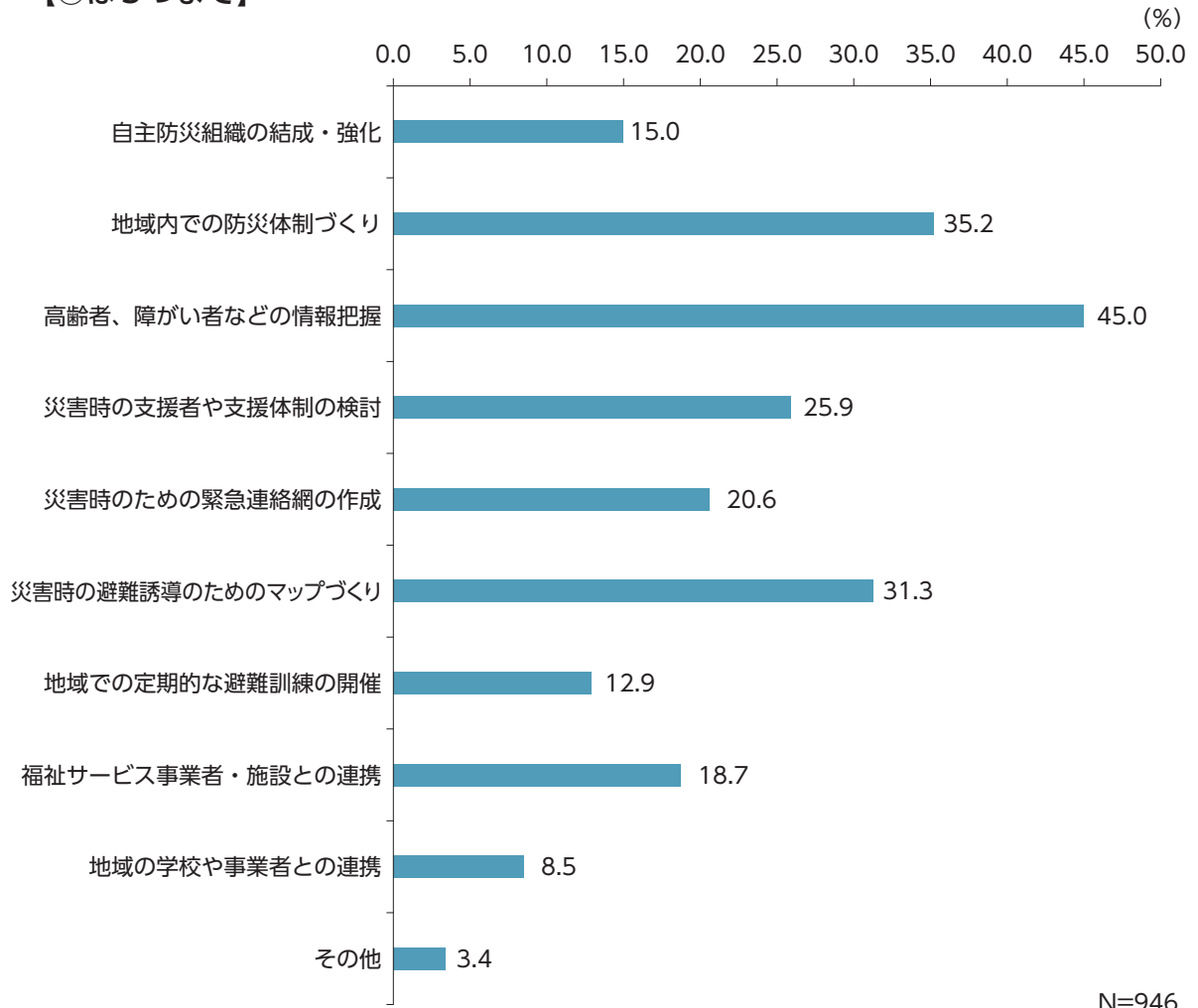
日常生活で困ったときの相談相手については、「家族」、「友人・知人」、「親戚」がほとんどで、「近所の人（町内会長、役員も含む）」、「民生委員・児童委員*」、「市役所」など、地域や行政に相談する人が少ない結果でした。



災害に備えた取組について

災害に備えた取組については「高齢者、障がい者などの情報把握」、「地域内での防災体制づくり」、「災害時の避難誘導のためのマップづくり」の回答が多い結果でした。緊急時に対応できるように、日頃からの情報の整理や体制づくりが求められていることが伺えました。

問 山形市では、高齢者や障がい者などで災害時に支援が必要な方の情報を地域に提供することを進めています。これは災害に備えて地域で避難支援の声かけを行う体制づくりのためのものです。災害に備え、どんな取り組みが効果的だと思いますか。【〇は3つまで】



<<地域福祉に関する事業所アンケート調査結果概要>>

福祉人材の確保・人材育成について

人材の確保・育成については、9割以上の事業所が何かしらの取組を行っていました。人材確保に係る取組としては、求人募集やWebサイトの活用、就職フェア・見学会や説明の実施、実習生の受入などを行っている事業所が多い結果でした。

問 事業所内の人材の確保について取り組んでいますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	27	1	28
		種別の%	96.4%	3.6%	100.0%
	障がい者福祉	度数	5	1	6
		種別の%	83.3%	16.7%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	3	0	3
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	37	2	39
		種別の%	94.9%	5.1%	100.0%

取組の内容 求人募集・サイト活用：25事業所
 就職フェア・見学会、説明会：6事業所
 実習生受け入れ・採用：6事業所 学校訪問：4事業所
 人材派遣・紹介会社：4事業所 職員・知人紹介：3事業所

問 人材育成のため、事業所として取り組んでいますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	23	3	26
		種別の%	88.5%	11.5%	100.0%
	障がい者福祉	度数	6	0	6
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	3	0	3
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	34	3	37
		種別の%	91.9%	8.1%	100.0%

災害時等の対応について

避難訓練については、回答した全事業所が実施しており、年2回実施が最も多く23事業所、続いて年3回が8事業所でした。事業所で実施している避難訓練に地域住民が参加しているのは16事業所と半数に満たない結果でした。

問 定期的に避難訓練を実施している事業所にお聞きします。
どのくらいの頻度で行っていますか。

			年1回	年4回	月1回	その他	合計
種別	高齢者福祉	度数	1	1	1	26	29
		種別の%	3.4%	3.4%	3.4%	89.7%	100.0%
	障がい者福祉	度数	0	0	1	5	6
		種別の%	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	100.0%
	児童福祉	度数	0	0	1	0	1
		種別の%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	0	0	0	1	1
		種別の%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	種別不明	度数	0	0	0	3	3
		種別の%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
合計		度数	1	1	3	35	40
		種別の%	2.5%	2.5%	7.5%	87.5%	100.0%

〔その他の内訳 年2回：23事業所 年3回：8事業所 年4回：1事業所
年5回：1事業所 年6回：1事業所 年7回：1事業所〕

問 事業所で実施する避難訓練に、地域の住民も参加していますか。

			参加している	参加していない	合計
種別	高齢者福祉	度数	12	17	29
		種別の%	41.4%	58.6%	100.0%
	障がい者福祉	度数	3	3	6
		種別の%	50.0%	50.0%	100.0%
	児童福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	0	3	3
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
合計		度数	16	24	40
		種別の%	40.0%	60.0%	100.0%

福祉避難所について

回答があった事業所のうち、28事業所が福祉避難所*になっているとの結果でした。うち、開設要請があった場合、直ちに避難者を受け入れることができる事業所が26事業所と多く、緊急時の体制の整備が進んでいる状態が伺えました。また、福祉避難所に避難してきた要援護者以外の住民を一般避難所に移動するための手立てを考えている事業所は11事業所でした。

問 山形市から福祉避難所の開設要請があった場合、直ちに避難者を受け入れることはできますか。

			できる	できない	合計
種別	高齢者福祉	度数	23	1	24
		種別の%	95.8%	4.2%	100.0%
	障がい者福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
種別不明	度数	2	0	2	
	種別の%	100.0%	0.0%	100.0%	
合計		度数	26	2	28
		種別の%	92.9%	7.1%	100.0%

問 福祉避難所に避難してきた要援護者以外の住民を一般避難所（市避難所又は地区避難所）移動するための手立てを考えていますか。

			考えている	考えていない	合計
種別	高齢者福祉	度数	11	12	23
		種別の%	47.8%	52.2%	100.0%
	障がい者福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
種別不明	度数	0	3	3	
	種別の%	0.0%	100.0%	100.0%	
合計		度数	11	17	28
		種別の%	39.3%	60.7%	100.0%

権利擁護の取組について

権利擁護^{*}については、8割を超える事業所が取組を行っているとの回答でした。権利擁護に関する制度導入を図っている事業所は約半数で、導入している制度としては、福祉オンブズマン、苦情受付処理体制、法人権利擁護委員会、福祉サービス利用援助委員会などがありました。

問 事業所として、利用者の権利擁護に向けた取組を行っていますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	23	5	28
		種別の%	82.1%	17.9%	100.0%
	障がい者福祉	度数	6	0	6
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	2	1	3
		種別の%	66.7%	33.3%	100.0%
合計			33	6	39
			84.6%	15.4%	100.0%

問 利用者の権利擁護のための制度を導入していますか。

			導入している	導入していない	合計
種別	高齢者福祉	度数	11	13	24
		種別の%	45.8%	54.2%	100.0%
	障がい者福祉	度数	4	2	6
		種別の%	66.7%	33.3%	100.0%
	児童福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	1	2	3
		種別の%	33.3%	66.7%	100.0%
合計			17	18	35
			48.6%	51.4%	100.0%

〔導入制度 福祉オンブズマン、苦情受付処理体制、法人擁護委員会、福祉サービス利用援助運営委員会〕

(2) 地区ニーズ検討会

山形市社会福祉協議会と共同で、地域で活動し、地区の状況を把握している生活支援コーディネーター*をはじめとした専門職を中心に、全30地区について、各地区ごとの現状や課題等を整理する地区ニーズ検討会を実施しました。

○地区ニーズ検討会で出された主な課題

【市内全域で出された課題】

分類	内容
地域活動の担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や自治会の役員、民生委員・児童委員、福祉協力員*など、地域で福祉活動を行う担い手が不足している。 ・現在の担い手の高齢化が進んでいる一方、新しい人への引継ぎが進まない。そのため、活動する人が固定化され、複数の役職を兼務している場合もある。また、若い人からは、どのような地域活動をしているか情報が無く分からない、活動に参加しにくい、仕事等が忙しく活動できないという声がある。
住民の福祉意識	<ul style="list-style-type: none"> ・住民によって地域福祉に対する意識に差がある。関心が無い人は地域の行事などにも顔を出さない。 <p>⇒全ての人が地域活動の主体となり、参加できる環境を整える必要がある。また、地域での世代間交流を推進し、幅広い人が地域福祉の担い手となるよう、地域福祉に関心を持ってもらう必要がある。</p>
交流の場	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき百歳体操*、ふれあいいきいきサロン、子育ておしゃべりサロン、障がい者ふれあいサロンなど、地域住民の交流の場としては定着しているが、参加者が限定的で、新規の参加者が減少傾向にある。また、身近な場所で気軽に集える場所がない。 <p>⇒既存の参加者のみならず、様々な人が一緒に参加するきっかけづくりが必要となる。また、地域住民の交流の場を拡充し、誰でも気軽に参加できる場づくりが必要。</p>
認知症への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者が増加している。高齢により家にこもりがちになり、認知症になる傾向がある。また、認知症について話し合える場がなく、認知症になってからの対策が少ない。 <p>⇒認知症に対する理解を深める取組をはじめ、認知症であることを周囲に言える環境をつくり、声かけや見守りなど認知症の人を地域で支える仕組みづくりが必要。</p>
災害に対する対策・意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する危機感はあるものの、実際の防犯対策や地域で取り組む防災訓練等への参加や反応が薄い。 <p>⇒防災意識を高める勉強会や訓練を実施し、地域住民に参加してもらい、災害があっても孤立することなく、地域全体で支え合う仕組みづくりが必要。</p>

【第一地区から第十地区で多く出された課題】

分類	内容
集合住宅に住む住民の見守り・把握	<ul style="list-style-type: none"> ・アパートやマンション等、集合住宅に住む住民の見守りや把握が難しい。町内会に加入していない人も多く、個人情報やプライバシーの壁もある。また、出入りが厳しいマンションでは訪問することも困難。 ⇒継続した情報発信を行い、地域の一員であることを理解し、地域活動への参加を働きかける必要がある。
地域の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地区に公民館や集会所等、拠点となれる場が少なく、気軽に集まれる場所を確保できない。 ⇒地区の実情を把握しながら、公共施設等の利用も含め、拠点となる場所の検討が必要である。
複雑・多問題を抱えた世帯への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・8050問題、精神疾患、生活困窮、多頭飼育など、複雑な課題を多数抱えた人が増えている。 ⇒断らず丸ごと相談を受け止める体制の整備を継続して進めていく必要がある。また、地域と専門機関、行政等のネットワークを強化し、本人や世帯に寄り添った支援ができるように連携する必要がある。

【上記以外の20地区で多く出された課題】

分類	内容
買い物や通院への移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物の場や通院先の病院等へ移動するための交通手段の確保が困難。公共交通機関を利用するにしても、家から駅やバス停が遠く、歩いて行くことが難しい。 ⇒本人のニーズや地域特性などの状況を把握し、より適切な外出支援の推進を図る必要がある。

3 第2次山形市地域福祉計画の評価と課題、今後の方向性

平成28年度から令和2年度までを計画期間とする第2次山形市地域福祉計画では、『ともに支え合い、“つながり” 広がるまち「やまがた」』を基本理念とし、その実現に向け、「1 支え合い、助け合う地域づくりを進めます」、「2 地域が連携して福祉課題に取り組むしくみづくりを進めます」、「3 安心して相談できるしくみづくりを進めます」、「4 地域で安心して暮らすための基盤づくりを進めます」の4つを基本目標として掲げました。また、第2次計画の理念を具現化するため、それぞれの基本目標の核となる取組5つを「重点的な取組み」として位置付け、推進してきました。

4つの基本目標から展開される施策の基本的な方向性10項目と重点的な取組み5項目について、令和2年8月に山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、第2次計画期間を通じた進捗状況を5段階、第3次計画でも継続して取り組むべきかをA～Cの3段階でそれぞれ評価を行った結果、次のとおりとなりました。

<<評価基準>>

○進捗状況

- 5 各種取組等によって、顕著な進展があったと考えられる。
- 4 各種取組等によって、一定の進展があったと考えられる。
- 3 これまでの取組等により、一定の水準にある。
- 2 あまり進展がみられたとはいえない。
- 1 進展がみられたとは、全くいえない。

○第3次計画での取り組み方

- A 第3次計画にて更に発展させて取り組むべきである。
- B 第3次計画でも継続して取り組むべきである。
- C 第3次計画に反映させなくともよい。

○施策の基本的な方向性（10項目）

基本目標	施策の基本的な方向性		評点	A評価	B評価	C評価
【基本目標1】 支え合い、助け合う 地域づくりを進めます	(1) 福祉意識 の醸成	住民一人ひとりの福祉に 対する意識を高めます	3.6	6	2	0
	(2) 地域福祉 を担う人材 の育成	地域福祉活動を担う人材 の育成を支援します	3.4	5	3	0
	(3) 自治活動 の活性化	「顔」が見える関係づくり を進めるため、自治会・ 町内会活動を支援します	3.8	7	1	0
【基本目標2】 地域が連携して福祉 課題に取り組むしくみ づくりを進めます	(1) 地域の ネットワー クの強化	地域福祉活動の担い手や 団体などのネットワー クづくりを支援します	3.9	6	2	0
	(2) 地域福祉 活動の充実	地域福祉の担い手が連携 し、地域福祉活動が充実 されるよう支援します	3.9	7	1	0
【基本目標3】 安心して相談ができ るしくみづくりを進め ます	(1) 相談体制 の充実	住民が身近なところで相 談が受けられ、必要に応 じて、必要な相談機関（相 談窓口）に届くように、 相談体制の充実を図りま す	3.8	5	3	0
	(2) 生活困窮 者への支援	生活に困窮している人へ の支援の充実を図ります	4.0	6	2	0
【基本目標4】 地域で安心して暮ら すための基盤づくりを 進めます	(1) 災害時の 支え合いの しくみづく りの推進	災害時に備え、地域の中 での支え合い、助け合う 体制づくりを日頃から推 進します	3.9	6	2	0
	(2) 権利擁護 の推進	高齢者や障がい者、子ど もなど一人ひとりの人権 が守られる体制づくりの 充実を図ります	3.5	7	1	0
	(3) 暮らしや すい環境づ くりの推進	誰もが地域の中で安心し て暮らすことができる環 境づくりを推進します	3.5	5	3	0

○重点的な取組み（5項目）

重点的な取組み	評点	A評価	B評価	C評価
① 地域福祉の基盤となる福祉教育の推進	3.6	6	2	0
② 拠点を生かした地域福祉活動の推進	4.3	8	0	0
③ 地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりの推進	4.0	7	1	0
④ 地域の相談支援機能の充実	3.8	6	2	0
⑤ 災害時に備えた防災体制づくりへの支援	3.8	8	0	0

※評点：山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員（8人）による、進捗状況の評点の平均値（5点満点）

評価：山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員（8人）による、第3次計画での取り組み方に対するA B C評価の人数

【基本目標1】 支え合い、助け合う地域づくりを進めます

評価点

- 市社協や地区社協における広報紙の発行や市政広報番組を利用した我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業の紹介や、福祉教育指定校[※]指定の取組により福祉意識の向上は一定の成果が見られました。
- 我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業の展開により活動拠点が19地区19拠点に増加し、住民の自治活動の活性化につながっています。

課題、今後の方向性

- 更なる福祉意識の醸成に向け、SNSを活用した情報発信、福祉教育指定校以外の学校や指定校が終了した学校に対して教育委員会と連携した啓発が求められます。
- 認知症サポーター[※]やボランティア等の養成に係る取組が実施され、受講者が増加していることは評価できますが、担い手不足の解消には至っていません。担い手の確保は中長期的な人材育成取組を行い浸透させる必要があるため、今後も継続的な活動支援と広報が必要です。
- 住民の自治活動をさらに広げるため、公的施設も含めた拠点の確保の検討や地域で事業の推進を担う人材の支援が望まれます。

【基本目標2】 地域が連携して福祉課題に取り組むしくみづくりを進めます

評価点

- 三者懇談会[※]や地域福祉推進会議[※]の開催、地域包括支援センター[※]との連携やコミュニティソーシャルワーカー[※]の委託により地域のネットワークづくりが図られています。
- 生活支援コーディネーターを中心に、ふれあいいいききサロンや子育てサロン、百歳体操など住民主体の活動に対する支援が進んでおり、地域福祉活動の充実につながっています。

課題、今後の方向性

- 今後も継続して町内会長、福祉協力員、民生委員・児童委員を軸とした連携支援が求められます。
- 地域福祉活動のより一層の強化のため、地域の活動者への支援が望まれます。

【基本目標3】安心して相談できるしくみづくりを進めます**評価点**

- 我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業（地域力強化推進モデル事業）の実施により地域の相談支援機能や包括的な相談支援体制づくりが推進されています。
- 自立相談支援事業や生活サポート相談窓口[※]の設置により、生活困窮者に対する相談支援の拡充が図られ、相談件数が年々増加しています。

課題、今後の方向性

- 市内の関係機関を含めた相談のネットワークの構築や市役所内の相談体制の連携推進が求められます。
- さらに生活困窮者に対するより良い支援を図るため、福祉以外の分野との連携や無料低額宿泊所等具体的な支援サービスの提供の検討が期待されます。

【基本目標4】地域で安心して暮らすための基盤づくりを進めます**評価点**

- 自主防災組織の組織化率の上昇、防災訓練の実施件数の増加等から地域における防災意識、災害時対応意識の高まりが見られます。
- 成年後見センター[※]を中心とした制度利用の促進や市民後見人養成講座[※]の開催等の取組により権利擁護の推進が図られています。
- シルバー定期券の助成対象者や福祉タクシー券の利用者が逡増し、高齢者や障がい者への外出支援、社会参加支援が図られています。

課題、今後の方向性

- 福祉避難所については、高齢者のみならず障がい者も対応できる施設との連携が更に求められます。
- 虐待防止に係る取組については高齢者、障がい者といった分野を横断して一体的に取り組む体制の整備の検討が求められます。
- 社会福祉施設や民間事業者などとも連携を図り、利用者のニーズに応じた外出支援のあり方を検討する必要があります。

【重点的な取組み①】 地域福祉の基盤となる福祉教育の推進

○福祉啓発推進事業による福祉教育指定校の指定により、小学校から高等学校まで地域と学校が連携して支え合い助け合いの活動を行い、福祉教育の充実が図られています。福祉意識の醸成のためには一過性でない取組が必要であるため、今後も継続的かつ指定校以外の学校に対しても取り組むことができるよう支援が求められます。

【重点的な取組み②】 拠点を生かした地域福祉活動の推進

○平成29年10月から実施している我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業（地域力強化推進モデル事業）により地域福祉活動の強化と活性化が図られています。今後も積極的に継続する必要があり、拠点が無い地区の拠点確保や事業を推進する地区人材等への支援、未実施地区に対するさらなる広報が望まれます。

【重点的な取組み③】 地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりの推進

○平成28年9月から実施している我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業（地域福祉相談支援体制構築モデル事業）により市社協と市役所に福祉まると相談員を配置し、複合的で複雑な課題を受け取る体制づくりを推進したことは評価できます。さらに、庁内を含めた関係機関との連携を図るための体制整備や地域を担当するコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討が求められます。

【重点的な取組み④】 地域の相談支援機能の充実

○民生委員活動や福祉協力員活動の連携や我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業の実施により、地域の拠点において相談支援体制の充実が図られています。一方、関係機関を含めたネットワークの構築はまだ不十分であるため、個々の役割や機能を整理した相談支援体制の構築が期待されます。

【重点的な取組み⑤】 災害時に備えた防災体制づくりへの支援

○山形市自主防災組織活動支援補助制度を活用した自主防災組織化率の上昇等、各地域での防災意識、災害対応意識の向上が見られ評価できます。実際の災害時にどのような対応ができるか、ということが重要なため、地域の住民が参加した避難行動支援制度を活用した災害時対応の検討が求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

社会構造の変化に伴い、一つの世帯に複数の課題が存在している状態や世帯全体が孤立している状態など、地域住民が抱える課題が、複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難となっています。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要となっています。

山形市では、「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」を実施し、多機関協働による包括的な支援や、地域住民が身近な困り事を自分たちで解決につなげられる地域づくりを行っているところです。

一方、国では、地域共生社会の実現に向け、これまで実施したモデル事業の実施状況等を踏まえ、令和2年6月に社会福祉法が改正されました。そこで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」、「相談支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

山形市は、これからも「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するため、重層的支援体制整備事業の実施を目指します。

また、近年多発している自然災害や感染症の流行に備え、地域福祉を推進するためには、ソフト・ハード両面でみんなが安全・安心に暮らすことができる生活基盤が整っていることが必要です。

山形市発展計画2025では、「地域共生社会の実現」を重点政策の一つに掲げています。地域共生社会の実現を目指すには、地域に暮らす子ども・高齢者・障がい者など、全ての人がつながり、支え合いながら暮らすことができる包括的な支援体制の構築は不可欠であることから、次のとおり基本理念を定めます。

**地域とつながり 幸せをつむぐまち やまがた
～地域共生社会をめざして～**

2 基本目標

本計画における基本理念を実現するため、次の4つの項目を基本目標として掲げ、本計画を推進します。また、本計画の取組は重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「包括的相談支援事業」、「多機関協働事業」の取組に沿うものであります。

基本目標1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり

みんなが、住み慣れた地域で安心して生活するためには、一人ひとりが生きがいを持つことが必要です。住民が地域福祉に対する意識を高め、お互いが支え、支えられる関係をつくり、また、それぞれが地域の中で役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めます。合わせて、重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」に取り組み、地域活動の充実を図ります。

基本目標2 みんなが社会とつながる仕組みづくり

みんなが、地域社会とつながり、地域の中で取り残されることなく、生活できることが重要です。支援を必要とする住民全てに必要な支援を届けることができるよう、様々な分野と連携して支援する仕組みづくりを進めます。また、属性や世代を問わず気軽に交流することができる場の整備を進めます。合わせて、重層的支援体制整備事業における「参加支援事業」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」に取り組み、誰もが社会とのつながりを作るための支援を行います。

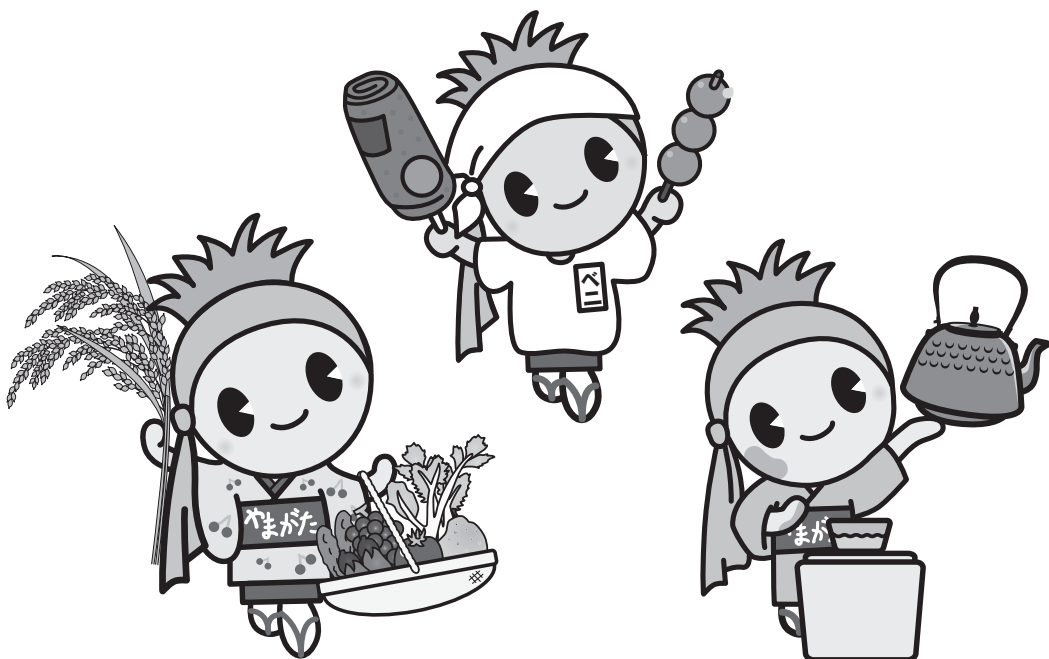


基本目標3 みんなが何でも相談できる体制づくり

地域の中で支援を必要としている人の困りごとや悩みごとは、複雑化・複合化したものとなっており、一つの機関での解決は困難となっています。みんなが身近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で解決できない相談に対応するため、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。合わせて、重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援事業」及び「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」に取り組み、世代や属性を問わず相談を受け止め、各分野で連携を図るとともに、継続的な伴走支援を行います。

基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり

みんなが、日頃から支え合い、助け合いの中で災害への取組を地域全体の課題として取り組むことが重要です。また、地域の中でいつまでも安心して自立した生活を送れるよう、一人ひとりの権利が守られ、ソフト・ハード両面において全てのひとにやさしく、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。



3 計画の体系

基本目標1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり

【基本的な方向性】

【施策】

(1) 市民意識の向上と社会参加の促進

福祉に対する意識の向上と地域活動等への参加を促進します。

- ①福祉啓発・広報活動の充実
- ②福祉教育の推進
- ③住民参加の促進
- ④差別解消の推進

(2) 福祉の人材づくりと活躍の場づくり

福祉に携わる人材の育成と活動の場を整備します。

- ①人材の育成・確保
- ②福祉活動の場の整備・提供
- ③ボランティア活動の充実

(3) 地域における担い手づくり

地域における様々な活動を行う担い手づくりを支援します。

- ①自治会・町内会活動の推進
- ②世代間交流の促進
- ③地域活動の周知・広報活動の充実

基本目標2 みんなが社会とつながる仕組みづくり

【基本的な方向性】

【施策】

(1) 地域住民が集う場づくり

地域住民が活動できる場の整備及び充実を図ります。

- ①地域の活動拠点の充実
- ②属性や世代を問わない交流の場の整備

(2) 各分野と連携した支援づくり

福祉以外の様々な分野とも連携して支援を行う仕組みづくりを推進します。

- ①就労支援等の促進
- ②いのち支える取組の推進

(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり

支援を必要とする人に必要な支援を届ける仕組みをつくりまします。

- ①継続した支援体制の整備
- ②アウトリーチ支援の推進

基本目標3 みんなが何でも相談できる体制づくり

【基本的な方向性】

(1) 包括的な相談支援体制の構築

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制を構築します。

【施策】

- ①断らない相談体制の整備
- ②地域の相談支援機能の充実
- ③縦割りにならない連携体制の構築

(2) 多機関連携によるネットワークの構築

複雑化・複合化した課題に対応するため、各支援機関間のネットワークを構築します。

- ①情報共有の場の整備
- ②様々な福祉機関への支援

基本目標4 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり

【基本的な方向性】

(1) 災害時における支え合いの仕組みづくり

災害に備え、地域の中での支え合い、助け合う体制づくりを日頃から推進します。

【施策】

- ①災害への取組の強化
- ②避難行動要支援者対策の推進
- ③福祉避難所等の充実

(2) 権利擁護の推進

高齢者や障がい者、子どもなど一人ひとりの人権が守られる体制づくりの充実を図ります。

- ①虐待防止の推進
- ②成年後見制度の利用促進

(3) 暮らしやすい環境づくりの推進

誰もが地域の中でみんなにやさしく、安全で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

- ①移動手段の確保・充実
- ②ユニバーサルデザインの推進
- ③居住支援の充実
- ④地域の感染症に係る取組の推進

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開



基本目標 1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり

(1) 市民意識の向上と社会参加の促進

◇現状と課題

少子高齢化や核家族化が進み、高齢者だけの世帯や一人暮らしの家庭が増えています。こうした中、福祉サービスは多数存在しますが、住民への認知度が十分ではなく、地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知ること、情報を取得する方法を知ることなど、地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。

また、福祉に対する意識の向上のため、地域のイベントや地域福祉活動を通じてあらゆる地域住民が交流し、相互に理解を深めることが必要とされています。

このためには、住み慣れた地域で誰もが地域活動や趣味・生涯学習活動など、様々な活動に自由に参加でき、快適に生活できる環境づくりが求められています。

◇今後の方向性

誰もが住み慣れた環境で生きがいを持ち、様々な活動に参加できるよう、子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も、認知症の人や性的マイノリティ（性的少数者）の人も、お互いの個性を尊重し、多様性を認め合い、誰もが健康で安心な生活を過ごせるよう、支え合う環境づくりを推進し、福祉に対する理解の促進を図ります。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①福祉啓発・広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページ「なんたっすやまがた」や市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、わかりやすい福祉情報を発信します。 ・障がい者に対する理解を促進するため、「理解促進研修」を実施し、「地域生活支援事業」として地域における障がい者への理解を啓発する事業を進めます。

施 策	主 な 取 組
②福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校・中学校・高等学校を福祉教育指定校とし、福祉に関する教育を行い、ボランティア事業や福祉に関する学習を実施します。 ・ 学校教育等を通じて、子どもの頃から、お互いを理解し、尊重する心を育みます。
③住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが健康に過ごせるよう、SUKSK（スクスク）生活[*]を推進し、普及啓発に努めます。 ・ 市職員が市政について説明を行う様々な出前講座を実施します。 ・ 自治推進委員、民生委員・児童委員、福祉協力員等が、地区社会福祉協議会、自治会・町内会や市社会福祉協議会と連携して、地区の福祉活動を推進します。 ・ 住民が、自分たちが暮らす地区の地域福祉活動計画の策定など、主体的に取り組む地域の福祉活動を支援します。 ・ いきいき百歳体操などを行う通いの場を支援します。 ・ シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援します。
④差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律[*]」、「山形市障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例[*]」に基づき、制度の啓発を図るとともに、障がい者への差別の解消を図ります。 ・ 「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律[*]」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律[*]」に基づき、高齢者や障がい者の尊厳のある生活を守るため、高齢者や障がい者への虐待防止を推進します。 ・ 認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守っていく支援体制を強化するため、認知症サポーターを養成します。 ・ 多様な性、多様な生き方、多様な考え方を互いに認め合い尊重できる環境づくりに努めます。

(2) 福祉の人材づくりと活躍の場づくり

◇現状と課題

地域福祉を進めていくためには、地域づくりとともに人材をつくるのが大切です。しかしながら、福祉に全く無関心な人もいれば、福祉にある程度関心があっても具体的にどのようなことをすればよいのか、わからない人が多いのが現状です。

また、少子高齢化が進み、福祉ニーズが高まっている一方、福祉の現場で働く専門人材が不足しています。

福祉に対する意欲を引き出すとともに、どのようなところでどのような活動をすれば地域に貢献できるかについて、具体的な情報を提供するとともに、活動できる場の提供を行うことが大切です。

さらに、インフォーマルサービス*へのニーズは多様化しており、そのニーズに合った支援の提供を行うことが求められています。地区社会福祉協議会などの福祉団体や、NPO法人、企業による社会貢献活動など、ボランティア活動のきっかけは多彩であり、そうした活動の情報提供とともに、意欲を持った人が参加しやすいような支援体制を構築することも大切です。

福祉サービスについては、今後も需要の増加が見込まれることから、社会福祉士や介護福祉士、保育士といった専門職等の福祉事業所の人材確保も求められます。

◇今後の方向性

地域の方が参加しやすいような福祉に関する様々な研修の場と活動の場をつくります。また、地域住民の主体的な活動を促進するため、各種ボランティア活動を支援するとともに、市社会福祉協議会や企業などと連携し、ボランティア団体やNPO法人の活動内容を支援・PRするなど、活動しやすい環境をつくります。

福祉サービスを安定して提供するため、福祉事業所等と連携し福祉人材の確保・定着等に取り組みます。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・研修講座の実施により、「認知症サポーター」や「こころ支えるサポーター*」の養成を行います。 ・市民の健康づくりを推進する運動普及推進員や、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に食育活動を行っている食生活改善推進員のボランティア活動を支援します。 ・「よりあい茶屋（カフェ）*」の運営や「やまがたおしごと広場*」を開催し、高齢者の就労を支援します。 ・民生委員・児童委員の担い手の確保に努めるほか、相談援助活動を行う上で必要な知識や技術を習得するための研修を行います。

施 策	主 な 取 組
	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域の中で見守りや声かけなどを行う福祉協力員の担い手確保に努めます。 ・山形県や福祉事業所等と連携し、福祉人材の確保・定着やロボット[※]・ICT[※]の活用等の生産性の向上に関する取組を進めます。
②福祉活動の場の整備・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に相談活動の拠点を設置し、地域住民が主体的に地域の困り事を我が事として丸ごと受け止め、課題を把握し、解決につなげられる相談支援体制を構築する取組を推進します。 ・おれんじサポートチーム[※]が中心となって「ステップアップ講座[※]」を開催するなど、認知症サポーターが認知症の知識と理解を更に深め、活躍の場の拡大を図ります。 ・高齢者の通いの場として、いきいき百歳体操などの介護予防のための場づくりを支援します。 ・地域における支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターの活動を充実させます。 ・障がい者が通い、創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターを支援します。 ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民同士で助け合う活動の場を支援します。 ・専門スタッフが育児に関しての相談やアドバイスを行う場として、子育て家庭に対する支援を行う子育て支援センターを運営・支援します。 ・地域における子育て環境の充実を図るため、子育ておしゃべりサロンの運営を支援します。
③ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高生を対象にボランティア体験学習を授業として行う活動を支援します。 ・各種ボランティア講座や体験学習の開催、福祉ボランティアに関する情報収集・提供、啓発及びボランティア活動の相談等を行うボランティアセンターの機能を高めます。 ・各種のボランティア活動を行うNPO法人の認証を行います。 ・市民活動支援センターを中心として、ボランティアに関する市民活動を支援します。

(3) 地域における担い手づくり

◇現状と課題

人口減少、核家族化の進行などで、地域のつながりが希薄化し、昔は当たり前だった隣近所のつきあいも減り、自治会や町内会活動へ参加する人も高齢化が進んでいます。若い現役世代における地域活動への参加も少なくなり、地域活動は高齢者が中心となっており、活動の担い手が不足していることが大きな課題となっています。

また、少子化や遊び方のデジタル化など、いろいろな要因が相まって、子どもたちが多様な世代と触れ合う機会が減少しつつあります。地域共生社会の実現を目指す上で、福祉への関心を高めるためには、子どもから高齢者までが参加できる地域行事や学校行事などを開催するとともに、それらの情報を積極的に地域住民に発信していくことが必要です。

◇今後の方向性

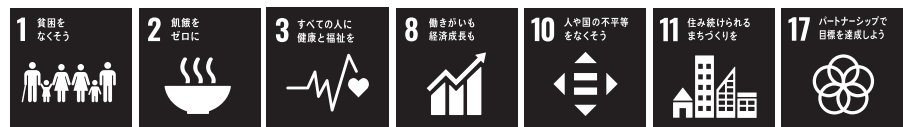
地域住民の一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、地域行事や学校行事などの学びの場や体験の場が必要であり、その機会を確保します。

地域活動や公民館・コミュニティセンター事業などを通して、世代間交流の場を設けるとともに、積極的にその情報を発信し、福祉の心や地域を思う心を育む活動を推進します。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①自治会・町内会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページ「なんたっすやまがた」や市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、自治会や町内会活動等の各種地域活動の情報を積極的に発信します。 地域の人々が参加できるコミュニティセンターや公民館活動を積極的に周知します。 自治推進委員の活動を推進します。 自治活動の一環として一斉除排雪作業を実施した町内会・自治会に対し支援します。 公衆街路灯に対する補助などを行い、自治会活動を支援し、自治会・町内会への加入を促進します。

施 策	主 な 取 組
②世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで参加できる、公民館・コミュニティセンター活動の充実を図ります。 ・学校や子ども会などにおける親子行事等を推進します。 ・各学校や中学校区等に、地域住民の代表等が参加する学校運営協議会[*]を設置し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。 ・地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていくため、各学校に地域学校協働活動推進員[*]を配置し、子どもと地域住民とのふれあい活動を推進します。 ・子どもから高齢者まで、地域住民が世代を問わず相互に交流を図り、地域福祉づくり活動を行う拠点の整備を推進します。
③地域活動の周知・広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式ホームページ「なんたっすやまがた」や市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、地域行事やイベント等の各種地域活動の情報を積極的に発信し、地域活動やボランティア等への関心を高めます。



基本目標2 みんなが社会とつながる仕組みづくり

(1) 地域住民が集う場づくり

◇現状と課題

少子高齢化や核家族化が進み、高齢者などの一人暮らしが増え、住民同士の交流が少なくなり、地域のつながりが希薄になっています。これにより、社会的に孤立する人が増えてきています。

このため、支援を必要とする人が、誰にも相談できず、問題を抱えたまま過ごさざるを得ない事態が増えています。このような事態を少しでも減らせるよう、地域の結びつきを強め、日頃から地域の人々の交流を促進する必要があります。

市民アンケート調査の結果でも、「隣近所の人顔は知っているが交流が少ない」「あいさつ程度しか話したことがない」という人が増えており、地域活動の横のつながりや、世代を超えた縦のつながりが必要であり、地域における活動の機会や拠点となる場の整備が必要です。

◇今後の方向性

地域住民や地域福祉関係者、そして行政や福祉関係団体、企業などが協働し、子どもから高齢者、障がい者などが気軽に集える場づくりを推進します。住民同士の交流や地域団体などが活動を展開する拠点づくりを進めます。

様々な悩みを抱えた住民が、地域や社会福祉関係者、行政の支援により、可能な限り問題の解消ができるような居場所づくりを進めます。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①地域の活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に相談活動の拠点を設置し、地域住民が主体的に地域の困り事を我が事として丸ごと受け止め、課題を把握し、解決につなげられる相談支援体制を構築する取組を推進します。 ・地域の相談活動拠点の設置を促進するため、市有施設の優先貸出しや、必要に応じた使用料の支援を行います。 ・高齢者の通いの場として、いきいき百歳体操などの介護予防のための場づくりを支援します。 ・地域包括支援センターと連携し、各圏域において必要な介護予防教室等を実施します。 ・生活支援コーディネーターなどが中心となって、住民や地域関係者と連携しながら、地域ニーズや各種資源を的確に把握し、高齢者のための通所型サービスB[*]や生活支援サービスの創出を行います。

施 策	主 な 取 組
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターを支援します。 ・市内の各子育て支援センターを拠点として、親子が安心して遊べるスペースを提供したり、専門のスタッフが育児に関する相談やアドバイスを行うなど、子育て家庭に対する支援を行います。 ・各地域の集会所やコミュニティセンターなど、地域住民の活動の場の充実を図ります。
②属性や世代を問わない交流の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで、地域住民が属性や世代を問わず相互に交流を図り、地域福祉づくり活動を行う拠点の整備を推進します。 ・高齢者を中心として、介護予防教室やいきいき百歳体操等の運動を行う通いの場を支援します。 ・高齢者や介護者の身近な相談の場として、地域包括支援センターの取組を推進します。 ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、買い物や掃除、雪かきといった生活上の困りごとを住民同士で助け合う活動や、趣味活動や交流、運動などで集まることができる居場所などを支援します。 ・ふれあいいきいきサロンや障がい者ふれあいサロンの活動を支援します。 ・障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターを支援します。 ・保育所等に併設している子育て支援センターにおいて、子育てについて相談支援を行う場所や、親や祖父母などが子どもを安心して遊ばせられる居場所を提供する取組を支援します。 ・地域における子育て環境の充実を図るため、子育ておしゃべりサロンの運営を支援します。 ・地域において孤立しがちな世帯の解消を図るため、子どもやその保護者、地域住民が交流できる「子どもの居場所づくり」を推進します。 ・フードドライブ・フードバンク*の取組を支援するとともに、子どもや保護者、高齢者などの地域住民を対象とした地域食堂を支援します。

(2) 各分野と連携した支援づくり

◇現状と課題

生活困窮者からの相談件数は年々増加しており、早期の把握や対応が求められています。また、生活保護の受給世帯数等もここ数年増加傾向にあり、世帯類型を見ると、高齢者世帯、傷病・障がい者世帯が全体の約85%を占めています。

これらの生活困窮者の自立を支援するためには、生活基盤の確保、つまりは就労場所及び住居の確保が大前提となります。ただし、生活困窮者の中には、高齢者や障がい者とともに、ひきこもりや過去に罪を犯した人など、すぐに一般就労に結びつけるのが難しい人もいます。

このまま、生活困窮の状況が続いたり、心身の健康を害したりすると、生きづらさを感じてしまい、犯罪を繰り返したり、果ては自殺を図ったりしてしまう人も少なくありません。

◇今後の方向性

生活困窮者の自立を支える相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関や企業等と連携し、就労や住まいの確保のための支援を行います。また、高齢者や障がい者などが生きがいを持って働く場を確保できるよう、福祉団体などの各分野と連携して支援を行います。

様々な悩みを抱えた人に対する相談体制を構築し、いのちを大切に考える考え方を育てるよう、支援を行います。

罪を犯した人に立ち直るきっかけを与えるため、関係機関との協力のもと、再犯を防止する仕組みづくりを行います。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①就労支援等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人等に対し、住居確保給付金の支給を行い、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 ・ 稼働能力がありながら就労につながらない人に対し、事業説明会や就労体験等を実施し、居場所づくりや社会的自立に向けた助言や指導など就労に向けた支援を行います。 ・ 市が取扱金融機関に対し融資に必要な原資を預託し、勤労者の生活の安定を図るため支援します。 ・ 雇用の安定を図るため、厚生労働大臣が指定した「教育訓練講座」の受講を修了した人に支援を行います。 ・ 行政と保護法人やボランティア団体等が連携して、罪を犯した人が社会に復帰して、住まいや就労の場を得て、再び犯罪を起こさないような施策を推進する「(仮称)山形市再犯防止推進計画」を策定します。 ・ 既存の賃貸住宅や空き家等の有効活用を通じて、「住宅確保要配慮者*」が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図ります。

施 策	主 な 取 組
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者のために、市営住宅の供給を行います。 ・「よりあい茶屋（カフェ）」の運営や「やまがたおしごと広場」を開催し、高齢者の就労を支援します。 ・シルバー人材センターの活動を支援します。 ・一般企業等への就労を希望する障がい者や、一般企業等での就労が困難な障がい者を支援します。 ・一般就労に移行した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
②いのち支える取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのち支える山形市自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。 ・生きることの支援に関わる様々な分野で、うつや自殺予防に関する正しい知識を持ち、早期発見・早期対応につなげる人材を確保するため、「こころ支えるサポーター」を養成します。 ・青少年を対象に、一人で悩みを抱えないように、電話やメールによる悩み事相談を行います。 ・罪を犯した人が、再犯を行わず、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため「(仮称) 山形市再犯防止推進計画」を策定します。 ・各小学校区等で巡回活動を行い、青少年への「声かけ」を通して、非行の未然防止や早期発見、早期の指導を行うなど、青少年指導センター指導委員[*]による非行防止を目的とする活動を行います。

(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり

◇現状と課題

都市化や社会システムの複雑化により価値観やライフスタイルが多様化し、人と社会とのつながりも変化する中においてさまざまな「困りごと」を抱えたり、「生きづらさ」を感じたりする人が増えています。

「困りごと」は複雑多岐にわたっており、一つの制度では解決できなかつたり、制度の狭間に陥っているものも少なくありません。このような困りごとを抱える人は、社会的に孤立しやすく、自ら公助や共助につながるものが困難な状態に陥りやすくなります。貧困や健康問題、いじめや高齢による孤立など、様々な問題が解消されないまま積み重なって、次第に追い詰められて深刻な生きづらさを招くおそれもあります。

◇今後の方向性

このような社会的孤立や、生きづらさを感じることは、全ての人に直面する可能性があり、本人や世帯だけの力では解決することが難しい深刻な問題です。これらの問題は、行政の力だけでなく、社会全体で力を合わせれば、その多くを防ぐことができ、誰にとっても安心して暮らせる社会の実現につながることを期待できます。

このためには、困っている人など誰にでも支援を届ける仕組みづくりが必要であり、誰ひとり取り残さない福祉の取組が必要となります。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①継続した支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対応するため、福祉まるごと相談員を配置し、課題解決に向けた支援を行います。 ・生活困窮者の問題を受け止め、自立を支援する「生活サポート相談窓口」を開設し、相談支援体制を充実させます。 ・「山形市子どもの貧困対策に係る計画[*]」に基づき、子どもが生まれ育った経済的環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます。 ・子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習会開催による学習支援と、学習生活支援員[*]の訪問による生活支援を行います。 ・地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていくため、各学校に地域学校協働活動推進員を配置し、子どもと地域住民とのふれあい活動を推進します。 ・青少年を対象に、一人で悩みを抱えないように、電話やメールによる悩み事相談を行います。

施 策	主 な 取 組
②アウトリーチ支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの状態にある人に対し、早期に適切な生活支援や中間的就労*を含む就労支援などを行うひきこもり相談支援員を配置し、アウトリーチ（訪問支援）等による支援を行います。 ・市内小中学校に教育相談員、小学校にスクールソーシャルワーカー*、市教育委員会にスクールソーシャルワーク・コーディネーター*を配置し、不登校または不登校傾向の児童生徒の支援を行います。 ・複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対応するため、福祉まるごと相談員を配置し、課題解決のため支援を行います。 ・地域における住民同士の「見守り」・「声かけ」による支え合いを推進するとともに、民生委員・児童委員、福祉協力員や自治推進委員等の地域関係者や企業も含めた様々な機関が連携し、包括的な見守りが行われる体制づくりを推進します。



基本目標3 みんなが何でも相談できる体制づくり

(1) 包括的な相談支援体制の構築

◇現状と課題

地域には、様々な年代、性別、属性の人々が暮らしています。誰もが不安なく心豊かな生活を営むためには、日常にある悩みや困りごとなどを気軽に相談し、解決につながられる環境が重要です。

山形市では、これまで、地域住民が主体的に地域の困りごとを我が事として丸ごと受け止め、課題解決につながられる相談支援体制の構築や、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対し、福祉まるごと相談員を配置し対応してきました。

しかし、市民アンケート調査では、日常生活の困りごとについて家族や友人、親戚などに相談すると回答する人が多かった一方、市役所や民生委員・児童委員、近所の人等に相談する人は少ない結果で、行政や地域での相談に対して二の足を踏んでいる人もまだ多くいる現状も垣間見えました。

◇今後の方向性

不安を抱えている方が相談しやすい環境を作るに当たっては、身近なところで、いつでも、だれでも、どんなことでも相談をすることができるよう、相談窓口の周知を図るほか、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制や、制度の狭間にある課題等に関して、アウトリーチを含めた継続的につながり続け支援する体制を構築し、相談に係る支援関係者全体を調整する役割を担う機関の整備が求められます。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①断らない相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関が、相談者の相談内容を担当分野にかかわらず受け止め対応し、必要な関係機関につなぐ体制を整備します。 介護、障がい、子ども、生活困窮といった本人や世帯の属性を問わず相談ができるよう、市役所内の連携体制の強化を図ります。 制度の枠におさまらない困りごとの相談にのり、制度と制度をつなぐ福祉まるごと相談員を配置し対応します。 生活サポート相談により、経済的な不安や困りごとを感じている人への支援を行います。 地域包括支援センターの業務体制を整理し、高齢者への必要な相談支援を行います。

施 策	主 な 取 組
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者やその家族のための相談窓口として相談支援センター[*]の充実を図ります。 ・子育て支援コーディネーター[*]を配置し、子育てに係る相談や助言を行います。 ・母子保健コーディネーター[*]を配置し、妊娠期からの切れ目ない継続的な支援を行います。 ・山形市支援会議[*]を開催するなど、関係部課で連携し、支援が必要な人の情報共有を図ります。
②地域の相談支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で身近な相談に応じる民生委員・児童委員の活動を支援するため、研修を行います。 ・地域の福祉活動の協力者である福祉協力員の活動を支援し、住民同士で支え合う地域づくりを進めます。 ・地域の活動拠点で吸い上げられた困りごとや地域課題を地域住民の力で解決につなげられる体制を推進します。 ・生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに配置し、地域の支え合いサービス活用のための支援の充実を図ります。
③縦割りにならない連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも、どんなことでも相談ができる窓口として、市役所や市社会福祉協議会に設置されている「福祉まるごと相談窓口」・「生活サポート相談窓口」の充実を図ります。 ・相談者の相談内容を丸ごと受け止めて、福祉まるごと相談員を中心に問題の整理を行い、適切なサービスにつなげられる体制を構築します。 ・在宅医療・介護連携室ポピー[*]を中心に、高齢者が必要な在宅医療・介護連携のための取組を推進します。 ・介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野における相談支援機関間において連携を図ります。

(2) 多機関連携によるネットワークの構築

◇現状と課題

社会的な背景やライフスタイルの変化により住民が抱える生活課題は多様化しています。経済的な困窮や社会的な孤立のほか、複数の分野にわたる複合的な課題や、従来の制度や法の枠組みの中では対応が困難な「制度の狭間」の問題など、個人や世帯によって様々な課題が存在し、一つの機関だけでは対応することが困難なものも増加しています。

多様かつ複雑に絡み合った生活課題を解決につなげるためには、個別の福祉機関に対して支援を行い体制の充実を図ることに加え、行政や福祉機関等が個々の分野や制度の枠を超えてその個人や世帯が抱えている問題を総合的に把握し、連携を図ることが重要です。

◇今後の方向性

支援を必要とする個人や世帯が抱える問題を解きほぐし、包括的な支援を行うため、関係機関での情報共有ができる体制の整備を図ります。また、それぞれの福祉機関が連携したネットワークを構築できるよう支援を行います。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①情報共有の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法及び生活困窮者自立支援法[*]に基づく支援会議を設置し、課題を抱えているが本人から、個人情報共有の同意が得られない要支援者の情報共有を行います。 ・福祉まるごと会議[*]を開催し、福祉まるごと相談員が関わった庁内の困難事例の共有や仕組みづくりの検討を行います。
②様々な福祉機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動と地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどの関係機関の連携を図り、地域での情報共有を促進します。 ・令和3年の社会福祉法改正により新設された社会福祉連携推進法人[*]の設立に当たっては支援を行います。 ・福祉まるごと相談員を中心として、地域包括支援センターや相談支援事業所をはじめとした福祉機関、その他関係機関と連携し、調整を進め、複雑化・複合化した課題を持つ世帯の支援を行います。 ・介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野における相談支援機関間において連携を図ります。



基本目標 4 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり

(1) 災害時における支え合いの仕組みづくり

◇現状と課題

近年では全国各地において、地震や台風、局地的豪雨といった自然災害が多発しています。災害による被害を最小限に抑えるためには、日頃から備えを行い、地域内での非常時における支援体制の整備を進めることが必要です。

市民アンケート調査では、地域ぐるみで進めていきたい取組について、「災害への備え」との回答が年代を問わず多い結果でした。また、災害に備えた取組としては「高齢者、障がい者などの情報把握」、「地域内での防災体制づくり」の必要性が高いとの回答で、多くの人が平時からの取組の必要性を感じています。

山形市では、「山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画」に基づき、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、平常時から避難支援等関係者への要支援者名簿の提供や、災害時にとるべき避難行動等を記載する個別計画の作成の推進を図っています。しかし、要支援者名簿の提供に同意した人の割合や個別計画の作成率が1割にも満たないなど制度への理解が進んでおらず、認知度も低い現状にあります。

◇今後の方向性

実際の災害時に迅速な対応を行えるよう、町内会・自治会や自主防災組織、福祉施設等と連携し、地域での災害に対する意識の向上を図り、体制の強化を進めます。また、山形市避難行動支援制度について理解促進を図るとともに、個別計画の作成率の向上を図ります。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①災害への取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携し、地区における福祉マップ*の作成を支援します。 ・町内会や自治会、民生委員・児童委員等と共に福祉マップや地区防災計画を活用し、地区の要支援者の把握や避難誘導訓練を推進します。 ・自主防災組織の育成を推進するほか、自主防災組織が実施する防災訓練等を支援し、地域防災力の強化を図ります。 ・地域と福祉施設等が連携し、避難訓練の実施や避難所として活用するなどの取組を推進します。

施 策	主 な 取 組
②避難行動要支援者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットや市公式ホームページ「なんたっすやまがた」、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたなどの媒体を活用し、山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度の周知を図ります。 ・地域の関係者や福祉関係団体と連携し、個別計画の作成支援を行い、普及を推進します。 ・要支援者名簿や個別計画の作成を推進し、安否確認や避難支援が行えるよう、研修等を実施し理解促進を行います。
③福祉避難所等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の充実を図るため、福祉事業所やホテル協会等と連携を行います。 ・障がいの特性に配慮した福祉避難所の整備を進めます。 ・山形市地域防災計画、山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画に基づき、災害時、福祉避難所を速やかに利用できるよう、日頃より福祉事業所等と情報共有を行います。 ・災害発生時、必要な支援を行えるよう、山形市社会福祉協議会による災害ボランティアセンター[*]の設置を支援します。

(2) 権利擁護の推進

◇現状と課題

高齢化の進展等により、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。精神障がい保健福祉手帳や療育手帳の所持者も増加傾向にあります。そのため、認知機能の低下や重度の障がい等により、判断能力が十分でなく、権利擁護を必要とする人が今後も増加していくことが予想されます。

また、子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）の相談件数は増加しており、全国的に深刻な問題となっています。

このような人権を侵害するような行為は決して許されるものではなく、あらゆる人が地域の中で安心して暮らしていくために、個人の尊厳を尊重し、相互に理解し合える環境づくりが重要になります。また、個人の意思決定を支援する体制づくりも求められます。

◇今後の方向性

重大な人権侵害である虐待やDVの未然防止を図るとともに、虐待やDVがあった場合は早期発見・支援につなげられるよう、関係機関での連携を行います。

また、全ての人が持つかけがえのない権利が尊重され、適切な支援を受けながら生活ができるよう、権利擁護の考え方や成年後見制度^{*}の周知を進めるとともに、制度の利用促進を図ります。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none">・「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待に係る周知啓発を図るとともに、虐待の早期発見、支援が円滑に行われるよう、関係機関との連携体制を構築します。・高齢者虐待防止連絡協議会、障がい者虐待防止連絡協議会等における情報共有等を通じて、高齢、障がい、子ども等の様々な分野の関係機関が連携して、虐待防止に取り組みます。・福祉事業所の職員による利用者への虐待を防止するため、事業所に適切な指導を行います。・児童や家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行います。・児童及び妊産婦の福祉に関し必要な支援を行うため、「子ども家庭総合支援拠点[*]」を設置し、相談体制の強化を図ります。・山形市要保護児童対策地域協議会[*]を活用し、関係機関で情報共有を行い、児童虐待を未然に防ぎ、子どもの見守りを地域全体で行います。・「いきいき山形男女共同参画プラン[*]」に基づき、DV被害の防止と支援に向け、相談窓口の周知と関係機関の連携を図ります。

施 策	主 な 取 組
②成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個別のニーズに応じ、予防的な視点や早期の段階からの任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、情報発信や広報活動を行い成年後見制度の周知を図ります。 ・地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関に位置付けている成年後見センターを中心に、成年後見制度の利用促進に向けた支援を行います。 ・市民後見人養成講座を継続的に実施し、市民後見人の養成を進めます。 ・成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族による申立てが期待できないなど、その福祉を図るため特に必要があると認めるとき、市長が成年後見等申立てを行います。 ・成年後見人等への報酬を負担することが経済的に困難であると認める人へ報酬の助成を行います。

(3) 暮らしやすい環境づくりの推進

◇現状と課題

住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、地域の中で支え合い、助け合いながら、自立した生活を送れる環境づくりが大切です。

そして、高齢者や障がい者、子どもなど、全ての人が暮らしやすいまちづくりを行うためには、ハードとソフトの両面で環境の整備を図る必要があります。

地区ニーズ検討会では、市街地にある地区よりも市街地周辺の郊外地区において、高齢者や障がい者などの交通弱者が、買い物や通院する際に交通手段を確保することが容易でない、という課題が出されました。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、全国的に多数の感染者や施設でのクラスターが発生しています。これにより、地域での交流や福祉活動に不安が広がり、社会参加機会の減少や閉じこもりがちになってしまうなどの課題があります。

◇今後の方向性

みんなが安心して快適な生活を営みながら社会参加ができるように、移動手段の確保・充実や住まいの確保の支援を行うとともに、ユニバーサルデザイン^{*}に配慮したまちづくりを進めます。また、感染対策を意識しつつ、地域福祉活動を通して住民同士がつながり続けるとともに、クラスターの発生を防止するよう支援を行います。

◇施策と主な取組

施策	主な取組
①移動手段の確保・充実	<ul style="list-style-type: none">・「山形市地域公共交通計画[*]」に基づき、地域の実情と住民ニーズに対応可能な移動手段を検討・導入し、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ります。・高齢者や子育て世帯を支援するため、コミュニティバスに無料で乗車可能な乗車証の交付を行います。・高齢者や障がい者、子どもといった交通弱者をはじめ、全ての人が快適に効率よく安心して移動できる交通手段の確保を行います。・福祉タクシー運賃や自家用車への給油費用の助成を行い、障がい者の社会参加の促進を図ります。・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の中で行う高齢者に対する移動支援の活動に対し、補助等を通じて支援します。・NPO法人等が実施する福祉有償運送[*]に対する必要な支援を行います。・高齢者の外出機会を確保し、閉じこもりを防止するため、シルバー定期券購入の助成を行うとともに、免許返納者を対象としてタクシー券の交付を行います。

施 策	主 な 取 組
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、ヘルパー派遣等による外出のための支援を行います。 ・リフト付き車両・ストレッチャー装着車両等による移送サービスを行い、寝たきり高齢者等の移送に困難を抱える人への支援を行います。
②ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例*」等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえながら、全ての人が利用しやすい公共施設等の整備を推進します。 ・誰もが平等に情報に接し、利用することができるように、ユニバーサルデザインに配慮した広報紙の発行や市ホームページの作成を行います。 ・北山形駅及び駅周辺のバリアフリー化工事を支援します。 ・在宅のバリアフリー化改修に補助を行い、高齢者、障がい者が住み慣れた環境で生活を続けられるよう図ります。
③居住支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等が住居を確保し、生活の基盤を確保できるよう支援を行います。 ・離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した人等に対し、住居確保給付金の支給を行い、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 ・住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録や改修に係る費用の助成を行い、住宅確保要配慮者に対する住宅の安定供給を図ります。 ・高齢者が安心して居住できる住まいとしてサービス付き高齢者向け住宅の登録を行います。 ・中心市街地に所在する空き家等を活用して学生専用賃貸住宅の供給を行います。 ・住宅確保要配慮者のために、市営住宅の供給を行います。 ・生活困窮者等が一時的に居住する場を提供する無料低額宿泊所の設置に係る助言や指導を行います。

施 策	主 な 取 組
④地域の感染症に係る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「新しい生活様式[※]」や市社会福祉協議会の「地域福祉活動ガイドライン[※]」による感染症対策に留意した地域活動が行われるよう支援します。 ・「新型インフルエンザ等対策行動計画[※]」等に基づき、高齢者や障がい者などへの生活支援や、感染症対策に関する意識啓発を図ります。 ・高齢者福祉施設や障がい者福祉施設の職員に対し、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の予防研修を行い、感染予防対策を進めます。 ・多くの市民が利用する市有施設等、様々な社会基盤において感染を防止するための社会環境の整備を進めます。 ・災害時の避難所など市民が集まる様々な場面において感染防止対策を行い、感染させない、広げないための多様な予防措置を講じます。 ・市公式ホームページ「なんたっすやまがた」や市公式フェイスブック、市LINE公式アカウント、広報やまがたをはじめとした様々な媒体の活用や、研修会などにおいて積極的な情報発信を行い、感染症予防に係る正しい知識の普及、啓発を推進します。

【基本目標に関する施策・事業等】

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり	(1)市民意識の向上と社会参加の促進	①福祉啓発・広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信 理解促進研修 啓発事業（地域生活支援事業のうち）
		②福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業）
		③住民参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> SUKSK（スクスク）生活普及啓発事業 SUKSK（スクスク）生活推進事業 各種出前講座の実施 福祉の地域づくり推進費補助事業 いきいき地域づくり支援事業 一般介護予防事業 高齢者の生きがいづくり支援事業
		④差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別解消推進事業 山形市第4次障がい者基本計画 障がい者虐待防止 高齢者虐待防止法 認知症サポーター等養成事業 男女共同参画推進事業 性の多様性に関する理解促進事業
	(2)福祉の人材づくりと活躍の場づくり	①人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター等養成事業 こころ支えるサポーター養成 健康づくり市民ボランティア活動活性化事業 生涯現役促進地域連携事業 福祉の地域づくり推進事業費補助事業 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 民生委員・児童委員研修事業
		②福祉活動の場の整備・提供	<ul style="list-style-type: none"> 我が事・丸ごと地域づくり推進事業 一般介護予防事業 生活支援体制整備事業 地域活動支援センター事業 地域子育て支援拠点事業 地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金 子育てサロン運営支援事業
		③ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉啓発推進事業（福祉教育校指定事業） 福祉ボランティア活動育成支援事業 NPO法人の認証 市民活動活性化事業
	(3)地域における担い手づくり	①自治会・町内会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信 コミュニティセンター、公民館活動の周知 自治推進委員活動の推進 自治組織一斉除・排雪作業に対する報償金 自治会、町内会への加入促進
		②世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンター、公民館活動の充実 親子行事等の推進 学校運営協議会（コミュニティスクール）設置事業 我が事・丸ごと地域づくり推進事業 地域学校協働活動事業
		③地域活動の周知・広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市公式ホームページ、広報やまがた、市公式フェイスブック、市LINE公式アカウントでの情報発信

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
2 みんなが社会とつながる仕組みづくり	(1)地域住民が集う場づくり	①地域の活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・一般介護予防事業 ・生活支援体制整備事業 ・地域活動支援センター事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・コミュニティ支援事業
		②属性や世代を問わない交流の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・一般介護予防事業 ・生活支援体制整備事業 ・地域活動支援センター事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金 ・子育てサロン運営支援事業 ・子どもの居場所づくり支援事業 ・フードドライブ・フードバンクとの連携
	(2)各分野と連携した支援づくり	①就労支援等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金事業 ・就労準備支援事業 ・山形市勤労者生活安定資金融資貸付金 ・山形市安定雇用促進スキルアップ給付金 ・(仮称) 山形市再犯防止推進計画の策定 ・住宅セーフティネット事業 ・市営住宅の供給 ・生涯現役促進地域連携事業 ・高齢者の生きがいづくり支援事業 ・就労移行支援サービス事業 ・就労継続支援サービス事業 ・就労定着支援サービス事業
		②いのち支える取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いのち支える山形市自殺対策計画 ・こころ支えるサポーター養成 ・青少年悩み事相談事業 ・(仮称) 山形市再犯防止推進計画の策定 ・矯正施設所在自治体会議 ・青少年指導センター街頭指導
	(3)誰にでも支援を届ける仕組みづくり	①継続した支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・山形市子どもの貧困対策に係る計画 ・子どもの学習・生活支援事業 ・地域学校協働活動事業 ・青少年悩み事相談事業
		②アウトリーチ支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり生活者支援事業 ・不登校児童生徒対策事業 ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業

基本目標	基本的な方向性	施策	関連施策（事業名）等
3 みんなが何でも相談できる体制づくり	(1)包括的な相談支援体制の構築	①断らない相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・地域包括支援センター運営事業 ・障がい者相談支援事業 ・利用者支援事業 ・山形市支援会議
		②地域の相談支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員研修事業 ・福祉の地域づくり推進事業費補助事業 ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・生活支援体制整備事業
		③縦割りにならない連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・地域包括支援センター運営事業 ・障がい者相談支援事業 ・利用者支援事業 ・在宅医療・介護連携推進事業
	(2)多機関連携によるネットワークの構築	①情報共有の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと会議 ・山形市支援会議
		②様々な福祉機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉連携推進法人等への支援 ・民生委員・児童委員の活動支援 ・我が事・丸ごと地域づくり推進事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・地域包括支援センター運営事業 ・障がい者相談支援事業 ・利用者支援事業

基本目標	基本的な方向性	施 策	関連施策（事業名）等
4 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり	(1)災害時における 支え合いの仕組みづくり	①災害への取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の地域づくり推進事業費補助事業 ・山形市地域防災計画 ・自主防災組織育成事業
		②避難行動要支援者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市地域防災計画 ・山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画
		③福祉避難所等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市地域防災計画 ・山形市第4次障がい者基本計画 ・山形市高齢者保健福祉計画 ・山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画
	(2)権利擁護の推進	①虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期山形市子ども・子育て支援事業計画 ・児童家庭相談事業 ・子ども家庭総合支援拠点の設置・運営事業 ・要保護児童対策地域協議会 ・山形市第4次障がい者基本計画 ・障害者虐待防止法に基づく事業 ・高齢者虐待防止法に基づく事業 ・山形市高齢者保健福祉計画 ・第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」策定推進事業 ・山形市DV防止基本計画
		②成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市高齢者保健福祉計画（山形市成年後見制度利用促進基本計画） ・山形市第4次障がい者基本計画 ・山形市成年後見センター事業 ・成年後見制度利用支援事業
	(3)暮らしやすい環境づくりの推進	①移動手段の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市地域公共交通計画 ・山形市コミュニティバス（高齢者乗車証の発行等）事業 ・福祉タクシー（普通タクシー・リフト付タクシー）利用券交付事業 ・福祉給油券交付事業 ・地域支え合いボランティア活動支援事業費補助金 ・福祉有償運送 ・高齢者外出支援事業 ・運転免許証自主返納者タクシー券交付事業 ・移動支援事業 ・高齢者移送サービス事業
		②ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・山形市第4次障がい者基本計画（情報のバリアフリー化、住まいのバリアフリー化、公共施設等のバリアフリー化） ・山形市都市計画マスタープラン ・北山形駅バリアフリー化整備補助事業 ・山形市住宅リフォーム総合支援事業
		③居住支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金事業 ・住宅セーフティネット事業 ・サービス付き高齢者向け住宅登録 ・地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業 ・山形市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業 ・市営住宅の供給
		④地域の感染症に係る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」の実践・啓発 ・山形市インフルエンザ等対策行動計画【要援護者（特に高齢者や障がい者など）への生活支援】 ・感染症予防対策事業

第5章

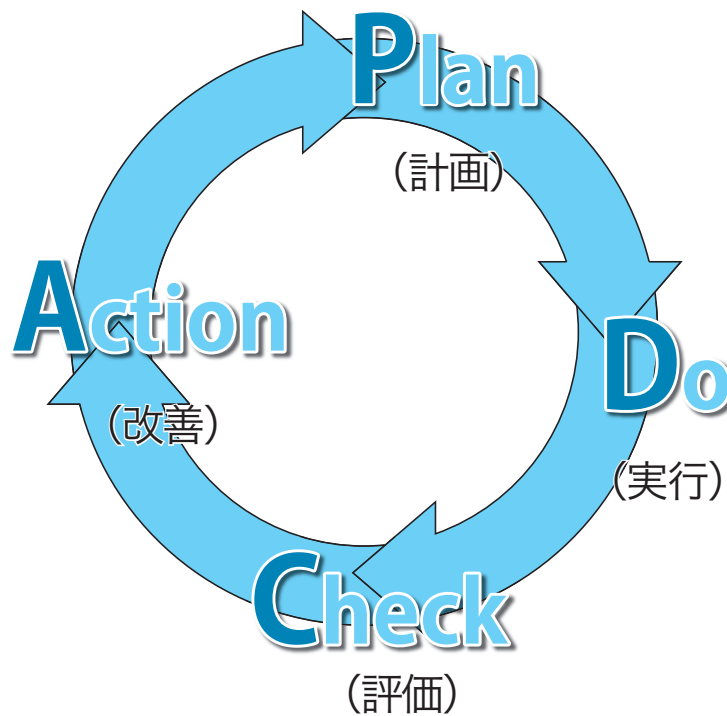
計画の推進と評価

第5章 計画の推進と評価

1 計画の進捗管理と評価について

(1) 計画の進捗管理

本計画は、山形市の地域福祉を総合的に推進する計画であり、保健福祉分野の上位計画に位置付けられています。関係する施策や取組などは様々な分野と深い関わりがあることから、計画の確実な推進を図るため、庁内関係部課による関係部課長会議等を通じて進行管理を行います。合わせて、法律や条例、制度改正など国や県における動向や社会情勢も注視しながら、PDCAサイクルを活用し、本計画の実行、評価、改善、次計画の策定とつなげます。



(2) 多機関・団体との連携

本計画の基本理念である「地域とつながり 幸せをつむぐまち やまがた ～地域共生社会をめざして～」の実現を図るためには、地域住民を始め、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉事業者、NPO団体、ボランティア団体、企業、学校など、様々な主体と行政が連携・協働して取り組むことが必要です。

地域社会では、それぞれの主体が自らの役割を確認し、地域とつながり、連携した取組を推進します。

(3) 山形市社会福祉協議会との連携

山形市社会福祉協議会は、山形市の地域福祉を推進する中心的な役割を担うことが期待されています。山形市を始め、地域福祉を推進する各団体と連携を図り、様々な活動への取組を推進します。

本計画と同協議会が策定する第五次山形市地域福祉活動計画とは、進捗状況や評価を共有しながら、相互に連携を図ります。

(4) 計画の評価

地域福祉に関する有識者や関係者で構成する山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、各基本目標の基本的な方向性における取組の進捗状況について、計画の中間年度に当たる令和5年度に中間評価を、最終年度に当たる令和7年度に最終評価を実施します。

2 SDGsとの関連について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年（2030年）までに先進国と発展途上国がともに取り組む持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の大目標と169のターゲットが設定されています。

SDGsの「誰ひとり取り残さない」社会の実現という理念は、地域共生社会の実現とも密接に関係するため、本計画においても、SDGsの視点を持って、福祉課題に対応します。



資 料 編

資料編

第1章

1 地域福祉に関する市民アンケート調査結果

1 あなたご自身のことについて

第2章

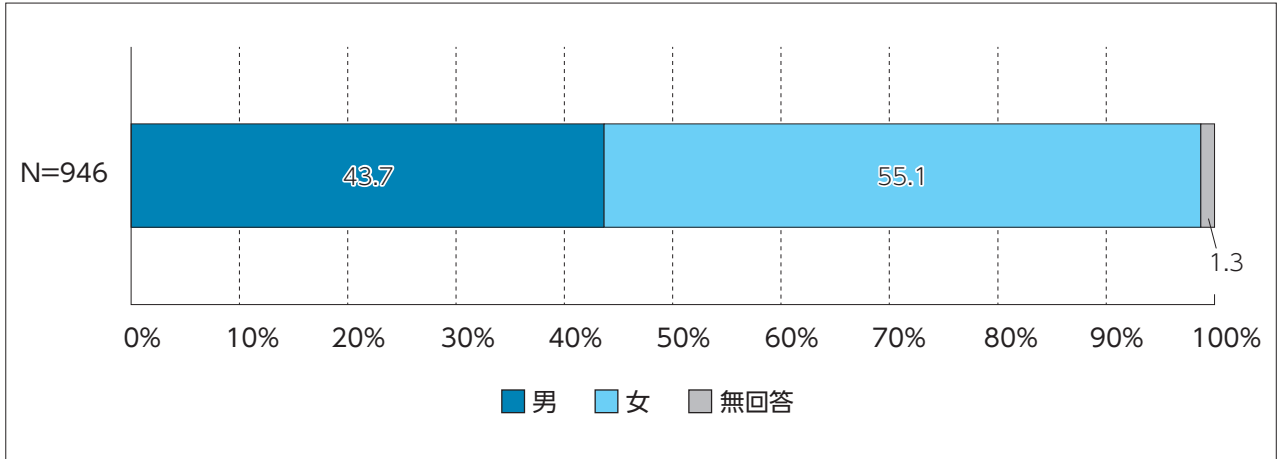
第3章

第4章

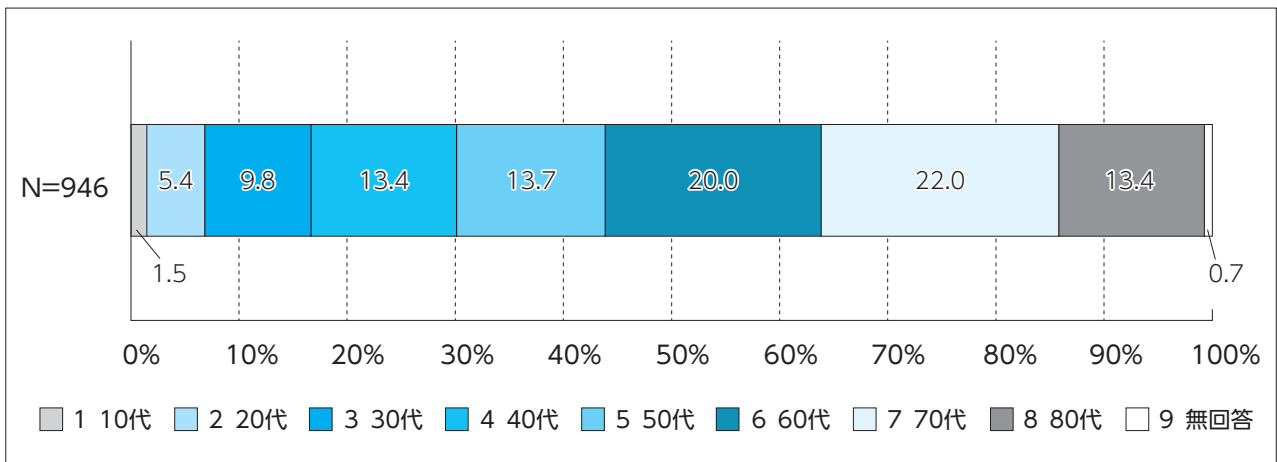
第5章

資料編

問1 あなたの性別をお答えください。【○は1つだけ】

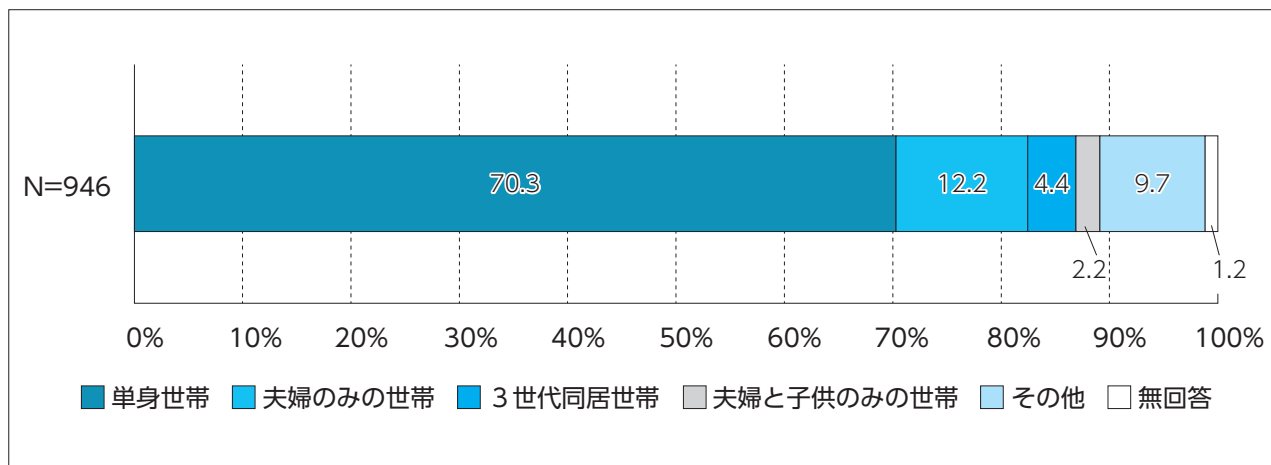


問2 あなたの年齢をお答えください。【○は1つだけ】



年代	項目 回答者数 (人)	回 答 率 (%)		
		男 性	女 性	無回答
10代	14	57.1	42.9	0.0
20代	51	41.2	58.8	0.0
30代	93	34.4	64.5	1.1
40代	127	43.3	56.7	0.0
50代	130	40.0	59.2	0.8
60代	189	44.4	55.0	0.5
70代	208	45.7	53.8	0.5
80代以上	127	52.0	46.5	1.6

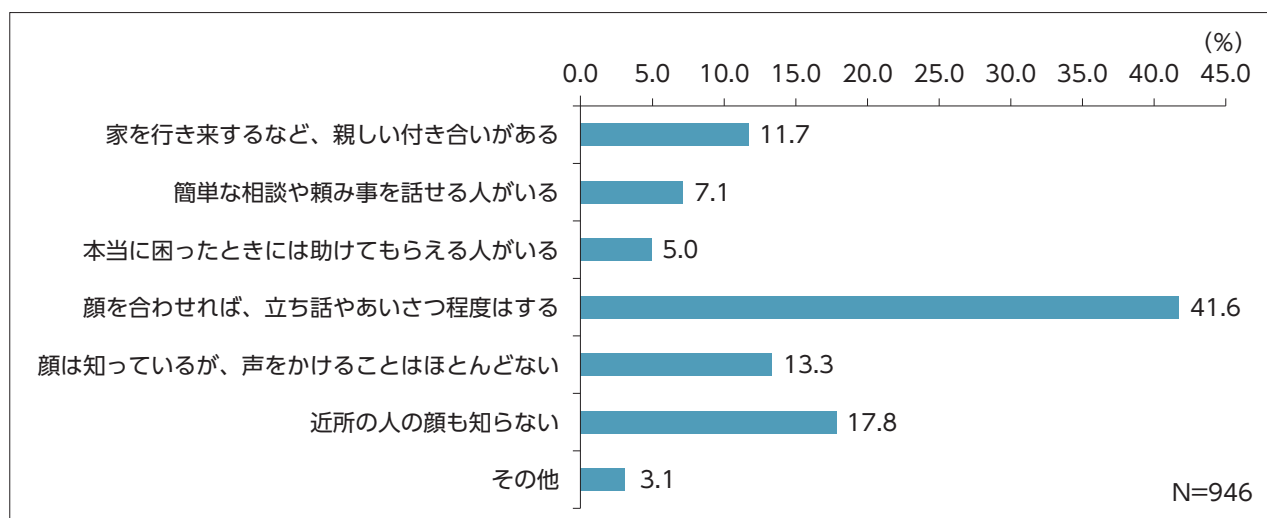
問3 あなたの家族構成を教えてください。【○は1つだけ】



	回答者数	回答率 (%)				
		単身世帯	夫婦のみの世帯	3世代同居世帯	夫婦と子どもみの世帯	その他
【性別】						
男	410	73.7	13.9	3.7	2.2	6.6
女	519	69.0	11.2	5.2	2.3	12.3
【年代別】						
10代	14	78.6	0.0	0.0	14.3	7.1
20代	51	84.3	3.9	0.0	0.0	9.8
30代	93	73.1	11.8	3.2	6.5	5.4
40代	127	68.5	11.8	4.7	3.9	11.0
50代	130	70.8	12.3	3.1	2.3	11.5
60代	189	69.8	13.2	4.8	1.6	10.1
70代	208	68.8	15.4	6.7	1.0	7.7
80代以上	127	70.1	11.0	4.7	0.0	12.6

2 地域のことについて

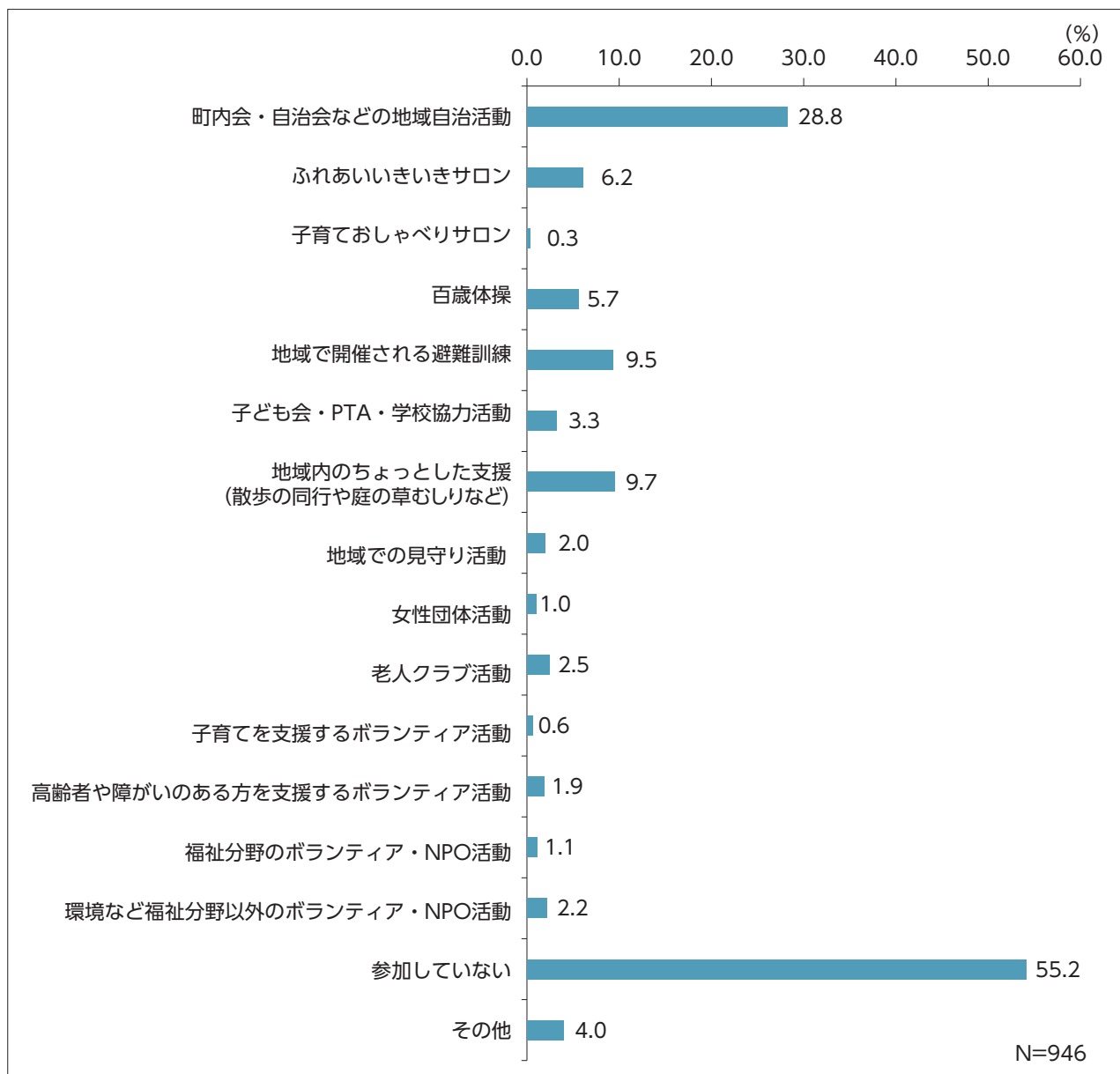
問4 あなたは近所の人とどの程度のお付き合いがありますか。【○は1つだけ】



	回答者数	回答率 (%)						
		家を行き来するなど、親しい付き合いがある	簡単な相談や頼み事を話せる人がある	本当に困ったときには助けてもらえる人がある	顔を合わせれば、立ち話やあいさつ程度はする	顔を知っているが、声をかけることはほとんどない	近所の人顔も知らない	その他
【性別】								
男	407	10.1	5.4	3.9	43.7	17.2	16.5	3.2
女	530	13.0	8.5	5.7	40.4	10.6	18.9	3.0
【年代別】								
10代	14	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	85.7	0.0
20代	51	5.9	0.0	2.0	13.7	23.5	54.9	0.0
30代	93	2.2	0.0	2.2	29.0	17.2	47.3	2.2
40代	127	4.7	2.4	3.1	37.8	21.3	28.3	3.1
50代	130	5.4	3.1	6.2	43.8	17.7	18.5	3.1
60代	189	7.9	10.6	5.3	55.0	14.3	4.8	3.2
70代	208	23.1	12.5	5.8	45.2	8.2	3.8	2.9
80代以上	127	23.6	11.0	7.9	44.1	1.6	5.5	5.5
【家族構成別】								
単身	665	10.2	7.7	5.6	38.9	14.7	20.5	3.2
夫婦のみ	115	15.7	4.3	2.6	52.2	11.3	12.2	3.5
3世代同居	42	26.2	11.9	2.4	40.5	7.1	9.5	2.4
夫婦と子どもみの世帯	21	9.5	4.8	4.8	57.1	9.5	14.3	0.0
その他	92	10.9	4.3	5.4	48.9	10.9	12.0	3.3

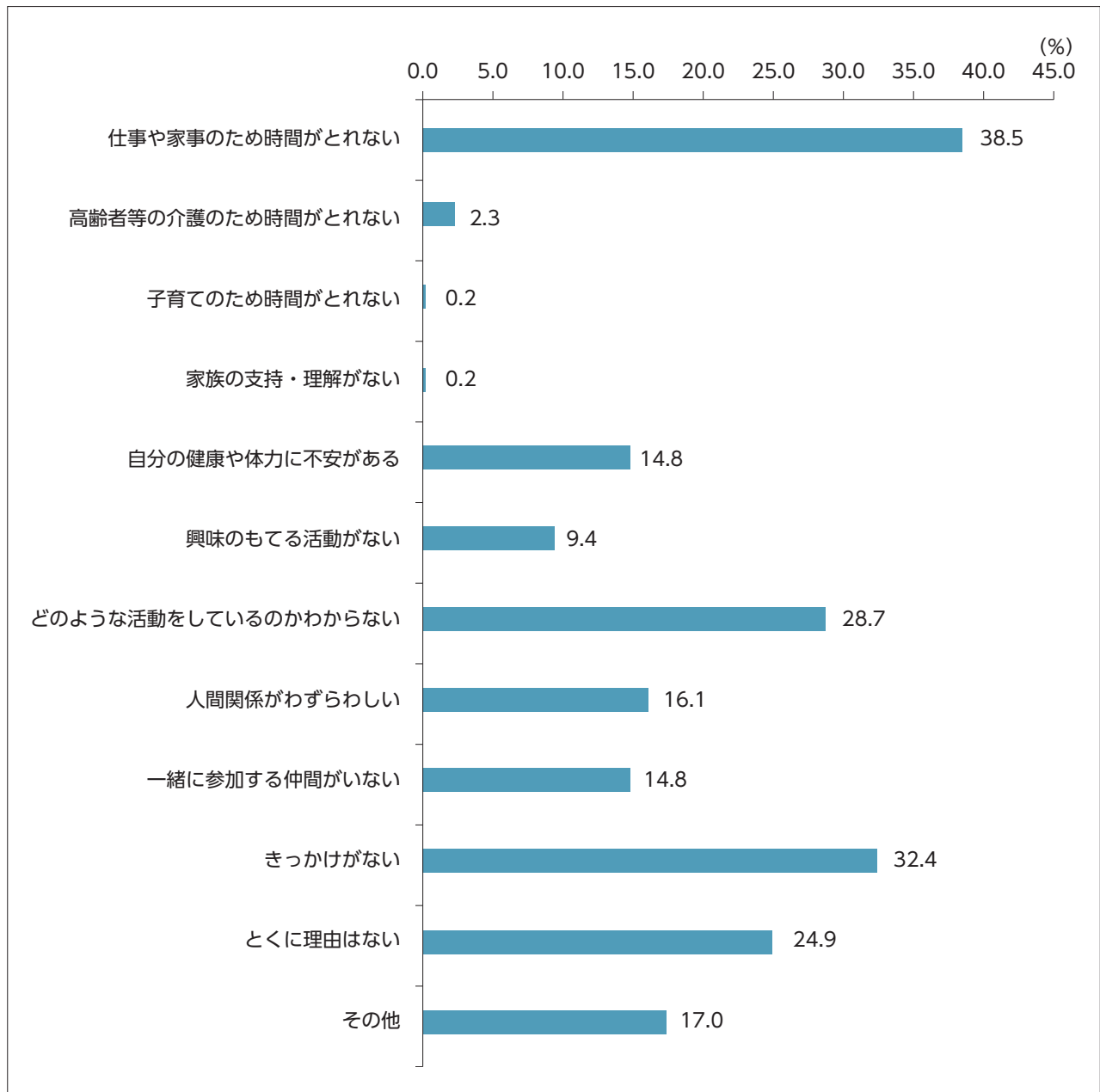
問5 あなたは過去5年間でどんな地域活動に参加しましたか。

【〇は3つまで】 ※4つ以上ある方は、特に積極的に参加していたものを3つ選んでください。



	回答者数	回答率 (%)															
		町内会・自治会などの地域自治活動	ふれあいいきいきサロン	子育ておしゃべりサロン	百歳体操	地域で開催される避難訓練	子ども会・PTA・学校協力活動	地域内のちょっとした支援（散歩の同行や庭の草むしりなど）	地域での見守り活動	女性団体活動	老人クラブ活動	子育てを支援するボランティア活動	高齢者や障がいのある方を支援するボランティア活動	福祉分野のボランティア・NPO活動	環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動	参加していない ↓ 問5-1へ進む	その他
【性別】																	
男	556	24.5	2.0	0.0	2.3	8.5	2.7	7.7	2.0	0.0	2.3	0.2	1.6	0.5	1.6	40.3	3.8
女	704	19.2	6.7	0.4	5.7	6.1	2.3	6.8	1.1	1.3	1.6	0.7	1.3	1.0	1.7	41.8	2.4
【年代別】																	
10代	14	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	78.6	0.0
20代	51	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	88.2	3.9
30代	93	6.5	0.0	1.1	0.0	2.2	2.2	4.3	0.0	1.1	0.0	0.0	1.1	2.2	2.2	81.7	3.2
40代	127	18.1	0.8	0.0	1.6	1.6	7.1	2.4	0.0	0.0	0.0	0.8	1.6	0.0	2.4	72.4	1.6
50代	130	24.6	0.8	0.0	0.0	3.8	2.3	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.8	66.2	3.1
60代	189	38.6	3.2	0.5	1.6	12.7	4.2	9.5	3.7	1.1	0.5	2.1	2.6	2.1	3.2	49.7	4.2
70代	208	45.2	15.4	0.5	13.0	18.8	1.4	15.4	4.3	1.4	2.9	0.5	3.4	1.4	2.9	35.1	6.3
80代以上	127	33.1	15.0	0.0	17.3	13.4	2.4	18.1	2.4	2.4	13.4	0.0	1.6	0.0	0.8	34.6	4.7
【家族構成別】																	
単身	665	25.1	5.6	0.2	5.7	9.0	2.1	8.9	1.8	1.1	2.6	0.8	2.1	1.4	2.7	59.8	3.6
夫婦のみ	115	46.1	7.0	0.9	3.5	13.9	2.6	14.8	3.5	0.9	0.9	0.9	1.7	0.9	0.9	39.1	5.2
3世代同居	42	50.0	19.0	2.4	11.9	11.9	16.7	11.9	4.8	0.0	9.5	0.0	2.4	0.0	0.0	35.7	4.8
夫婦と子どものみの世帯	21	38.1	4.8	0.0	0.0	14.3	14.3	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	52.4	0.0
その他	92	23.9	4.3	0.0	7.6	5.4	4.3	8.7	1.1	1.1	2.2	0.0	0.0	0.0	2.2	56.5	6.5

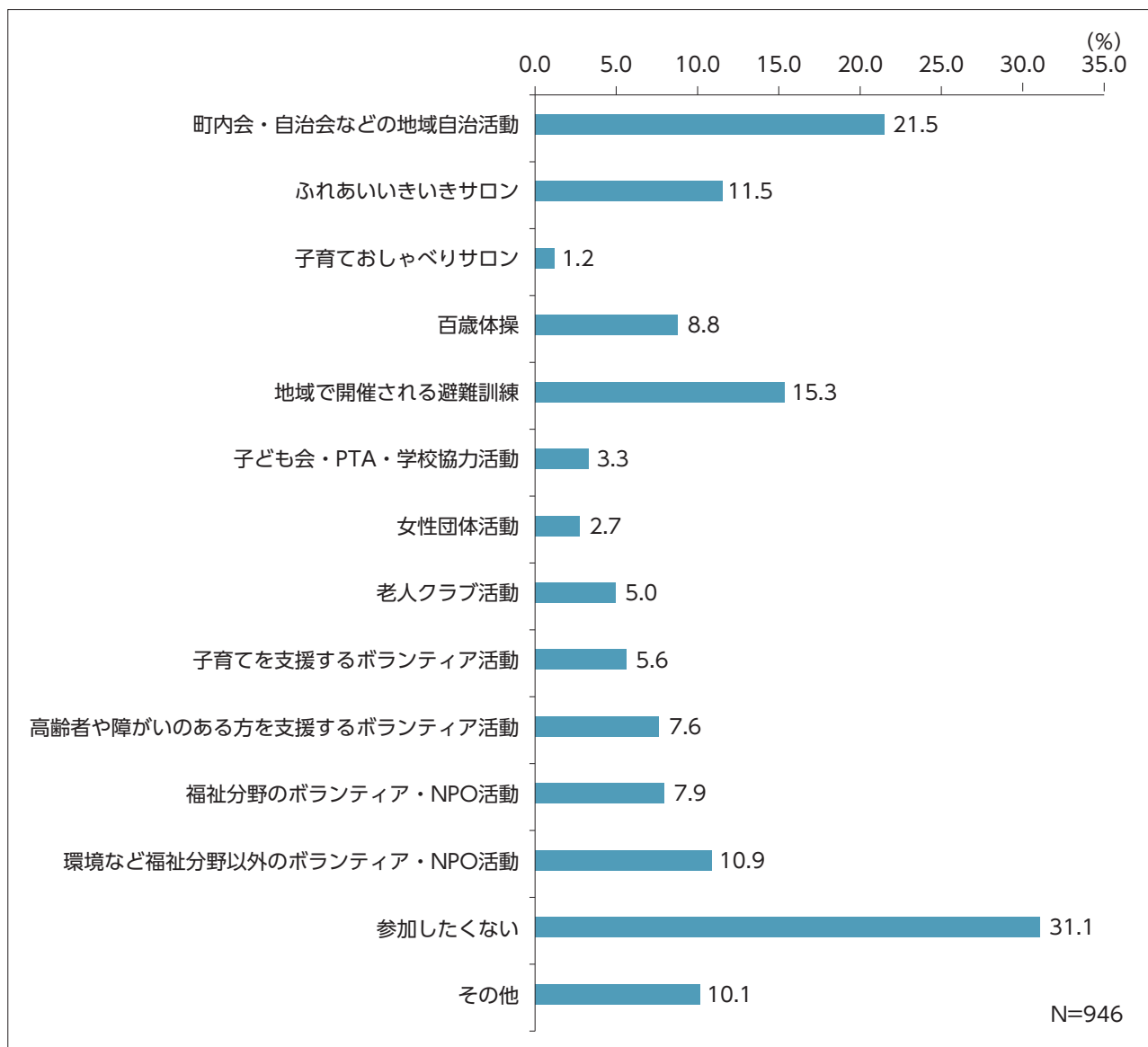
問5-1 「15. 参加していない」を選んだ方にお伺いします。参加していない理由は何ですか。【○は3つまで】



	回答者数	回答率 (%)											
		仕事や家事のため時間がとれない	高齢者等の介護のため時間がとれない	子育てのため時間がとれない	家族の支持・理解がない	自分の健康や体力に不安がある	興味もてる活動がない	どのような活動をしているのかわからない	人間関係がわずらわしい	一緒に参加する仲間がない	きっかけがない	とくに理由はない	その他
【性別】													
男	440	16.4	0.2	0.0	0.0	5.9	5.7	13.4	9.5	9.1	16.8	13.9	9.1
女	590	21.7	1.9	0.2	0.2	8.5	4.1	15.1	7.1	6.3	15.8	11.5	7.8
【年代別】													
10代	11	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	27.3	0.0	9.1	45.5	27.3	36.4
20代	45	46.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.9	40.0	11.1	17.8	44.4	15.6	13.3
30代	76	63.2	1.3	1.3	0.0	1.3	13.2	52.6	13.2	21.1	38.2	15.8	7.9
40代	92	41.3	0.0	0.0	0.0	5.4	10.9	25.0	15.2	14.1	38.0	21.7	16.3
50代	86	47.7	3.5	0.0	1.2	10.5	2.3	27.9	18.6	12.8	34.9	16.3	14.0
60代	94	31.9	5.3	0.0	0.0	17.0	9.6	22.3	22.3	16.0	24.5	27.7	16.0
70代	73	17.8	1.4	0.0	0.0	35.6	11.0	23.3	19.2	11.0	28.8	38.4	20.5
80代以上	44	15.9	4.5	0.0	0.0	45.5	11.4	9.1	9.1	11.4	13.6	43.2	36.4
【家族構成別】													
単身	398	39.7	1.8	0.0	0.3	14.1	9.3	31.4	15.8	16.6	34.7	25.9	16.1
夫婦のみ	45	33.3	2.2	0.0	0.0	15.6	8.9	24.4	24.4	15.6	31.1	13.3	24.4
3世代同居	15	33.3	6.7	0.0	0.0	33.3	13.3	20.0	0.0	6.7	20.0	26.7	20.0
夫婦と子どもみの世帯	11	36.4	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1	18.2	9.1	18.2	18.2	27.3	27.3
その他	52	34.6	5.8	0.0	0.0	17.3	9.6	17.3	17.3	1.9	23.1	26.9	15.4

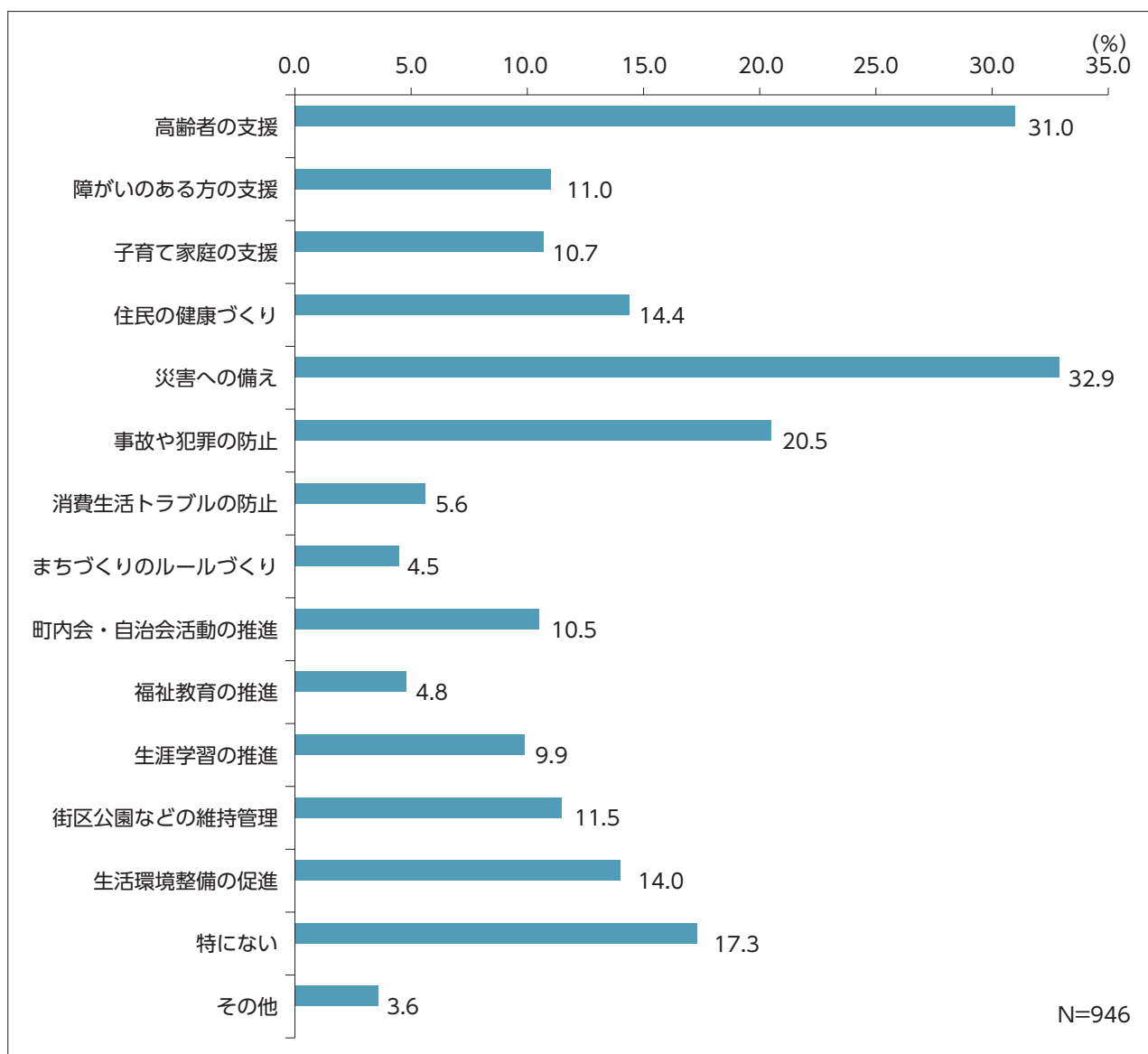
問6 今後、どのような地域活動に参加したいですか。【○は3つまで】

※ 4つ以上ある方は、特に積極的に参加したいと考えているものを3つ選んでください。



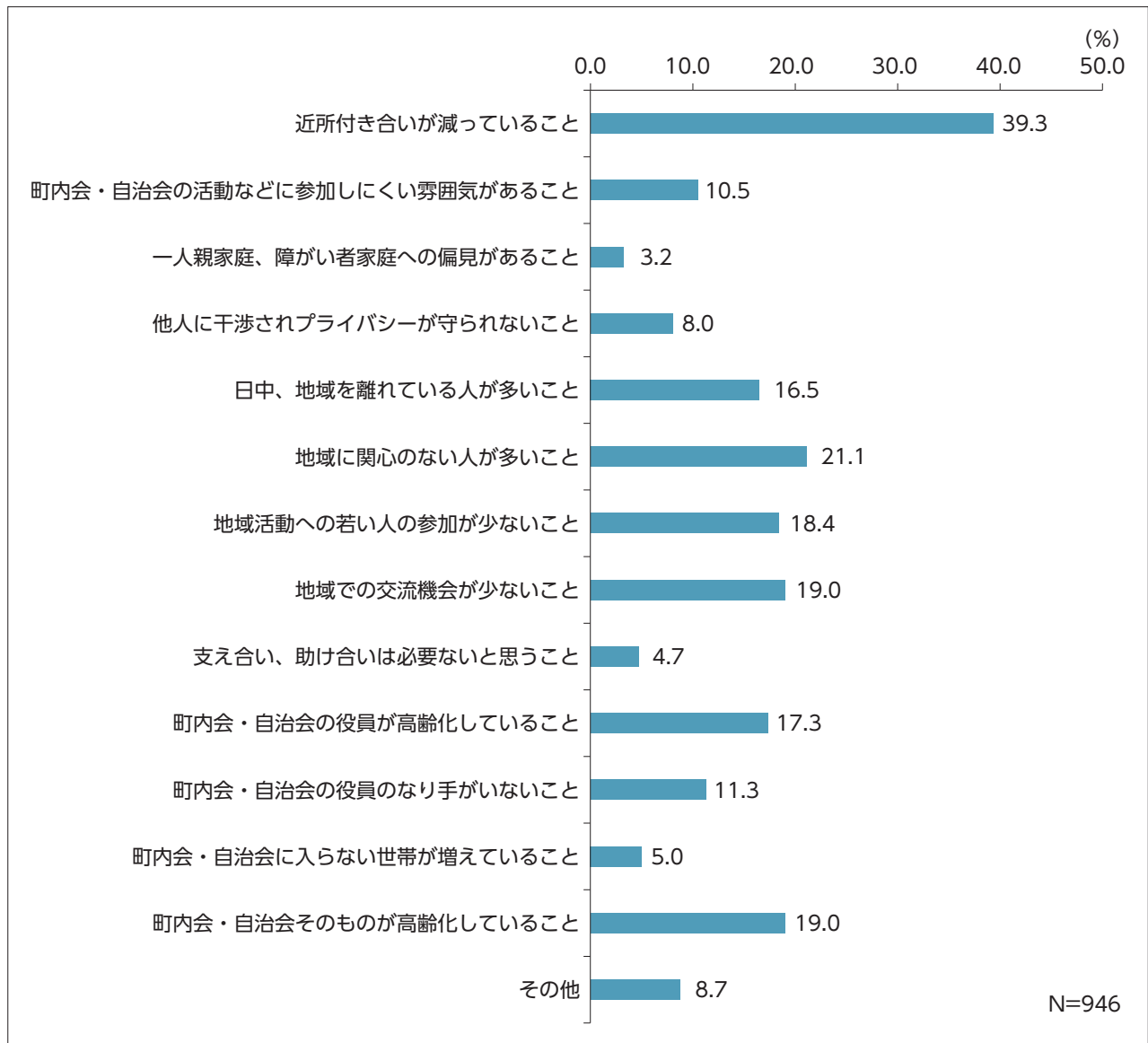
	回答者数	回答率 (%)														
		町内会・自治会などの地域自治活動	ふれあいいきいきサロン	子育ておしゃべりサロン	百歳体操	地域で開催される避難訓練	子ども会・PTA・学校協力活動	女性団体活動	老人クラブ活動	子育てを支援するボランティア活動	高齢者や障がいのある方を支援するボランティア活動	福祉分野のボランティア・NPO活動	環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動	参加したくない	その他	
【性別】																
男	581	18.8	5.3	0.7	4.0	12.9	2.9	0.2	4.1	2.6	4.3	5.3	8.8	23.4	6.7	
女	752	12.1	10.0	0.8	7.8	9.2	1.9	3.3	2.9	5.1	6.0	5.9	6.8	20.9	7.4	
【年代別】																
10代	14	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	21.4	21.4	35.7	50.0	0.0	
20代	51	3.9	0.0	2.0	0.0	17.6	0.0	0.0	0.0	9.8	3.9	13.7	19.6	41.2	7.8	
30代	93	8.6	2.2	5.4	1.1	11.8	8.6	2.2	0.0	7.5	5.4	8.6	10.8	49.5	8.6	
40代	127	16.5	1.6	0.8	2.4	11.0	3.9	1.6	0.0	3.1	11.0	12.6	17.3	44.1	7.1	
50代	130	19.2	6.2	0.0	5.4	12.3	0.8	2.3	1.5	6.2	13.1	10.0	11.5	36.9	10.0	
60代	189	29.1	9.5	1.1	5.3	14.3	5.8	5.3	1.1	10.1	6.9	9.0	12.7	26.5	11.1	
70代	208	31.7	22.6	0.5	17.8	22.6	2.4	2.4	10.1	4.3	5.3	3.8	7.7	20.2	9.1	
80代以上	127	18.9	25.2	0.8	19.7	15.0	0.8	3.1	17.3	0.0	4.7	2.4	0.8	18.1	17.3	
【家族構成別】																
単身	665	18.9	10.5	0.9	8.1	14.3	2.6	2.9	4.4	6.5	7.5	9.0	11.3	32.2	11.1	
夫婦のみ	115	32.2	15.7	1.7	9.6	22.6	2.6	1.7	7.8	5.2	6.1	2.6	10.4	27.8	7.0	
3世代同居	42	38.1	14.3	2.4	14.3	14.3	11.9	4.8	7.1	4.8	9.5	4.8	11.9	31.0	7.1	
夫婦と子どもだけの世帯	21	19.0	9.5	4.8	4.8	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	19.0	14.3	23.8	9.5	
その他	92	19.6	10.9	1.1	10.9	14.1	3.3	3.3	5.4	2.2	7.6	6.5	7.6	31.5	9.8	

問7 あなたがお住まいの地域では、地域ぐるみでどのような取り組みを進めていけばよいと思いますか。【○は3つまで】



	回答者数	回答率 (%)														
		高齢者の支援	障がいのある方の支援	子育て家庭の支援	住民の健康づくり	災害への備え	事故や犯罪の防止	消費生活トラブルの防止	まちづくりのルールづくり	町内会・自治会活動の推進	福祉教育の推進	生涯学習の推進	街区公園などの維持管理	生活環境整備の促進	特にない	その他
【性別】																
男	861	14.2	5.6	5.0	6.2	14.6	11.0	3.6	2.6	7.0	2.0	4.2	5.8	7.8	8.8	1.7
女	1035	16.3	5.2	5.5	7.7	17.8	9.5	2.1	2.0	3.8	2.6	5.4	5.5	6.3	8.4	1.8
【年代別】																
10代	14	14.3	7.1	21.4	14.3	42.9	14.3	14.3	0.0	0.0	7.1	7.1	14.3	21.4	28.6	0.0
20代	51	13.7	3.9	31.4	5.9	39.2	37.3	2.0	0.0	5.9	7.8	13.7	17.6	11.8	17.6	2.0
30代	93	21.5	11.8	22.6	6.5	48.4	24.7	3.2	4.3	3.2	8.6	8.6	14.0	20.4	18.3	2.2
40代	127	26.0	15.7	11.0	9.4	40.2	23.6	5.5	7.1	9.4	5.5	11.0	11.0	11.0	11.8	6.3
50代	130	34.6	8.5	9.2	11.5	31.5	17.7	3.1	4.6	6.9	2.3	10.8	14.6	19.2	17.7	4.6
60代	189	34.4	9.0	8.5	12.7	30.2	16.9	4.8	3.2	15.3	3.2	12.2	12.2	19.0	19.6	4.2
70代	208	32.7	11.5	6.7	19.7	28.8	17.3	6.7	5.8	15.9	4.3	9.1	10.6	10.6	19.7	2.9
80代以上	127	40.9	13.4	3.9	26.0	23.6	22.8	10.2	4.7	7.9	5.5	6.3	5.5	5.5	13.4	2.4
【家族構成別】																
単身	665	30.1	10.5	11.1	14.0	32.3	19.2	6.2	3.6	8.7	4.5	10.8	10.8	14.1	19.4	3.8
夫婦のみ	115	33.9	7.8	9.6	19.1	34.8	20.9	5.2	8.7	19.1	5.2	6.1	16.5	13.0	7.8	1.7
3世代同居	42	31.0	16.7	14.3	9.5	33.3	21.4	7.1	14.3	16.7	7.1	11.9	11.9	14.3	11.9	7.1
夫婦と子どもだけの世帯	21	23.8	14.3	14.3	4.8	33.3	28.6	0.0	0.0	19.0	4.8	9.5	28.6	28.6	14.3	4.8
その他	92	34.8	14.1	6.5	16.3	35.9	28.3	3.3	2.2	6.5	5.4	8.7	7.6	12.0	19.6	3.3

問8 地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となっていることは何ですか。【○は3つまで】

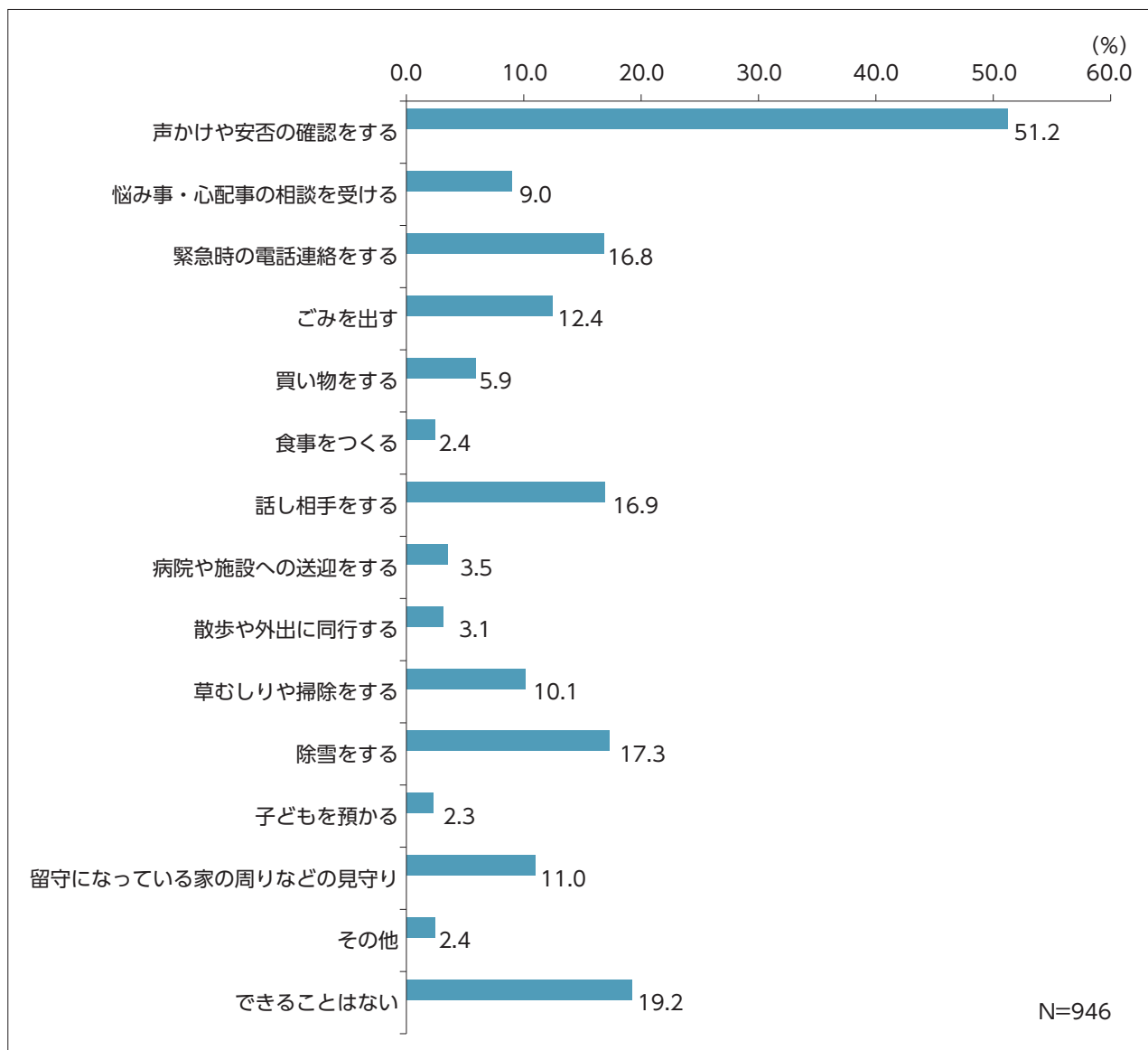


	回答者数	回答率 (%)													
		近所付き合いが減っていること	町内会・自治会の活動などに参加しにくい雰囲気があること	一人親家庭、障がい者家庭への偏見があること	他人に干渉されプライバシーが守られないこと	日中、地域を離れている人が多いこと	地域に関心のない人が多いこと	地域活動への若い人の参加が少ないこと	地域での交流機会が少ないこと	支え合い、助け合いは必要ないと思うこと	町内会・自治会の役員が高齢化していること	町内会・自治会の役員のなり手がいないこと	町内会・自治会に入らない世帯が増えていること	町内会・自治会そのものが高齢化していること	その他
【性別】															
男	856	20.8	4.9	1.8	2.7	6.7	12.1	9.9	9.1	3.4	7.6	4.4	2.7	9.5	4.4
女	1039	18.5	5.2	1.4	5.0	9.4	9.1	8.2	9.6	1.4	9.5	6.6	2.3	9.4	4.1
【年代別】															
10代	14	57.1	7.1	0.0	7.1	7.1	35.7	14.3	14.3	7.1	21.4	7.1	0.0	21.4	7.1
20代	51	39.2	21.6	3.9	13.7	13.7	19.6	33.3	19.6	7.8	3.9	3.9	5.9	7.8	13.7
30代	93	41.9	16.1	3.2	11.8	28.0	25.8	24.7	24.7	4.3	7.5	6.5	6.5	8.6	5.4
40代	127	30.7	13.4	6.3	11.8	26.0	24.4	17.3	17.3	8.7	15.0	9.4	3.9	11.0	10.2
50代	130	40.0	10.8	3.1	10.0	14.6	23.1	12.3	17.7	4.6	18.5	9.2	4.6	23.8	10.0
60代	189	37.0	7.4	2.6	7.4	20.1	21.2	16.4	22.2	4.8	16.4	18.5	6.9	19.0	9.0
70代	208	42.3	8.7	2.4	4.8	8.7	16.8	21.2	17.3	2.9	25.5	9.6	2.4	23.1	7.2
80代以上	127	42.5	7.1	2.4	3.9	11.0	18.9	14.2	16.5	2.4	19.7	15.0	7.1	28.3	8.7
【家族構成別】															
単身	665	40.2	11.7	3.3	7.8	16.5	21.5	17.9	20.5	4.7	15.9	10.2	3.9	18.3	9.8
夫婦のみ	115	39.1	7.8	1.7	7.8	18.3	19.1	17.4	20.9	3.5	19.1	13.9	5.2	27.8	5.2
3世代同居	42	42.9	9.5	4.8	9.5	14.3	11.9	33.3	11.9	0.0	28.6	21.4	14.3	14.3	7.1
夫婦と子どもみの世帯	21	28.6	9.5	4.8	14.3	19.0	42.9	19.0	4.8	4.8	9.5	14.3	9.5	9.5	9.5
その他	92	35.9	6.5	2.2	8.7	16.3	20.7	16.3	14.1	8.7	21.7	8.7	7.6	18.5	6.5

3 地域福祉について

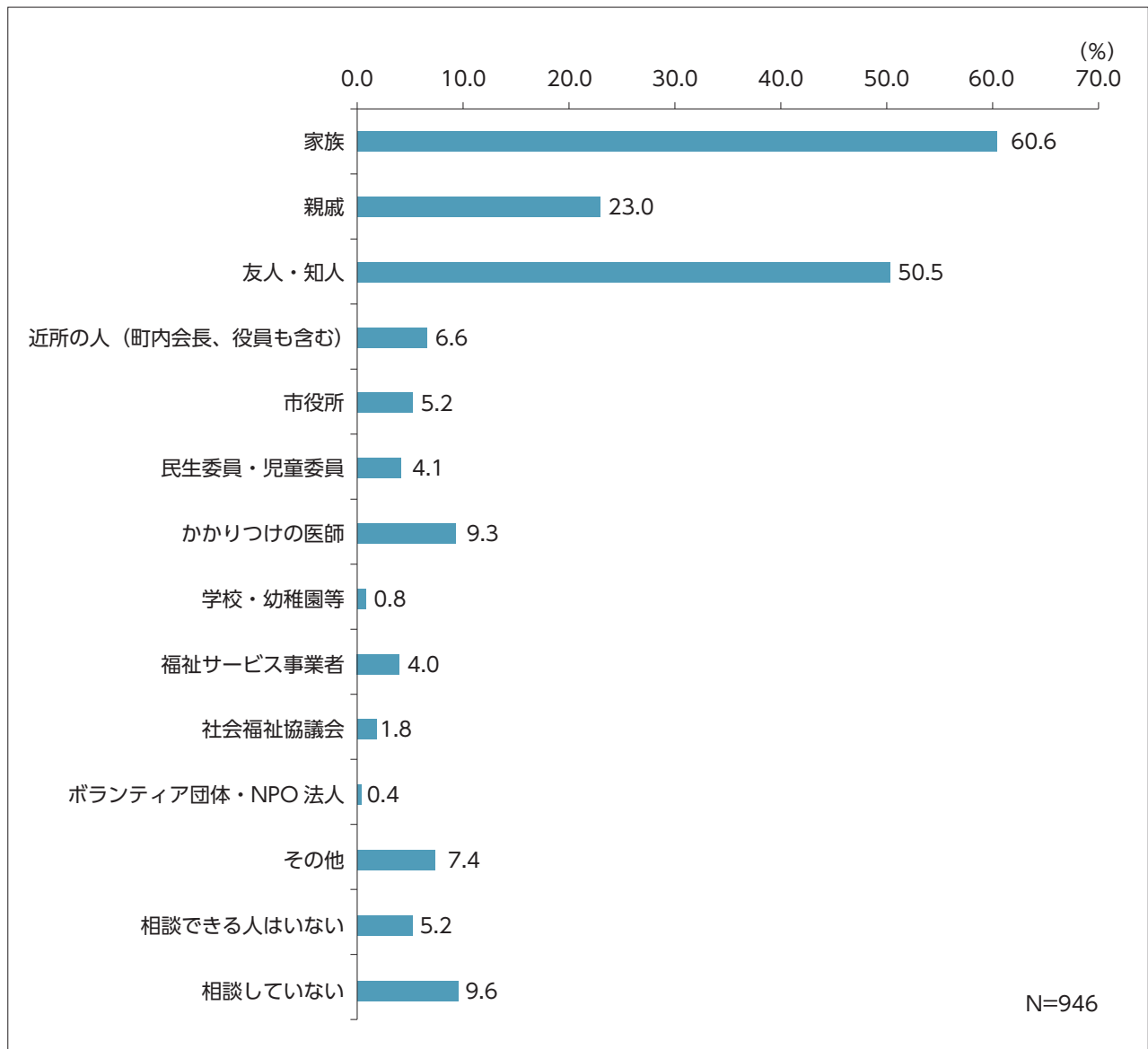
問9 隣近所で困っている世帯があった場合、あなたができることは何ですか。

【〇は3つまで】



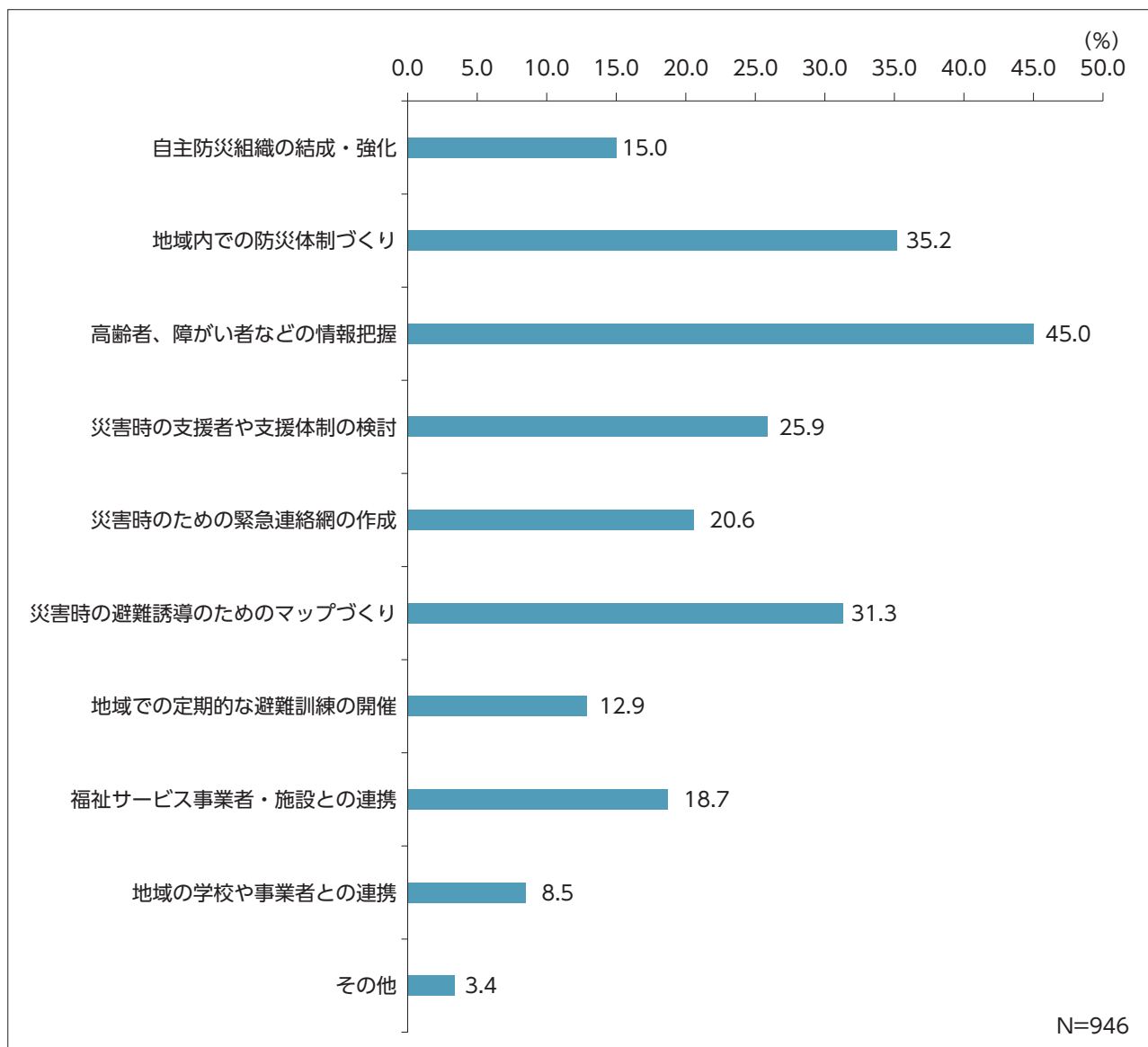
	回答者数	回答率 (%)														
		声かけや安否の確認をする	悩み事・心配事の相談を受ける	緊急時の電話連絡をする	ごみを出す	買い物をする	食事をつくる	話し相手をする	病院や施設への送迎をする	散歩や外出に同行する	草むしりや掃除をする	除雪をする	子どもを預かる	留守になっている家の周りなどの見守り	その他	できることはない
【性別】																
男	760	25.3	5.4	8.4	6.2	2.5	0.9	7.8	2.5	1.2	6.8	12.4	1.2	6.4	1.2	11.8
女	960	29.9	4.5	9.9	7.2	3.9	1.6	10.2	1.5	2.0	4.4	7.2	1.4	5.6	1.5	9.5
【年代別】																
10代	14	28.6	35.7	0.0	14.3	7.1	7.1	35.7	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3
20代	51	52.9	9.8	15.7	9.8	7.8	0.0	23.5	3.9	2.0	13.7	19.6	7.8	3.9	0.0	19.6
30代	93	38.7	6.5	11.8	6.5	6.5	1.1	8.6	3.2	4.3	14.0	26.9	8.6	6.5	5.4	22.6
40代	127	54.3	7.1	15.0	15.7	8.7	0.0	13.4	3.1	3.1	11.0	32.3	0.8	10.2	1.6	18.9
50代	130	54.6	5.4	12.3	10.8	3.1	1.5	13.1	1.5	3.1	9.2	15.4	1.5	10.8	0.8	23.1
60代	189	54.0	7.4	17.5	17.5	10.6	5.3	14.3	6.9	2.1	10.1	18.0	2.6	13.2	2.1	15.9
70代	208	52.9	11.5	25.0	12.0	2.4	4.3	21.6	3.4	4.8	10.1	13.5	1.0	12.5	1.9	16.3
80代以上	127	50.4	11.0	15.7	9.4	3.9	0.0	22.0	1.6	0.8	7.9	4.7	0.0	12.6	5.5	23.6
【家族構成別】																
単身	665	49.2	9.0	16.2	13.5	6.5	2.3	16.5	4.2	3.3	9.8	16.8	2.4	9.0	2.1	20.3
夫婦のみ	115	60.0	7.8	24.3	7.8	3.5	1.7	13.9	0.9	3.5	14.8	25.2	1.7	15.7	3.5	13.0
3世代同居	42	61.9	11.9	7.1	2.4	0.0	4.8	28.6	2.4	4.8	11.9	14.3	4.8	11.9	0.0	26.2
夫婦と子どもみの世帯	21	52.4	4.8	14.3	19.0	14.3	0.0	14.3	4.8	4.8	0.0	19.0	4.8	28.6	4.8	9.5
その他	92	51.1	7.6	17.4	13.0	4.3	4.3	17.4	1.1	0.0	9.8	14.1	1.1	16.3	4.3	20.7

問10 あなたは日常生活で困っていることは誰に相談していますか。【○は3つまで】



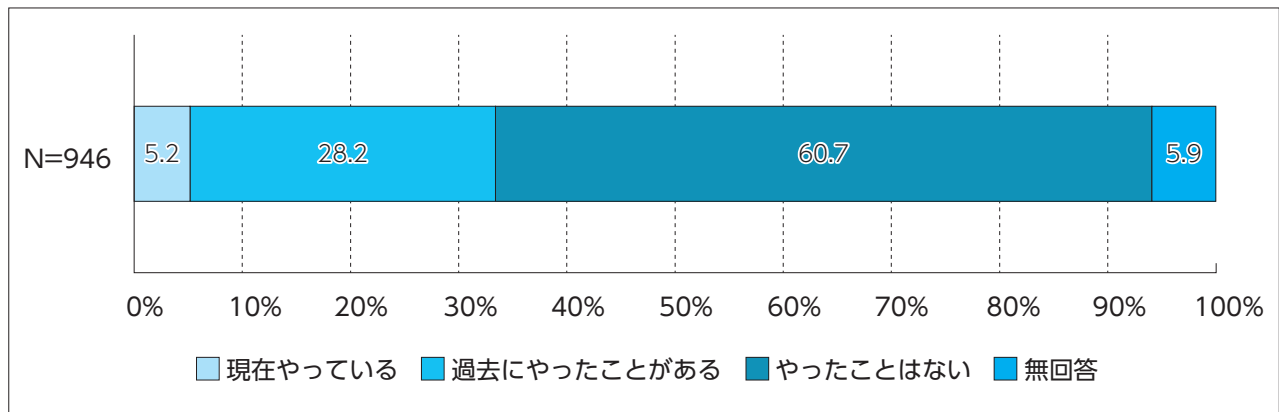
	回答者数	回答率 (%)														
		家族	親戚	友人・知人	近所の人 (町内会長、役員も含む)	市役所	民生委員・児童委員	かかりつけの医師	学校・幼稚園等	福祉サービス事業者	社会福祉協議会	ボランティア団体・NPO法人	その他	相談できる人はいない	相談していない	
【性別】																
男	755	27.2	13.8	22.0	4.4	3.8	3.0	5.3	0.5	2.4	0.8	0.4	4.8	3.8	7.8	
女	1012	35.9	11.3	30.4	2.7	2.0	1.6	4.5	0.4	1.8	1.0	0.1	3.2	2.1	3.2	
【年代別】																
10代	14	71.4	14.3	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	
20代	51	88.2	7.8	78.4	0.0	0.0	0.0	0.0	9.8	0.0	0.0	0.0	3.9	2.0	2.0	
30代	93	78.5	9.7	66.7	0.0	3.2	0.0	3.2	2.2	1.1	0.0	0.0	10.8	6.5	4.3	
40代	127	64.6	11.8	63.0	0.8	6.3	0.0	6.3	0.0	3.9	3.1	0.8	7.1	7.1	12.6	
50代	130	58.5	20.8	53.1	2.3	7.7	1.5	4.6	0.0	3.1	3.8	0.8	8.5	7.7	8.5	
60代	189	47.6	28.0	43.4	7.4	5.8	0.5	10.1	0.5	3.2	0.5	0.5	9.0	6.3	16.4	
70代	208	56.7	31.7	46.2	11.5	7.7	10.1	12.0	0.0	4.3	1.9	0.0	6.3	2.4	9.1	
80代以上	127	61.4	33.1	32.3	15.7	0.8	11.8	20.5	0.0	10.2	2.4	0.8	6.3	4.7	5.5	
【家族構成別】																
単身	665	54.4	22.6	52.5	6.3	5.7	4.8	8.6	0.9	3.9	1.5	0.6	8.6	6.0	11.1	
夫婦のみ	115	88.7	27.8	35.7	9.6	3.5	3.5	10.4	0.0	3.5	0.9	0.0	2.6	3.5	5.2	
3世代同居	42	78.6	16.7	52.4	9.5	4.8	2.4	11.9	0.0	4.8	7.1	0.0	2.4	2.4	11.9	
夫婦と子どもみの世帯	21	81.0	19.0	66.7	0.0	4.8	0.0	4.8	9.5	4.8	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	
その他	92	59.8	23.9	52.2	5.4	4.3	2.2	10.9	0.0	5.4	3.3	0.0	8.7	4.3	6.5	

問11 山形市では、高齢者や障がい者などで災害時に支援が必要な方の情報を地域に提供することを進めています。これは災害に備えて地域で避難支援の声かけを行う体制づくりのためのものです。災害に備え、どんな取り組みが効果が大きいと思いますか。【○は3つまで】



	回答者数	回答率 (%)									
		自主防災組織の結成・強化	地域内での防災体制づくり	高齢者、障がい者などの情報把握	災害時の支援者や支援体制の検討	災害時のための緊急連絡網の作成	災害時の避難誘導のためのマップづくり	地域での定期的な避難訓練の開催	福祉サービス事業者・施設との連携	地域の学校や事業者との連携	その他
【性別】											
男	899	7.0	16.8	19.8	12.6	9.8	13.2	6.6	7.6	4.7	2.0
女	1134	6.9	16.0	21.6	11.5	9.3	15.4	5.4	9.6	3.1	1.2
【年代別】											
10代	14	14.3	21.4	50.0	21.4	7.1	42.9	7.1	0.0	28.6	7.1
20代	51	25.5	35.3	43.1	35.3	3.9	33.3	17.6	17.6	19.6	0.0
30代	93	16.1	36.6	44.1	31.2	9.7	48.4	11.8	20.4	16.1	4.3
40代	127	17.3	44.1	42.5	31.5	10.2	41.7	11.0	17.3	14.2	3.1
50代	130	11.5	36.9	47.7	29.2	12.3	33.1	9.2	25.4	7.7	3.8
60代	189	12.7	32.8	46.0	23.8	28.0	30.2	17.5	19.0	5.3	4.8
70代	208	18.3	33.7	44.7	25.0	33.7	26.4	10.6	14.9	4.3	2.9
80代以上	127	17.3	32.3	47.2	15.0	24.4	15.7	15.0	21.3	3.1	2.4
【家族構成別】											
単身	665	17.3	33.5	44.4	26.8	19.4	32.5	12.6	18.0	7.7	3.5
夫婦のみ	115	11.3	43.5	49.6	21.7	27.8	29.6	16.5	18.3	6.1	0.9
3世代同居	42	19.0	33.3	64.3	28.6	28.6	33.3	14.3	14.3	9.5	7.1
夫婦と子どもみの世帯	21	0.0	28.6	47.6	42.9	9.5	19.0	19.0	28.6	28.6	19.0
その他	92	17.4	42.4	37.0	21.7	20.7	27.2	7.6	25.0	12.0	1.1

問13 あなたは、町内会をはじめとする地域の団体の役職員をやったことがありますか。【○は1つだけ】



	回答者数	回答率 (%)		
		現在やっている	過去にやったことがある	やったことはない
【性別】				
男	389	5.7	29.8	64.5
女	499	5.4	30.1	64.5
【年代別】				
10代	14	0.0	0.0	100.0
20代	51	0.0	0.0	100.0
30代	93	4.3	3.2	92.5
40代	127	2.4	18.9	77.2
50代	130	6.2	20.8	69.2
60代	189	6.9	41.3	49.7
70代	208	8.7	38.5	43.8
80代以上	127	2.4	43.3	40.9
【家族構成別】				
単身	665	4.7	25.4	65.4
夫婦のみ	115	8.7	38.3	47.0
3世代同居	42	4.8	42.9	47.6
夫婦と子どもだけの世帯	21	4.8	28.6	66.7
その他	92	4.3	31.5	56.5

2 地域福祉に関する事業所アンケート調査結果

福祉人材の確保・人材育成について

問1 事業所内の人材の確保について取り組んでいますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	27	1	28
		種別の%	96.4%	3.6%	100.0%
	障がい者福祉	度数	5	1	6
		種別の%	83.3%	16.7%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	3	0	3
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	37	2	39
		種別の%	94.9%	5.1%	100.0%

取組の内容 求人募集・サイト活用：25事業所
 就職フェア・見学会、説明会：6事業所
 実習生受け入れ・採用：6事業所 学校訪問：4事業所
 人材派遣・紹介会社：4事業所 職員・知人紹介：3事業所

問3 人材育成のため、事業所として取り組んでいますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	23	3	26
		種別の%	88.5%	11.5%	100.0%
	障がい者福祉	度数	6	0	6
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	3	0	3
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	34	3	37
		種別の%	91.9%	8.1%	100.0%

災害時等の対応について

問5 事業所内で災害時等の危機管理の担当者を決めていますか。

			決めている	決めていない	合 計
種 別	高齢者福祉	度 数	28	1	29
		種別の%	96.6%	3.4%	100.0%
	障がい者福祉	度 数	4	2	6
		種別の%	66.7%	33.3%	100.0%
	児 童 福 祉	度 数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複 合	度 数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種 別 不 明	度 数	3	0	3
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
合 計		度 数	37	3	40
		種別の%	92.5%	7.5%	100.0%

問6 事業所内で定期的に避難訓練等を実施していますか。

			実施している	合 計
種 別	高齢者福祉	度 数	29	29
		種別の%	100.0%	100.0%
	障がい者福祉	度 数	6	6
		種別の%	100.0%	100.0%
	児 童 福 祉	度 数	1	1
		種別の%	100.0%	100.0%
	複 合	度 数	1	1
		種別の%	100.0%	100.0%
	種 別 不 明	度 数	3	3
		種別の%	100.0%	100.0%
合 計		度 数	40	40
		種別の%	100.0%	100.0%

問6-1 定期的に避難訓練を実施している事業所にお聞きします。

どのくらいの頻度で行っていますか。

			年1回	年4回	月1回	その他	合計
種別	高齢者福祉	度数	1	1	1	26	29
		種別の%	3.4%	3.4%	3.4%	89.7%	100.0%
	障がい者福祉	度数	0	0	1	5	6
		種別の%	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	100.0%
	児童福祉	度数	0	0	1	0	1
		種別の%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	0	0	0	1	1
		種別の%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
	種別不明	度数	0	0	0	3	3
		種別の%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
合計		度数	1	1	3	35	40
		種別の%	2.5%	2.5%	7.5%	87.5%	100.0%

（その他の内訳 年2回：23事業所 年3回：8事業所 年4回：1事業所
年5回：1事業所 年6回：1事業所 年7回：1事業所）

問6-2 事業所で実施する避難訓練に、地域の住民も参加していますか。

			参加している	参加していない	合計
種別	高齢者福祉	度数	12	17	29
		種別の%	41.4%	58.6%	100.0%
	障がい者福祉	度数	3	3	6
		種別の%	50.0%	50.0%	100.0%
	児童福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	0	3	3
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
合計		度数	16	24	40
		種別の%	40.0%	60.0%	100.0%

問7 地区内で実施している避難訓練等に参加していますか。

			参加している	参加していない	事業所のある地区では実施していない	合計
種別	高齢者福祉	度数	11	14	4	29
		種別の%	37.9%	48.3%	13.8%	100.0%
	障がい者福祉	度数	2	2	2	6
		種別の%	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	0	1	0	1
		種別の%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
種別不明	度数	1	1	1	3	
	種別の%	33.3%	33.3%	33.3%	100.0%	
合計		度数	15	18	7	40
		種別の%	37.5%	45.0%	17.5%	100.0%

問8 災害時、地域の住民が避難する場所として、貴施設の提供等を検討していますか。

			検討している	検討していない	合計
種別	高齢者福祉	度数	26	3	29
		種別の%	89.7%	10.3%	100.0%
	障がい者福祉	度数	4	2	6
		種別の%	66.7%	33.3%	100.0%
	児童福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
種別不明	度数	3	0	3	
	種別の%	100.0%	0.0%	100.0%	
合計		度数	34	6	40
		種別の%	85.0%	15.0%	100.0%

福祉避難所について

問9 あなたの事業所は、災害時における福祉避難所になっていますか。

			なっている	なっていない	合計
種別	高齢者福祉	度数	23	6	29
		種別の%	79.3%	20.7%	100.0%
	障がい者福祉	度数	1	5	6
		種別の%	16.7%	83.3%	100.0%
	児童福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	3	0	3
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
合計	度数		28	12	40
	種別の%		70.0%	30.0%	100.0%

問9-1 山形市から福祉避難所の開設要請があった場合、直ちに避難者を受け入れることができますか。

			できる	できない	合計
種別	高齢者福祉	度数	23	1	24
		種別の%	95.8%	4.2%	100.0%
	障がい者福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	2	0	2
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
合計	度数		26	2	28
	種別の%		92.9%	7.1%	100.0%

問9-2 山形市から福祉避難所の開設要請があった場合、何人の避難者を受け入れることができますか。

22事業所より回答 100人：1事業所 10人：5事業所 8人：1事業所
 5人：7事業所 4人：1事業所 3人：3事業所
 2人：3事業所 1人：1事業所

問9-3 福祉避難所の担当者は決まっていますか。

			決まっている	決まっていない	合計
種別	高齢者福祉	度数	19	4	23
		種別の%	82.6%	17.4%	100.0%
	障がい者福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
種別不明	度数	2	1	3	
	種別の%	66.7%	33.3%	100.0%	
合計		度数	22	6	28
		種別の%	78.6%	21.4%	100.0%

問9-4 福祉避難所に避難してきた要援護者以外の住民を一般避難所（市避難所又は地区避難所）へ移動するための手立てを考えていますか。

			考えている	考えていない	合計
種別	高齢者福祉	度数	11	12	23
		種別の%	47.8%	52.2%	100.0%
	障がい者福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
種別不明	度数	0	3	3	
	種別の%	0.0%	100.0%	100.0%	
合計		度数	11	17	28
		種別の%	39.3%	60.7%	100.0%

権利擁護の取組について

問10 事業所として、利用者の権利擁護に向けた取組を行っていますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	23	5	28
		種別の%	82.1%	17.9%	100.0%
	障がい者福祉	度数	6	0	6
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	2	1	3
		種別の%	66.7%	33.3%	100.0%
合計		度数	33	6	39
		種別の%	84.6%	15.4%	100.0%

〔 導入制度 福祉オンブズマン、苦情受付処理体制、法人擁護委員会
福祉サービス利用援助運営委員会 〕

問11 利用者の権利擁護に向けた研修等を実施していますか。

			内部研修の 実施している	内部研修 していない	合計
種別	高齢者福祉	度数	22	7	29
		種別の%	75.9%	24.1%	100.0%
	障がい者福祉	度数	6	0	6
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	2	0	2
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	32	7	39
		種別の%	82.1%	17.9%	100.0%

問12 利用者の権利擁護に向けた外部研修等に参加していますか。

			参加した	参加していない	合計
種別	高齢者福祉	度数	21	8	29
		種別の%	72.4%	27.6%	100.0%
	障がい者福祉	度数	6	0	6
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	1	1	2
		種別の%	50.0%	50.0%	100.0%
合計		度数	30	9	39
		種別の%	76.9%	23.1%	100.0%

問13 利用者の権利擁護のための制度を導入していますか。

			導入している	導入していない	合計
種別	高齢者福祉	度数	11	13	24
		種別の%	45.8%	54.2%	100.0%
	障がい者福祉	度数	4	2	6
		種別の%	66.7%	33.3%	100.0%
	児童福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	1	2	3
		種別の%	33.3%	66.7%	100.0%
合計		度数	17	18	35
		種別の%	48.6%	51.4%	100.0%

問14 職員の悩みやストレス等の軽減・解消を図るための取組をしていますか。

			取り組んでおり十分機能している	取り組んでいるが十分には機能していない	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	17	10	1	28
		種別の%	60.7%	35.7%	3.6%	100.0%
	障がい者福祉	度数	3	2	1	6
		種別の%	50.0%	33.3%	16.7%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	種別不明	度数	2	1	0	3
		種別の%	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%
合計		度数	24	13	2	39
		種別の%	61.5%	33.3%	5.1%	100.0%

問15 施設等の退所児・者に対して（事業所として）、継続的な支援に取り組んでいますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	12	16	28
		種別の%	42.9%	57.1%	100.0%
	障がい者福祉	度数	4	2	6
		種別の%	66.7%	33.3%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
種別不明	度数	0	2	2	
	種別の%	0.0%	100.0%	100.0%	
合計	度数	18	20	38	
	種別の%	47.4%	52.6%	100.0%	

問16 事業所の利用者本人の意思決定支援に取り組んでいますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	21	7	28
		種別の%	75.0%	25.0%	100.0%
	障がい者福祉	度数	6	0	6
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	児童福祉	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
種別不明	度数	3	0	3	
	種別の%	100.0%	0.0%	100.0%	
合計	度数	32	7	39	
	種別の%	82.1%	17.9%	100.0%	

問17 事業所が運営する施設利用者で令和元年6月1日から令和2年5月末日までの1年間で日常生活自立支援事業の利用者数をお書きください。

8事業所より回答 1人：2事業所 3人：2事業所 5人：1事業所
20人：1事業所 176人：1事業所 340人：1事業所

問18 事業所として、権利擁護を推進するため、法人後見に取り組んでいますか。

			取り組んでいる	取り組んでいない	合計
種別	高齢者福祉	度数	8	18	26
		種別の%	30.8%	69.2%	100.0%
	障がい者福祉	度数	1	5	6
		種別の%	16.7%	83.3%	100.0%
	児童福祉	度数	0	1	1
		種別の%	0.0%	100.0%	100.0%
	複合	度数	1	0	1
		種別の%	100.0%	0.0%	100.0%
種別不明	度数	1	2	3	
	種別の%	33.3%	66.7%	100.0%	
合計	度数	11	26	37	
	種別の%	29.7%	70.3%	100.0%	

問18-1 事業所において、成年後見制度の利用者数をお書きください。

11事業所より回答 1人：2事業所 2人：4事業所 4人：2事業所
7人：1事業所 12人：1事業所 16人：1事業所

3 策定経過

日 程	内 容
令和元年12月16日	山形市社会福祉協議会との合同事務局会議
令和2年5月	地域福祉に関する市民アンケート調査の実施
6月	地域福祉に関する事業所アンケート調査の実施
6月	地区ニーズ検討会の実施
6月3日	山形市社会福祉協議会との合同事務局会議
6月9日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (第2次山形市地域福祉計画最終評価の実施)
8月5日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (第2次山形市地域福祉計画最終評価の確定)
9月24日	第1回関係課担当者ワーキング（骨子案の検討）
9月29日	第2回関係課担当者ワーキング（骨子案の検討）
10月9日	第1回関係課長会議（骨子案の検討）
10月19日	第1回関係部長会議（骨子案の検討）
12月7日	12月議会（骨子案の報告）
12月14日	第3回関係課担当者ワーキング（計画案の検討）
12月21日	第2回関係課長会議（計画案の検討）
令和3年1月8日	第2回関係部長会議（計画案の検討）
1月18日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (市長より山形市社会福祉審議会へ計画（案）を諮問、調査審議)
2月19日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員による計画（案）の調査審議 及び答申案の決定)
2月22日	山形市社会福祉協議会との合同事務局会議
2月26日	山形市社会福祉審議会より市長へ計画（案）の答申
3月17日	3月議会（第3次山形市地域福祉計画の策定報告）

4 山形市社会福祉審議会委員名簿

【五十音順、敬称略】

氏 名	勤務先・所属団体
浅 野 孝	NPO法人山形県ひとり親家庭福祉会 相談役兼事業推進部長
安孫子 満 雄	山形市身体障害者福祉協会 会長
五十嵐 元 徳	認知症の人と家族の会 山形県支部 世話人代表
内 和 久 子	山形市手をつなぐ育成会 副会長
江 部 直 美	社会福祉法人山形市社会福祉協議会地域福祉課 課長
大 嶋 民 代	山形健康づくり運動普及推進協議会 副会長
大 竹 まり子	山形大学医学部看護学科地域看護学 准教授
大 桃 伸 一	東北文教大学人間科学部こども教育学科 教授
海 和 伸 吉	一般社団法人山形市民間立保育園・認定こども園協議会 会長
金 谷 透	一般社団法人山形市医師会 副会長
熊 坂 聡	宮城学院女子大学教育学部教育学科 教授
小 関 陽 一	一般社団法人山形市歯科医師会 副会長
佐 伯 和 毅	山形市薬剤師会 副会長
笹 原 勢一郎	山形市地区社会福祉協議会会長連絡協議会 会長
佐 田 静 枝	山形県精神保健福祉士協会 精神保健福祉士
佐 藤 幸 子	山形大学医学部看護学科臨床看護学 教授
柴 田 邦 昭	一般社団法人山形県社会福祉士会 業務執行理事
島 軒 隆	山形市小学校長会 滝山小学校 校長
鈴 木 晴 夫	山形市老人クラブ連合会 会長
鈴 木 郁 子	山形県看護協会 常任理事
高 野 則 夫	山形市民生委員児童委員連合会 会長
高 橋 真 琴	山形県特別支援学校長会 山形大学附属特別支援学校 校長
滝 口 明 子	富の中いきいき百歳体操 代表
太刀川 悦 子	NPO法人みらい子育てネット山形 理事長
田 中 智 子	山形市福祉団体連絡会
丹 野 克 子	一般社団法人山形県介護支援専門員協会 理事・山形地区支部長
都 築 光 一 (○)	東北福祉大学総合福祉部福祉行政学科 教授
富 樫 千恵子	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事
豊 島 孝 宏	一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会
中 井 伸 一	一般社団法人山形市医師会 理事

氏名	勤務先・所属団体
長瀬 武久	山形市民生委員児童委員連合会 副会長
仲野 邦明	山形市自治推進委員長連絡協議会 榎沢地区自治推進委員長
根本 元 (◎)	一般社団法人山形市医師会 会長
野口 比呂美	NPO法人やまがた育児サークルランド 代表
野口 瑞穂	特別養護老人ホームみこころの園 施設長
村松 真	山形大学東北創生研究所 准教授
鞠子 克己	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 会長
峯田 幸悦	一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 会長

(◎委員長 ○副委員長)

5 山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

【五十音順、敬称略】

氏 名	勤務先・所属団体
安孫子 満 雄	山形市身体障害者福祉協会 会長
江 部 直 美	社会福祉法人山形市社会福祉協議会地域福祉課 課長
笹 原 勢一郎	山形市地区社会福祉協議会会長連絡協議会 会長
柴 田 邦 昭	山形県社会福祉士会 業務執行理事
高 野 則 夫	山形市民生委員児童委員連合会 会長
都 築 光 一 (◎)	東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科 教授
仲 野 邦 明	山形市自治推進委員長連絡協議会 樺沢地区自治推進委員長
鞠 子 克 己 (○)	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 会長

(◎分科会長 ○副分科会長)

6 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更する

ものとする。

(社会福祉連携推進法人の認定)

第125条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第127条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- 二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- 四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
- 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

7 山形市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により設置する山形市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例等)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項（山形市子ども・子育て会議条例（平成25年市条例第29号）第3条に規定する山形市子ども・子育て会議（次項において「子ども・子育て会議」という。）の所掌事務に係るものを除く。）及び精神障がい者の福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、法及び前項に規定するもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項その他同法に規定する事項に関する事項（子ども・子育て会議の所掌事務に係るものを除く。）を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 法第9条に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(委員長の職務代理)

第5条 審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項に規定する特別の事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の規定の適用については、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなす。

6 委員長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員及び臨時委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門分科会の設置、所掌事項等)

第8条 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会は、障がい者福祉専門分科会と称する。

2 障がい者福祉専門分科会は、身体障がい者の福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 知的障がい者の福祉に関する事項

(2) 精神障がい者の福祉に関する事項

3 法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項のほか、第2条第2項に規定する事項を調査審議する。

4 前2項及び法第11条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、審議会にそれぞれ当該各号に定める専門分科会を置く。

(1) 地域福祉の推進に関する事項 地域福祉専門分科会

(2) 高齢者の福祉に関する事項 高齢者福祉専門分科会

5 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

(専門分科会の組織及び運営)

第9条 専門分科会（民生委員審査専門分科会（法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会をいう。第5項において同じ。）を除く。第6項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選により定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 第6条第1項及び第3項から第6項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第5項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第4項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第6項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

6 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(審査部会)

第10条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により、障がい者

福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 前項の審査部会は、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する当該指定の取消しに関する事項

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び同法第68条第1項に規定する当該指定の取消しに関する事項

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、福祉推進部及びこども未来部において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（山形市福祉審議会条例の廃止）

2 山形市福祉審議会条例（平成8年市条例第2号）は、廃止する。

8 山形市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市社会福祉審議会条例（平成30年市条例第54号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、山形市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、審議会に副委員長を置く。

(副専門分科会長)

第3条 条例第9条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、審議会の各専門分科会に副専門分科会長を置く。

(専門分科会の決議)

第4条 条例第9条第6項の規定により専門分科会の決議をもって審議会の決議とする事項は、別表のとおりとする。

(審査部会)

第5条 障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定めるものとする。

4 副部会長は、部会長が指名する。

5 部会長は、審査部会の事務を総理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

7 審査部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長は、その議長となる。

8 会議は、その属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

9 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 法第9条に規定する特別な事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の適用については、当該特別な事項に係る臨時委員を委員とみなす。

(審査部会の会議の特例)

第6条 部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、その審査部会に属する委員及び臨時委員に対し書面により意見を求めることによる各委員及び臨時委員の審議をもって、審査部会の会議の開催に代えることができる。

(審査部会の決議の特例)

第7条 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあってはこの限りでない。

(委員の除斥)

第8条 委員及び臨時委員は、自己又は自己が従事する業務等に直接の利害関係がある事項については、審議会若しくは専門分科会又は審査部会における審議及び議事に参加することができない。

(会議の非公開)

第9条 民生委員審査専門分科会及び審査部会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉推進部生活福祉課において総括する。ただし、次の各号に掲げる分科会等の庶務については、それぞれ当該各号に定める課が処理するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉推進部生活福祉課
- (2) 障がい者福祉専門分科会 福祉推進部障がい福祉課
- (3) 地域福祉専門分科会 福祉推進部生活福祉課
- (4) 高齢者福祉専門分科会 福祉推進部長寿支援課
- (5) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども未来課
- (6) 審査部会 福祉推進部障がい福祉課

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び専門分科会並びに審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

別表 (第4条関係)

分科会名	調査審議事項	審議会の決議とする事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> (1) 民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）が推薦した者に対する意見 (2) 推薦会が推薦した者が適当でない認め、市長が推薦会に再推薦を命じようとする場合の意見 (3) 推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め推薦する際の意見 (4) 市長が民生委員の解嘱について厚生労働大臣に具申することへの同意 (5) 民生委員の解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告 (6) 前号の事前通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾 (7) 第5号の事前通告を受けた民生委員からの意見の聴取
障がい者福祉専門分科会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障がい者の福祉に関する事項 (2) 知的障がい者の福祉に関する事項 (3) 精神障がい者の福祉に関する事項 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 知的障がい者の福祉を図るために行う、出版物等を製作し、又は販売する者等に対する必要な勧告 (2) 山形市障がい者基本計画の策定 (3) 前2号に掲げるもののほか、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉に関する事項

分科会名	調査審議事項	審議会の決議とする事項
児童福祉専門分科会	(1) 児童の福祉に関する事項 (2) 条例第2条第2項に関する事項	(1) 児童の福祉を図るために行う、芸能、出版物、玩具、遊戯具等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告 (2) 設備又は運営が最低水準に達せず、かつ、児童の福祉に著しく有害と認められる助産施設、母子生活支援施設又は保育所設置者に事業停止を命ずる場合の意見 (3) 助産施設、母子生活支援施設又は保育所に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 (4) 家庭的保育事業等を認可する場合の意見 (5) 保育所の設置を認可する場合の意見 (6) 届出保育施設に事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見 (7) 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議、市長からの諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申 (8) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを市が停止する場合の意見 (9) 母子保健に関する事項の調査審議、市長からの諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申 (10) 前各号に掲げるもののほか、児童又は妊産婦の福祉に関する事項 (11) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止等を認可する場合の意見 (12) 幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見 (13) 幼保連携型認定こども園の認可を取り消す場合の意見 (14) 幼保連携型認定こども園に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見
地域福祉専門分科会	地域福祉の推進に関する事項	(1) 山形市地域福祉計画の策定又は変更 (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項	(1) 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見 (2) 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止又は設置の認可を取消す場合の意見 (3) 山形市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

9 用語説明集

【あ行】

○新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に日常生活に定着させ、持続させるために国が定めた生活様式。

○ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。介護現場においては、ICTを導入することにより、業務の効率化による負担軽減や現場環境の改善、介護サービスの質の向上等が期待される。

○いきいき百歳体操

介護予防を目的とする、高知市が作成した高齢者向けの筋力トレーニングのための体操。

○いきいき山形男女共同参画プラン

「山形市男女共同参画推進条例」に基づき、誰もがいきいきと生活できる「男女共同参画のまち山形」の実現に向けて山形市が取り組むべき施策を総合的に定めた計画。

○インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援ではなく、家族、近隣の方、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などによるサービス・支援のこと。

○おれんじサポートチーム

「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」の役割を担う機関。認知症に関する専門医を含む複数の専門職を配置している。「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の方やその家族に対し、アセスメント、体調管理、環境改善、家族支援などの支援を包括的・集中的に行う。「認知症地域支援推進員」は、認知症の理解や対応の普及啓発、認知症の方や家族を支える支援機関のネットワーク体制づくりなど、地域の実情に応じた様々な取組を行う。

【か行】

○学習生活支援員

生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象に、個別の家庭訪問や子どもの養育に必要な情報提供といった生活支援を行う支援員。山形市では生活福祉課に配置されている。

○子ども家庭総合支援拠点

平成28年5月の児童福祉法の一部改正により設置が努力義務化された児童及び妊産婦のための相談支援拠点。児童及び妊産婦の福祉に関し、実状把握、情報提供、相談、指導、関係機

関との連絡調整を行う。専任職員を人口規模等に応じて配置し、山形市では令和4年度から運営開始予定。

○学校運営協議会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、当該学校の所在する地域の住民や、当該学校に在籍する児童生徒等の保護者等で構成される委員が、当該学校の運営に関して協議する機関。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と言う。

○権利擁護

自己の権利を表明することが困難な障がい者や高齢者が、その人らしく地域で暮らすことができるよう、成年後見制度の利用、虐待の未然防止・対応、消費者被害防止に関する諸制度の活用等を通じて、障がい者や高齢者の生活を支援するもの。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、ハード・ソフト面において、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する法律。通称「バリアフリー法」。

○高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとした法律。通称「高齢者虐待防止法」。

○こころ支えるサポーター

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。ゲートキーパー。山形市では「こころ支えるサポーター」と呼んでいる。

○子育て支援コーディネーター

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じた相談、助言、関係機関との連絡調整を行う相談員。

○コミュニティソーシャルワーカー

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う者。CSW。CSWは、既存の法制度では支援することの困難な制度の狭間の問題に対応するた

め、地域住民とともに課題の解決に取り組む。

【さ行】

○災害ボランティアセンター

災害時に、被災者・被災地を取り巻く環境の変化を正しく受け止め、ニーズを把握し、的確に支援を行うため、山形市社会福祉協議会が地域住民や関係機関の協力を得ながら設置する支援活動拠点。

○在宅医療・介護連携室ポピー

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療と介護の連携を図るために、山形市医師会内に設置している機関。市民と医療・介護事業者のための相談支援、在宅医療と介護の連携に関する会議や研修会の開催、課題抽出、医療介護資源の情報発信、人生会議（ACP）の普及啓発などを行う。

○三者懇談会

山形市社会福祉協議会が進める、町内会役員、民生委員・児童委員、福祉協力員の三者が定期的に集まり、町内会（小地域）単位で、福祉課題などを共有し解決に向けて話しあう場。

○市民後見人養成講座

弁護士などの専門職後見人ではなく、一般市民を成年後見人として養成するため、山形市成年後見センターにおいて養成基礎講習などの研修を行うもの。市民後見人になるためには、必要な知識を得た後、家庭裁判所より成年後見人として選任される必要がある。

○社会福祉連携推進法人

社会福祉法人間の連携方策として、令和2年6月の社会福祉法の改正により創設された社会福祉法人を中核とする非営利連携法人。社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者や社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者を社員とし、具体的な業務として「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」や「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」などが想定されている。

○住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等に規定する住宅の確保に特に配慮を必要とする人。具体的には、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者等をいう。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、そ

の予防と早期発見のための取組や、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。通称「障害者虐待防止法」。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。通称「障害者差別解消法」。

○新型インフルエンザ等対策行動計画

山形県が策定している「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、山形市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等を定めた計画。

○SUKSK（スクスク）生活

健康寿命の延伸に向けて山形市が提唱している、「食事(S)、運動(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)」に留意する生活。

○スクールソーシャルワーカー

課題を抱える児童への相談活動や保護者の支援・相談、関係機関とネットワーク構築等を行う、教育や福祉に関する知識や経験を持ち、教育相談に応じる資質と見識を有する者。

○スクールソーシャルワーク・コーディネーター

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、スクールソーシャルワーカーへの助言等の支援を行う専門職。山形市教育委員会に配置される。

○ステップアップ講座

認知症サポーターを対象に、認知症の人やその家族等の支援についてより実践的に学ぶ講座。

○生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階で、経済的な困窮や社会的な孤立などで生活に窮している人や世帯の自立支援を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給や就労のための支援その他の支援を行うための所要の措置を講ずる法律。

○生活サポート相談窓口

失業や離職、病気など様々な困りごとを抱え経済的に困窮している人の相談を受け、関係機関と連携しながら課題解決に向けてサポートしている相談窓口。山形市社会福祉協議会と山形市役所の2か所に開設している。

○生活支援コーディネーター

地域の支え合いを進めるため、地域における生活支援や介護予防の体制・仕組みづくりや、活動の継続に向けた相談及び調整を行う専門職。地域包括支援センターとの協働や地域関係者との情報交換により、地域のネットワーク構築を促進している。地域支え合い推進員。

○青少年指導センター指導委員

青少年の健全育成と非行防止等の活動を行う指導委員。平日の繁華街を中心とした街頭指導や長期休業期間中の各地区の巡回及び危険箇所の点検等を行っている。山形市教育委員会が委嘱する、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、青少年育成推進員、教員、PTA会員等で構成される。

○成年後見制度

精神上的障がい（知的障がい、精神障がい、認知症等）により自己判断能力が十分でない人について、金銭管理や施設入所の際の契約等を本人に成り代わって行う援助者を選ぶことで、法律的に支援し本人の権利を守る制度。本人の判断力に応じて、成年後見人、保佐人、補助人の3つの類型がある。

○成年後見センター

成年後見制度の説明や活用法の情報提供、成年後見申立手続きについての相談等を受ける機関。山形市総合福祉センターの1階にあり、相談料は無料。

○相談支援センター

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う事業所などからの相談を受け、必要な情報の提供等を行うための総合相談窓口として市内相談支援事業者に委託して設置している。市内6か所に設置（令和2年度現在）。

【た行】

○地域学校協働活動推進員

地域と学校の連絡や調整などを行い、地域学校協働活動を推進するコーディネーター。学校運営協議会に委員等として参加し、学校の運営方針を共有し、目標を達成するために必要な地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を支援する。

○地域福祉活動ガイドライン

地域福祉活動を通して住民同士がよりつながりを強めるために、山形市社会福祉協議会が作成しているガイドライン。今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のために、新しい生活様式を取り入れたガイドラインを作成している。

○地域福祉推進会議

住民座談会や事業実施により明らかになった地域の福祉の現状や生活課題を共有し、その解決に向け、住民自らが地域福祉活動に取り組んでいくことを目的として開催する会議。

○地域包括支援センター

市内30地区を基本として14の圏域を定め、高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を支援するため設置している機関。主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等を配置し、地域の身近な総合相談窓口として、地域で暮らす高齢者やその家族を介護、福祉、健康、医療などの様々な面から総合的にサポートしている。

○中間的就労

一般の就労が難しい生活困窮者や障がい者などが、就労に向けた準備や社会参加の一環として、一定の配慮や支援のもとで就労体験や軽作業などを行うこと。

○通所型サービス B

介護保険法の規定に基づき、住民主体の支え合い活動により運営する居場所。趣味活動や運動等、高齢者の交流を目的としており、社会参加・見守り・支え合い関係の構築等につながる。令和2年12月末現在で、市内に12か所ある。

【な行】

○認知症サポーター

認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する方々のこと。「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての基礎知識や認知症の方への接し方等を学ぶことにより、認知症サポーターとなる。

【は行】

○福祉教育指定校

福祉への理解と関心を高め、社会奉仕や社会連帯の精神を養うために、山形市社会福祉協議会が毎年、市内小学校・中学校・高等学校から数校を福祉教育指定校として選定し、福祉学習、ボランティア活動参加、地域社会との交流などの福祉活動を行うもの。

○福祉協力員

地域の社会福祉活動を目的に、山形市社会福祉協議会会長が委嘱した住民。約50世帯に1人の割合で配置されている。町内会や民生委員・児童委員と連携を図り、主に高齢者世帯への訪問、声かけ、見守り活動等を行っている。

○福祉避難所

介助が必要な高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など、避難生活において何らかの特別な配慮を要する人が滞在するための場所として、災害対策基本法に基づき指定する指定避難施設。市内56箇所の福祉施設及びホテルと福祉避難所としての協定を締結している（令和2年度末現在）。

○福祉マップ

誰もが安心して地域で暮らせるよう、高齢者や障がいのある方等の状況把握や緊急時の支援体制の構築、日常的支援体制のネットワーク構築等を図るため、地域住民が地区の住宅地図等に支援を必要とする世帯や地域の施設等の情報等を書き加えたもの。

○福祉まるごと会議

福祉まるごと相談員と市役所内の関係各課との具体的な連携方法や事例を通しての検討内容等を報告し、包括的な支援を実施する段階での協力を求めていくとともに、不足している仕組みについて検討、協議する会議。

○福祉まるごと相談員

コミュニティソーシャルワーカー（118ページ）を参照。

山形市では、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を「福祉まるごと相談員」と称している。

○福祉有償運送

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者など移動が困難な登録会員に対して、営利とは認められない料金で行う個別輸送サービス。

○フードドライブ

主に家庭で余っているまだ食べられる食品を持ち寄り、集めて福祉団体等へ寄贈すること。

○フードバンク

家庭を含め企業等から食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動及び団体。

○ふれあいいいきサロン

山形市社会福祉協議会で行っている小地域福祉ネットワーク事業の中の1つで、隣近所の高齢者等が気軽に集まりお茶飲みや趣味活動を行い、家に閉じこもりがちな高齢者等が仲間や生きがいをつくって、地域でいきいきと暮らしていくことを目指す活動。

○母子保健コーディネーター

妊娠期から子育て期までのさまざまな相談に応じ、子育て生活の継続的な支援を行う保健師・助産師等の専門職の資格を持った相談員。山形市では母子保健課に配置されている。

【ま行】

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や見守りを行い、社会福祉の増進に努めるボランティアである。子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねている。

【や行】

○やまがたおしごと広場

山形市、山形市シルバー人材センターほか3団体が構成する「やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会」が、山形市社会福祉協議会、山形市老人クラブ連合会等と連携し、市内各地域、各種団体等で開催している特別就業相談会。

○山形県みんなにやさしいまちづくり条例

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、年齢や性別、身体能力の違いなどにかかわらず、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できる機会がひとしく与えられるまちづくりを目指す条例。

○山形市子どもの貧困対策に係る計画

「子供の貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村による子どもの貧困対策推進に係る計画策定が努力義務となり、令和2年9月に山形市で策定された計画。計画では、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った経済的環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子供の貧困対策を推進する。」としている。

○山形市支援会議

生活困窮者自立支援法第9条の規定に基づく、本人の同意が得られないため関係機関と情報共有ができていない確な支援につながらない事案に対処できるよう検討する会議。

○山形市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例

全ての山形市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とした条例。

○山形市地域公共交通計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域にとって望ましい公共交通ネットワーク及び交通サービスに関する取り組みをまとめた「地域交通のマスタープラン」としての役割を果たす計画。高齢者や免許返納者など交通弱者の増加や地域の移動ニーズの多様化などに伴い、きめ細やかな公共交通の充実を図る。

○山形市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。児童虐待を未然に防ぎ、地域全体で子どもを見守るため、市及び関係機関で構成。

○ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するための過程のこと。

○よりあい茶屋（カフェ）

山形市、山形市シルバー人材センターほか3団体が構成する「やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会」が主体となり実施する、55歳以上の者を対象にした就業相談事業。常設のワンストップ相談窓口を設置するとともに、求職者に対する情報提供等を行うセミナーや出張相談会、市内の事業所向けの雇用・就業に関する説明会を開催している。

【ら行】

○ロボット

「情報を感知（センサー系）」、「判断し（知能・制御系）」、「動作する（駆動系）」という3つの要素技術を有する智能化した機械システム。

【わ行】

○我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業

住民の身近な圏域に相談・活動の拠点を設置し、住民が主体的に地域の困りごとを我が事として丸ごと受け止め、課題を把握し、解決につなげられるような相談支援体制づくり事業。

第3次山形市地域福祉計画

令和3年3月発行

編集 山形市福祉推進部
生活福祉課

発行 山形市
〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL (023)641-1212(代)
内線 595

